

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【計算期間】	第1期（自 2025年5月2日 至 2025年12月31日）
【ファンド名】	レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラ スト - 米国マーケット・ストラテジー （Red Arc Global Investments (Cayman) Trust - US Market Strategy Fund）
【発行者名】	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・ リミテッド （Citigroup First Investment Management Limited）
【代表者の役職氏名】	取締役 リオネル・クロード・パスカル・フランジュ （Lionel Claude Pascal Franjou, Director）
【本店の所在の場所】	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、チャンピオン・タワー 50 / F （50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong）
【代理人の氏名又は名称】	辯護士 中野 恵太
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	辯護士 中野 恵太 同 尾登 亮介
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

（注1）米ドルの円貨換算は、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.39円）による。以下同じ。

（注2）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、米ドル建て受益証券は米ドル建て、および円建て受益証券は日本円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り、それぞれ米ドルまたは日本円のいずれかをもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいう。）とは、1月1日に始まり12月31日に終了する1年をいう。ただし、第1会計年度は、2025年5月2日から2025年12月31日までの期間をいう。サブ・ファンドの運用開始日は、2025年5月2日である。

（注5）用語の定義については、本書別紙A「定義」を参照のこと。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト（以下「トラスト」という。）は、CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間に2008年10月21日に締結された信託証書（2015年3月10日付修正・再録信託証書により変更・再録済。）（以下、総称して、「信託証書」という。）に基づき設立されたオープン・エンドのアンブレラ型ユニット・トラストである。

トラストは、アンブレラ型ユニット・トラストとして設立されている。関連するサブ・ファンドに帰属する資産および債務が適用される個別ポートフォリオまたはサブ・ファンドが設定、設立されることができる。各サブ・ファンドに限定的に係る受益証券が発行される。

有価証券届出書に基づき受益証券の募集を行うサブ・ファンドは、米国マーケット・ストラテジー（以下「ファンド」または「サブ・ファンド」という。）である。

サブ・ファンドの機能通貨は、米ドルとする。受益証券の各クラスは、関連するクラス基準通貨で表示される。

投資者は、二つの異なるクラスの受益証券、すなわち、米ドル建て受益証券および円建て受益証券を取得することができる。

信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証書および信託証書を補足する追補信託証書に定める条項の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。（a）本書に定める条件と（b）当該サブ・ファンドに係る信託証書および追補信託証書に定める条件との間に不一致がある場合は、後者の条件が優先する。

サブ・ファンドの投資目的は、受益証券の適用あるクラスの受益者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供することである。

（a）後記「2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、確定利付商品」の項において記載するところにより選定される確定利付商品のポートフォリオ。

（b）スワップ取引を締結することによって、関連する本指数を通じて米国の債券・金利市場における市場の特性を最大限に活用することを目指す二つのシステムティックな戦略（以下「米国マーケット・ストラテジー」という。）に対するエクスポージャーを提供するポートフォリオ。

サブ・ファンドについて、ファンドの信託金の限度額は定められていない。

b. ファンドの基本的性格

サブ・ファンドは、信託証書および2025年1月23日付追補信託証書（以下「追補信託証書」という。）に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。管理会社は、各サブ・ファンドに関して一定の管理事務業務（受益証券の割当て、発行、譲渡および買戻しの調整を含む（ただし、これらに限られない。）。）を実行する責任を有する。

受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

管理会社は、管理会社と副管理会社との間で締結された副管理契約に従って副管理会社を任命している。副管理会社は、とりわけ、マネージド指数を管理すること、ならびにサブ・ファンドの投資目的および投資方針に従って受益証券の各クラスの計算において関連するスワップ取引を発注することについて責任を負う。

受託会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。さらに、受託会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当する。管理事務代行会社は、受益証券1口当たり純資産価格を計算する責任を負う。

後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5)その他、(イ)トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い、または本書に記載するその他の状況において早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは、(i)いずれかの評価日において純資産価額が1,000万米ドル相当を下回り、当該日またはそれ以降に管理会社がサブ・ファンドを償還することを決定する場合、または()償還日のうち、最も早く到来する日に終了する。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。

また、管理会社が(i)ボルカー・ルールに従いサブ・ファンドの運用を継続すること、または()サブ・ファンドの投資目的を達成することのいずれかが合理的に実現不可能であり、もしくは実現不可能となる見込みであるとして、管理会社がその単独の裁量により決定する場合(本指数へのエクスポージャーの獲得が不可能となったか、もしくは有利な条件でこれを行うことが不可能であると管理会社が決定する状況を含む(ただし、これらに限られない。))またはインデックス・アロケータ契約が終了した場合、管理会社は、受益者にその旨の通知を行うことにより、サブ・ファンドを終了させることができる。

受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産を、当該サブ・ファンドの信託期間中、当該サブ・ファンドの受益者の利益のために個別のサブ・ファンドとして、信託証書(関連する追補信託証書を含む。)の条件において、またその権限および規定に従って、個別の独立した信託としてかつケイマン諸島の信託法(改正済)(以下「信託法」という。)に基づき保有するものとする。

受託会社は(管理会社と協議の上)、サブ・ファンド決議または受益者決議による承認を得ることなく、大要追補信託証書の様式による共同宣言を行うことにより、随時サブ・ファンドを設定および設立することができる。当該サブ・ファンドは、信託証書(関連する追補信託証書を含む。)の条項に基づき、またその権限および規定に従い行使されるものとする。

各受益証券は無額面とする。

いずれのサブ・ファンドの受益証券も、その保有者に対して、当該サブ・ファンドの信託財産の特定部分における利益または不可分の持分を付与しないものとする。疑義を避けるために付言すると、あるサブ・ファンドの受益証券の保有者は、当該受益証券を保有していることを理由として、他のサブ・ファンドに対して利益を有さないものとする。

いずれかの信託財産の一部を構成する一切の金銭は、信託証書の規定に従い保有または投資されるものとする。

受託会社は、サブ・ファンドに関して、書面による決議をもって、当該サブ・ファンドの受益証券について1以上の独立したクラスおよび/またはシリーズを参照して、随時受益証券を設定し、指定し、発行することができる。また受託会社は、管理会社と協議の上、以下に掲げる方法などを含むかかるクラスまたはシリーズの受益証券を当該サブ・ファンドのその他のクラスまたはシリーズの受益証券と差別化するものとする。

- (a) 資産、債務、経費および費用を当該クラスおよび/またはシリーズ間で割り当てる方法
- (b) 当該クラスまたはシリーズの純資産価額を計算する方法

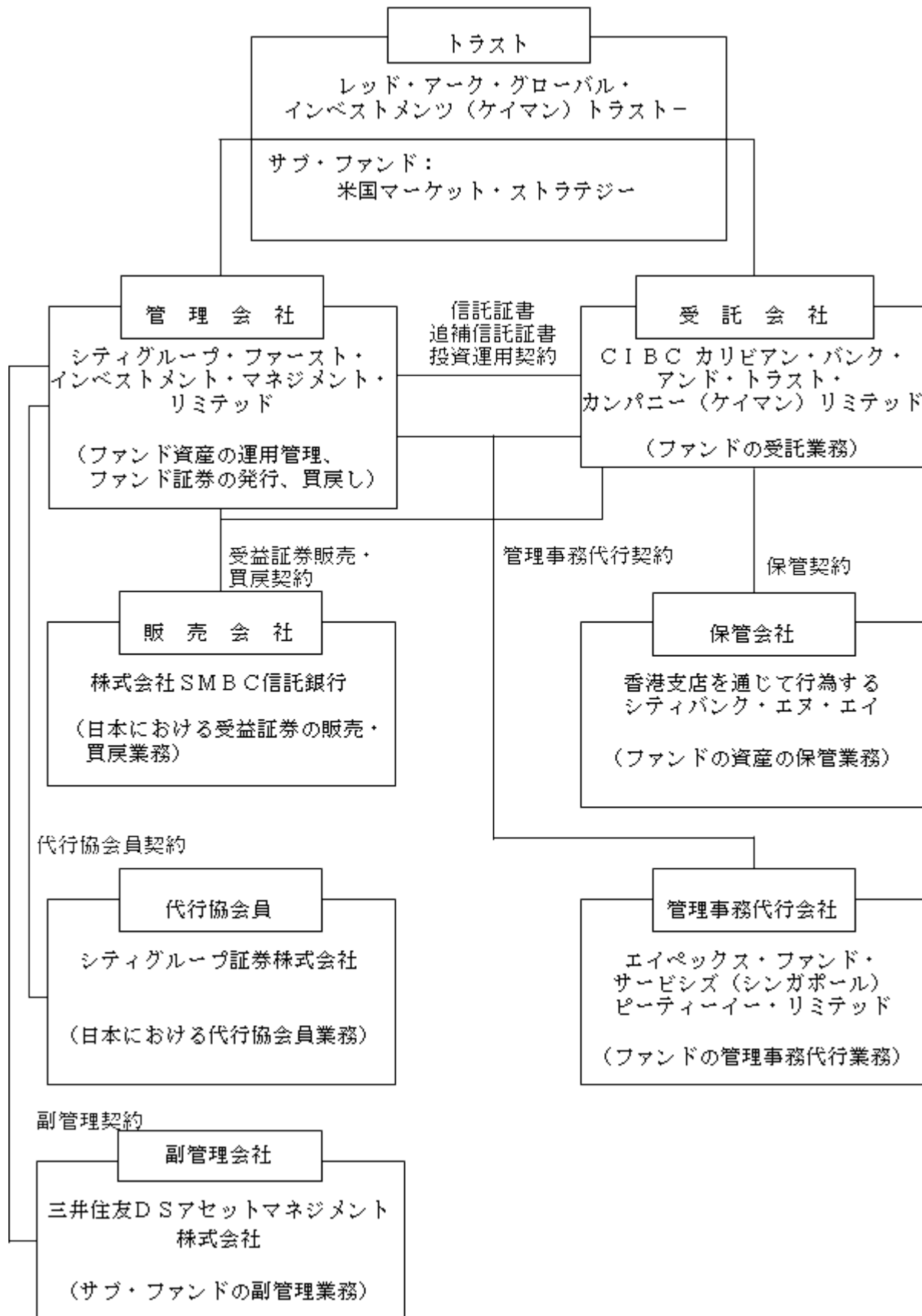
- (c) 受託会社または管理会社によって選任されたサービス提供者に支払うべき報酬(管理報酬、業績報酬および買戻手数料などを含むが、これらに限られない。)を当該各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法
- (d) 為替ヘッジに起因する費用および損益を当該各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法
- (e) かかるサブ・ファンドの信託財産に関するその他資産または債務を当該各クラスまたはシリーズに帰属させ、負担させる方法

(2) 【ファンドの沿革】

1971年1月15日	管理会社設立
2008年10月21日	信託証券締結
2015年3月10日	修正・再録信託証券締結
2015年5月12日	修正・再録信託証券効力発生
2025年1月23日	追補信託証券締結
2025年4月8日	サブ・ファンドの申込開始
2025年5月2日	サブ・ファンドの運用開始(設定日)

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Citigroup First Investment Management Limited)	管理会社	受託会社との間で信託証券および追補信託証券を、2015年3月10日付で投資運用契約（注1）を締結（2015年5月12日効力発生）。管理会社はサブ・ファンドの資産の運用管理および受益証券の発行を行う。
CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (CIBC Caribbean Bank and Trust Company(Cayman)Limited)	受託会社	管理会社との間で信託証券および追補信託証券を、2015年3月10日付で投資運用契約（注1）を締結（2015年5月12日効力発生）。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を提供する。
香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイ (Citibank N.A., acting through its Hong Kong branch)	保管会社	2025年2月頃付で受託会社との間で保管契約（注2）を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。
エイベックス・ファンド・サービス（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド (Apex Fund Services (Singapore) Pte. Ltd.)	管理事務代行会社	2023年10月25日付の管理事務代行契約（注3）について受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間でサブ・ファンドに関して2025年3月頃付承継契約を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。
シティグループ証券株式会社	代行協会員	2025年3月14日付で管理会社との間で代行協会員契約（注4）を締結。日本において代行協会員業務を行う。
株式会社SMB C信託銀行	販売会社	2025年3月18日付で管理会社および受託会社との間で受益証券販売・買戻契約（注5）を締結。日本において販売・買戻業務を提供する。
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	副管理会社	2025年3月頃付で管理会社との間で副管理契約（注6）を締結。とりわけ、マネージド指数を管理すること、ならびにサブ・ファンドの投資目的および投資方針に従って受益証券の各クラスの計算において関連するスワップ取引を発注することを委任されている。

（注1）投資運用契約とは、受託会社がサブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびにサブ・ファンドに関する投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲する契約である。

（注2）保管契約とは、受託会社によって資産の保管会社として選任された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管口座の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

（注3）管理事務代行契約とは、受託会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授權する契約である。

（注4）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の販売会社への送付等を行うことを約する契約である。

（注5）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

（注6）副管理契約とは、管理会社から選任された副管理会社がとりわけ、マネージド指数を管理すること、ならびにサブ・ファンドの投資目的および投資方針に従って受益証券の各クラスの計算において関連するスワップ取引を発注することについて責任を負うことを約する契約である。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、香港の法律に基づき設立された。

() 会社の目的

管理会社の目的は、投資ファンドを運営、管理することである。香港法第571章の証券先物法（以下「SF0」という。）第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

() 株式資本の額

管理会社の資本金は200万200香港ドル（約4,094万円）で、2026年4月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約2,047円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、2026年4月末日現在70,097,608香港ドル（約14億円）であった。

（注）香港ドルの円換算額は、便宜上、2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル=20.47円）による。以下別段の記載がない限りこれによる。

() 会社の沿革

1971年1月15日設立。

管理会社は、2007年2月16日香港の証券先物委員会からタイプ4および9の認可を受けた。

() 大株主の状況

（2026年4月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッド (Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited)	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、チャンピオン・タワー50/F (50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong)	2万2株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、信託法に基づき設立されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制される。

準拠法の内容

() 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、かつ信託に関する英国判例法のほとんどのを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、受益者たる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のケイマン諸島のユニット・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づく免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、（限られた一定の場合を除き、）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

() ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」の記載を参照。

() 一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)

一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件(証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況(もしあれば))を含む。)証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の業務提供者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社(もしくはブライムブローカー)を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の業務提供者に通知しなければならない。「同等の法律が存在する法域」とは、ケイマン諸島犯罪収益に関する法律(改正済)(以下「ケイマン諸島犯罪収益に関する法律」という。)第5(2)(a)条にしたがって指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンドンリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域をいう。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家および投資顧問会社以外の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければならない。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされている。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁(CIMA)への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載し、またミューチュアル・ファンド規則の要求する情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- ・ 弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- ・ 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を行い、または行おうとしていること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法(改正済)、マネー・ロンダリング防止規則(改正済)または受託会社の認可条件を遵守せずに事業を行い、または行おうとしていること。

サブ・ファンドの監査人は、ケーピーエムジー エルエルピー(KPMG LLP)である。サブ・ファンドの会計監査は、香港財務報告基準に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、毎年6月30日までは前年12月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a)サブ・ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b)受託会社もしくは管理会社はその設立文書または目論見書に定める規定に従って、サブ・ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、()当該事実を受託会社に書面で報告し、()当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、サブ・ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、(a)サブ・ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b)サブ・ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにサブ・ファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、サブ・ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むサブ・ファンドの名称
- (b) 投資者により保有されている各受益証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済受益証券口数

受託会社は、(a)受託会社が知る限り、サブ・ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b)サブ・ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

サブ・ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

(ロ) 受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了する。監査済年次計算書類は、香港財務報告基準に従い作成され、通常、各会計年度の末日から6か月以内に受益者に送付される。未監査の半期計算書類は、香港財務報告基準に従い、6月30日に終了する各半期に関して作成され、通常、かかる半期の末日から3か月以内に受益者に入手可能な状態となる。最初の報告書は、2025年5月2日に開始し同年12月31日に終了する期間に関する監査済年次報告書である。

また、管理事務代行会社は、各月の末日時点の受益者に保有されている受益証券の残高を記載した月次報告書を受益者に提供し、さらに、受益証券の申込みまたは買戻しのいずれかを行った受益者のそれぞれに対しては、当該申込みまたは買戻しの後に追加の残高証明書を提供する。

年次報告書を含むサブ・ファンドについてのより詳細な情報は、請求により、管理会社および受託会社から入手することができる。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各特定期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証券を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証券を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は電磁的方法によりファンドの代行協会であるシティグループ証券株式会社のホームページにおいて提供される。

(6)【監督官庁の概要】

ミューチュアル・ファンド法

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制される。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、CIMAに対する年次の所定の事項の報告および監査済年次財務書類の提出を規定する。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも、受託会社に対し、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。これらのCIMAの指示を遵守しない場合、受託会社は、高額な罰金に服することがあり、また、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネージャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、受託会社の適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

マネー・ロンダリング規制

マネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用し、維持する必要がある。そして申込者に対して、その身元、申込者の実質的所有者および支配者の身元(適用ある場合)ならびに資金源を証明する証拠の提出を要求することができる。許可された場合、一定の条件に基づき、受託会社はまた、そのマネー・ロンダリング防止手続(デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。)の維持を適切な者に委託することができる。

また、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込者または譲受人の身元、申込者または譲受人の実質的所有者および支配者の身元(適用ある場合)ならびに資金源を証明するために必要な情報を請求する権利を留保する。ただし、場合によっては、受託会社およびその適式に選任された委託先は、随時改正または変更されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(改正済)またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合で、完全なデュー・ディリジェンスが必要ないと考える場合には、情報を要求しないこととすることもできる。

申込者が証明の目的で要求される情報の提出を遅延するか、または怠った場合、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込みの受理を拒絶することができ、その場合、受領された資金は利息を付することなく、当該資金の送金元口座に返金されるものとする。

受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先は、受益者に対する買戻代金の支払いまたは分配金の支払いが適用ある法律もしくは規制に従っていない疑いがあると受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先が判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、またはかかる支払いの拒絶が、受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するのに必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒絶することができる。

ケイマン諸島における者が、他の者が犯罪行為に従事しまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくはそのような疑惑を抱き、またはこれらを知り、もしくは疑惑を抱くことについて合理的な根拠を得た場合、またかかる認識もしくは疑惑に関する情報を規制を受ける部門における業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行の過程で知った場合、当該者は、上記の確信または疑惑を、()その通報が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関するものである場合はケイマン諸島犯罪収益に関する法律に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、または()その通報がテロ行為またはテロリストの資金提供および資産への関与に関するものである場合はケイマン諸島のテロリズム法(改正済)に基づき巡査

以上の階級の警察官または財務報告当局に対して報告する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされない。

ケイマン諸島データ保護法

ケイマン諸島政府は、2017年5月18日にデータ保護法(改正済)(以下「DPA」という。)を施行した。DPAにより、国際的に受け入れられたデータ・プライバシー原則に基づいた受託会社の法令上の要求を導入する。

受託会社は、管理会社と共に、DPAの下での受託会社のデータ保護義務および投資者(および投資者と関連する個人)のデータ保護権利を概説する書類(以下「サブ・ファンド・プライバシー通知」という。)を準備してきた。サブ・ファンド・プライバシー通知は、本書別紙Bに含まれている。

潜在的投資者は、サブ・ファンドへの投資ならびに受託会社およびその関連会社および/またはその委託先との関連するやり取り(口座開設書式および申込書式の記入、および(適用ある場合には)電磁的方法でのやり取りまたは電話通話の記録を含む。)の観点から、または受託会社に投資者と関連する個人(例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、クライアント、実質的受益者または代理人)の個人情報を提供する観点から、当該個人は受託会社ならびにその関連会社および/または委託者(管理事務代行会社を含むが、これに限られない。)に対しDPAにおいて個人データを形成する一定の個人情報を提供することに留意すべきである。個人データについてデータ管理者として行為する受託会社ならびに管理事務代行会社、管理会社およびその他のような受託会社の関連者および/または委託者は、データ処理者(または一定の場合に自身の権利においてデータ管理者)として行為する可能性がある。

サブ・ファンドへの投資によりおよび/またはサブ・ファンドへの投資を続けることにより、投資者は、サブ・ファンド・プライバシー通知を熟読し理解したと、およびサブ・ファンド・プライバシー通知はサブ・ファンドへの投資に関連するデータ保護権利および義務の概略を提供するとみなされることを承知したものとす。口座開設書式および各申込書式には関連する表明保証が含まれている。

DPAの監視はケイマン諸島のオンブズマン・オフィスの責任である。受託会社によるDPAの違反は、治癒命令、金銭ペナルティまたは犯罪訴追への紹介を含む、オンブズマンの執行行為を招く可能性がある。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的および投資方針

サブ・ファンドの投資目的は、受益証券の適用あるクラスの受益者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供することである。

(a) 後記「確定利付商品」の項において記載するところにより選定される確定利付商品のポートフォリオ。

(b) スワップ取引を締結することによって、関連する本指数を通じて米国マーケット・ストラテジーに対するエクスポージャーを提供するポートフォリオ。

米国マーケット・ストラテジーは、二つの構成指数から成る一定の比率で構成されたバスケットのパフォーマンスをトラックするベース指数または円指数（該当する方）を通じて達成され、当該構成指数はそれぞれシステマティックな戦略を表している。詳細は後記「米国マーケット・ストラテジー」の項に記載される。

受益証券の各クラスは、ベース指数または円指数（該当する方）を通じて米国マーケット・ストラテジーへのエクスポージャーを獲得する。米ドル建て受益証券は、ベース指数（米ドル建て）を通じて米国マーケット・ストラテジーへのエクスポージャーを獲得し、円建て受益証券は、円指数（円建て）を通じて米国マーケット・ストラテジーへのエクスポージャーを獲得する。円指数は、ベース指数から派生したものであり、そのパフォーマンスを円で表すことを目的としている。この達成のため、円指数は、適切な外国為替レートを用いてベース指数の指数レベルを米ドルから日本円に変換し、一定の取引費用を適用することで、円建てのベース指数のパフォーマンスへのエクスポージャーを提供している。

受益証券の各クラスの計算において保有される確定利付商品および/または受益証券の各クラスの計算において締結されるスワップ取引に関して、受益証券の各クラスの計算において受領される元本および収益の金額は、適用あるクラス基準通貨で表示される。サブ・ファンドのレベルにおいても、受益証券のいずれのクラスに関しても、為替ヘッジは行われない。

管理会社は、管理会社と副管理会社との間で締結された副管理契約に従って副管理会社を任命している。副管理会社は、とりわけ、マネージド指数を管理すること、ならびにサブ・ファンドの投資目的および投資方針に従って受益証券の各クラスの計算において関連するスワップ取引を発注することについて責任を負う。

指数管理事務代行会社およびインデックス・アロケーターはインデックス・アロケーション契約を締結しており、これに基づき、インデックス・アロケーターは、各マネージド指数の手法において使用される特定のパラメータ（以下「本パラメータ」という。）に関して、裁量に基づいて、また（適用がある場合は）特定の制約（以下「本制約」という。）に従い、決定を行い、指図を出すことができる。

疑義を避けるため付言すると、サブ・ファンドは、元本確保の恩恵を受けることはなく、および保険または保証の対象となることはない。サブ・ファンドに対する投資は、元本の損失の可能性を含む一定の投資リスクを伴う。

確定利付商品

受益証券の各クラスの受益証券の継続取得申込みによる投資可能手取金は、確定利付商品をもって構成されるポートフォリオに対して投資される。確定利付商品は、米ドル建て受益証券については米国財務省短期証券、円建て受益証券については日本短期国債であり、いずれも買付けの時点において満期までの残存期間が12か月以下である。

受益証券のあるクラスに関して保有される既存の確定利付商品の満期が近づいた場合、リバランスが生じ、確定利付商品の満期または売却の純手取金が、リバランスの時点における当該サブ・ファンドの流動性需要を考慮の上、類似の満期を有する新たな確定利付商品に対して再投資される。

スワップ取引

サブ・ファンドは、受益証券の各クラスに関して、店頭スワップ取引（以下「スワップ取引」という。）を締結することによって、受益証券の当該クラスに対して適用ある関連する本指数に対するエクスポージャーを

得ることを目指す。スワップ取引は、管理会社が受託会社の代理人として、受益証券の各クラスの勘定のために締結する。副管理契約の条項に従って任命された副管理会社は、関連するスワップ取引の注文を、その条件ならびにサブ・ファンドの投資目的および投資方針に従って発注する責任を負う。

受益証券の各クラスの計算において、スワップ取引に基づき得られる各本指数に対する想定エクスポージャーの概算は、関連するスワップ取引の締結時点における受益証券の当該クラスに対して帰属すべき純資産価額に概ね相当し、新規のスワップ取引に関しては概ねこれに相当する見込みであり、また、受益証券の当該クラスに帰属すべき純資産価額の約95%から105%の範囲内で定期的にリバランスされる。また、スワップ取引の想定エクスポージャーは、一定の状況（受益証券の取得申込みもしくは買戻しならびに/またはサブ・ファンドの資産から行われる報酬および費用の支払いを含むが、これらに限られない。）において、副管理会社により調整が行われることがある。当初のスワップ取引を締結するために元本金額の当初の交換は必要とされず、また当初証拠金および/または独立担保額のみがスワップ・カウンターパーティーに対して提供されることを必要とされる。これとは別に、継続的に、サブ・ファンドとスワップ・カウンターパーティーとの間で担保が交換されることがある。

各スワップ取引の価額は、本指数自体に組み込まれ課される税金、手数料および想定取引費用の控除を反映している。その意味するところは、各スワップ取引の価額は、本指数それぞれの指数水準において負担する手数料および税金を間接的に反映する。スワップ・カウンターパーティーは、解消するスワップ取引の想定エクスポージャーの0.05%の取引費用を請求する（当該取引費用を、以下「スワップ取引手数料」という。）。

スワップ取引を締結する時点においてすべての条件が確定するため、副管理会社は、スワップ取引において裁量を有しない。

管理会社は、本指数へのエクスポージャーを得るために、その単独の裁量により他のデリバティブ商品を使用する（または副管理会社に使用を指示する）裁量権を留保する。

各スワップ取引の満期日をもって、流動性および市場規模の制約に従いつつ、取引の更改が生じ、これによりサブ・ファンドがその時点において保有する既存の満期を迎えたスワップ取引が終了し、副管理会社は、「スワップ取引」と題する本項に従い、管理会社がスワップ・カウンターパーティーとの間で締結する新たなスワップ取引を発注する。

管理会社は、スワップ取引に関連する義務を副管理会社が履行できない範囲において、本項に記載される副管理会社の義務を履行する。

サブ・ファンドの投資目的が達成されるとの保証は一切ない。

米国マーケット・ストラテジー

米国マーケット・ストラテジーは、二つの構成指数を一定の比率で組み入れたバスケットのパフォーマンスをトラックするベース指数を通じて達成され、これらの構成指数はそれぞれ、米国の債券および金利市場へのダイナミックなエクスポージャーを提供するシステムティックな戦略となっている。詳細は以下に記載する。

ベース指数は、以下の表に定める構成指数（以下、その戦略を「金利ダイナミックカーブ戦略」および「債券月末ポジション戦略」という。）から構成される。

戦略	構成指数	当初構成比率
金利ダイナミックカーブ戦略	米ドル10年物-2年物金利スワップ・ダイナミック・カーブ・アクティブ指数	100%
債券月末ポジション戦略	10年物米国財務省証券TOMアクティブ指数	100%

ベース指数、金利ダイナミックカーブ戦略および債券月末ポジション戦略は、それぞれマネージド指数（以下「マネージド指数」という。）である。各マネージド指数は、関連するマネージド指数の手法において使用される特定の本パラメータを裁量に基づいて決定するためにインデックス・アロケーターを使用する。

ベース指数は、構成銘柄に対する想定レバレッジによるエクスポージャーを提供することを目的としており、当初構成比率は、金利ダイナミックカーブ戦略に対して100%、債券月末ポジション戦略に対して100%と設定されている。構成比率は本パラメータであり、インデックス・アロケータは、最小および最大構成比率割当てに関する本制約に従い、その裁量において、いつでも構成銘柄の構成比率を変更することができる(ただし、変更する義務はない。)。具体的には、ベース指数に関して、インデックス・アロケータは、金利ダイナミックカーブ戦略および債券月末ポジション戦略のそれぞれについて、80%(最小構成比率割当てに関する本制約)以上120%(最大構成比率割当てに関する本制約)以下の範囲でのみ配分を選択することができる。したがって、ベース指数の構成銘柄に対するエクスポージャーの合計は、160%以上240%以下の範囲となる。疑義を避けるために付言すると、インデックス・アロケータが配分比率を変更する裁量を行わなかった場合、構成比率は、インデックス・アロケータが指図した直近の構成比率で固定されるか、指図がない場合は、金利ダイナミックカーブ戦略について100%、債券月末ポジション戦略について100%で固定される。レバレッジによるエクスポージャーは、ベース指数のパフォーマンスに対する構成銘柄の損益の影響を拡大する。

金利ダイナミックカーブ戦略および債券月末ポジション戦略の手法については、以下に詳述される。

金利ダイナミックカーブ戦略

金利ダイナミックカーブ戦略は、フラットナーポジションまたはスティープナーポジションのいずれかを構築することで、異なる満期の二つの米ドル金利スワップの利回り(すなわちイールドカーブの形状)の変化から収益を獲得することを目指すカーブ戦略である。金利変動は、主に、中央銀行の金融政策の変更または市場参加者による将来の市場環境の見通しの変化に起因して生じる。一般的に、満期までの期間が短い金利は、長いものよりも金融政策の変更や市場心理に大きく反応する傾向があることが広く知られている。したがって、米国金利が低下する市場環境では、満期までの期間が短い米ドル金利スワップの利回りは長期のものに比べて急速に低下し、イールドカーブは急峻化(スティーピング)することになる。逆に、米国金利が上昇する市場環境では、満期までの期間が短い米ドル金利スワップの利回りは長期のものに比べて急速に上昇し、イールドカーブは平坦化(フラットニング)する。

このような市場の特性を最大限利用して、この戦略では、指定されたシグナルに応じて、イールドカーブのスティープナーエクスポージャー(2年物米ドル金利スワップのロングポジションおよび10年物米ドル金利スワップのショートポジションで表示される。)またはイールドカーブのフラットナーエクスポージャー(2年物米ドル金利スワップのショートポジションおよび10年物米ドル金利スワップのロングポジションで表示される。)のいずれか一方のロングポジションをとることにより、イールドカーブのスティーピングまたはフラットニングを収益化することを目指す。イールドカーブのスティープナーエクスポージャーは、シティ米ドル10年物 - 2年物金利スワップ・スティープナー・シリーズA指数を通じて提供され、一方でイールドカーブのフラットナーエクスポージャーはシティ米ドル10年物 - 2年物金利スワップ・フラットナー・シリーズA指数を通じて提供される。

イールドカーブのスティープナーポジションまたはイールドカーブのフラットナーポジションを決定する際に使用されるシグナルは、指定されたレートの移動平均を参照して計算される。移動平均は、指定されたルックバック・ウィンドウ期間中のレート水準の平均として決定される。その後シグナルは指定された閾値と比較され、戦略がよりイールドカーブのスティープナーエクスポージャーをとるか、またはイールドカーブのフラットナーエクスポージャーをとるかが決定される。指定されたレート、指定された閾値および指定されたルックバック・ウィンドウはそれぞれ、インデックス・アロケータにより変更される可能性がある本パラメータである。デフォルトの本パラメータは、以下の通りである。

- () 指定されたレート：米ドル3ヵ月オーバーナイト・インデックス・スワップレート
- () 指定された閾値：0.0000000001
- () 指定されたルックバック・ウィンドウ：60指数営業日

インデックス・アロケーターは、暦年あたり最大2回まで、指定されたレート、指定された閾値および/または指定されたルックバック・ウィンドウの変更を要請することがある。金利ダイナミックカーブ戦略の本パラメータに適用される本制約はない。

2年物米ドル金利スワップへのエクスポージャーはプラス/マイナス500%、10年物米ドル金利スワップへのエクスポージャーはプラス/マイナス100%である。

債券月末ポジション戦略

債券月末ポジション戦略は、各暦月末に向かった期間に、関連する米国国債先物市場で発生する可能性のある「取引集中効果」を収益化することを目指す戦略である。パッシブ運用とアクティブ運用がよりバランス良く行われる傾向にある株式市場とは対照的に、債券運用マネージャーはパッシブ運用に偏りがちであり、ベンチマーク債券指数との連動性がよりシステマティックである。効率性の観点から、ベンチマーク債券指数は月末にリバランスするよう構築されている。かかるリバランスが行われると、当該月の新規発行債券が指数に組み入れられ、市場に買い圧力がかかることになる。かかる動きはこれまで、結果として債券市場では月末に強気相場が持続するという現象に繋がっている。

このような市場の特性を最大限利用して、この戦略では、「取引集中」期間の発生が予想される前に、米国財務省証券市場に対する、想定元本ベースのロールオーバー型ロング・エクスポージャーを設定するようタイミングを調整し、（国債先物契約の連続を通じて）かかるエクスポージャーのパフォーマンスを反映することを目指す。その後「取引集中」期間中に発生する価格上昇の恩恵を受けようとする目的で、当該「取引集中」期間中に想定元本の売却を行うことにより当該エクスポージャーを相殺する。この戦略は、実質的には、各月末に向けて徐々に米国国債先物のポジションを積み上げていき、各月の最終指数営業日の市場終了時にすべてのポジションを手仕舞いすることになる。エクスポージャーは、シティ金利債券先物市場トラッカー指数（以下「マーケット・トラッカー指数」という。）を通じて提供される。

この戦略は、毎月最後の4指数営業日においてのみ米国国債先物へのエクスポージャーを獲得する。これらの各営業日には、最後から4番目の指数営業日から最後の指数営業日まで、あらかじめ定められた75%、150%、225%および300%の構成比率がそれぞれ割り当てられる（ただし、これらは本パラメータであり、この順で上昇するとは限らない。）。ポジションは、関連する指数要項に記載されるとおり、直前の指数営業日の市場終値レベルで構築される。

インデックス・アロケーターは、毎月最後の4指数営業日のそれぞれに割り当てられた構成比率（本パラメータ）を調整する裁量権を有する。この調整により、マネージド指数がマーケット・トラッカー指数に対して想定エクスポージャーを増加または減少するかが決定される。インデックス・アロケーターは、米国国債先物に対するエクスポージャーを修正することができ、一日当たりの最小エクスポージャーは10%（最小構成比率×レバレッジ）、一日当たりの最大エクスポージャーは300%（最大構成比率×レバレッジ）とする。

当該月の残りの期間については、同戦略における米国国債先物へのエクスポージャーは0%を維持する。

インデックス・アロケーターは、下記の表に定められた最小構成比率および最大構成比率に関する本制約に従い、暦年あたり最大2回まで、構成比率の変更を要求することがある。

最小構成比率	最大構成比率	レバレッジ
構成銘柄の構成比率は、一日当たり10 / 3%以上でなければならない。	構成銘柄の構成比率は、一日当たり100%以下でなければならない。	300%

指数想定費用

関連する本指数の指数水準は、指数要項に記載されるとおり、想定費用等（想定費用、手数料、スプレッドまたはこれらと同様の用語で称されることがある。）の控除を含む場合がある。

金利ダイナミックカーブ戦略の裏付けとなる個別の構成銘柄（米ドル10年物-2年物金利スワップ・ダイナミック・カーブ・アクティブ指数）は、米ドル金利スワップである構成銘柄の更改に伴う費用を包含している。

金利ダイナミックカーブ戦略	構成銘柄	リバランス費用	更改費用	想定複製費用 (%)
米ドル10年物-2年物金利スワップ・ダイナミック・カーブ・アクティブ指数	米ドル金利スワップ契約 ((a) シティ米ドル10年物 - 2年物金利スワップ・ステープナー・シリーズA指数および (b) シティ米ドル10年物 - 2年物金利スワップ・フラットナー・シリーズA指数の一定の比率で構成されたバスケットを通じて)	米ドル金利スワップ契約に関するアニウイティに0.002%を乗じた額	米ドル金利スワップ契約に関するアニウイティに0.0015%を乗じた額	0.05%

債券月末ポジション戦略の裏付けとなる個別の構成銘柄（10年物米国財務省証券TOMアクティブ指数）は、先物である構成銘柄のリバランスおよび更改に伴う費用を包含している。

債券月末ポジション戦略	構成銘柄	リバランス費用	更改費用
10年物米国財務省証券TOMアクティブ指数	10年物米国財務省証券先物契約 (マーケット・トラッカー指数を通じて)	0.02%	0.01%

金利ダイナミックカーブ戦略および債券月末ポジション戦略のそれぞれに包含されるレバレッジにより、構成銘柄のリバランスおよび更改に伴い包含される費用が増加する。詳細については、「レバレッジ」の項を参照のこと。

ベース指数報酬

ベース指数の指数水準は、次に掲げる算式にて計算されるとおり、各指数営業日（以下「関連指数営業日」という。）に関して、固定の率による控除（以下「指数報酬」という。）を反映する。

$$X \times Y \div Z$$

上記の算式における用語の意味は、それぞれ以下に掲げるとおりである。

Xは、指数報酬の0.2%である。

Yは、関連指数営業日の直前の指数営業日（当日を含まない。）から関連指数営業日（当日を含む。）までの暦日の日数である。

Zは、365である。

ベース指数の指数水準は、指数スポンサーによって公表される。

本項は、関連する本指数の完全な記述ではなく、関連する本指数の主要な性質の部分的な概要を内容とするに過ぎない。本指数の英文による指数要項および本要約は、次に掲げるアドレスにおいて入手できる。

本指数の本要約：

https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Equity/US_Market_Strategy_Index_-_Index_Description.pdf

本指数の指数要項：

https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Equity/US_Market_Strategy_Index_-_Index_Conditions.pdf

これらの書類のコピーは、請求により管理会社からも入手可能である。

指数要項は、関連する本指数が準拠する規則および関連する本指数の主要な性質のより詳細な記述を内容とする。とりわけ、指数要項の各編に記載される本指数の手法は、関連する本指数が指数計算代理人によって計算される方法に係る記述および関連する本指数に対するエクスポージャーを引き受けるときに斟酌すべき要素に係る説明を含んでいる。**投資者は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に、指数要項の全部を読むべきである。**本項と指数要項との間に不一致がある場合、関連する指数要項が優先するものとする。

現金方針

サブ・ファンドの当座の必要性をそれが生ずる都度斟酌して、サブ・ファンドの資産の一定比率は、現金または短期金融市場商品等の現金同等の有価証券で保有されることがある。管理会社は、サブ・ファンドが常にその支払債務を充足する状態にあることを確保するため、現金または現金同等の有価証券へのサブ・ファンドの配分を管理する。したがって、受益証券の発行手取金の一部がポートフォリオに対して投資されず、またこれに代わり、かつ、管理会社の裁量において、保管会社に開設した銀行預金口座において、および/または短期金融市場商品等の他の現金同等の有価証券の形式により、留め置かれる(以下「現金留保」という。)ことがある。現金留保は、サブ・ファンドの継続的費用に用いられる。現金留保に加え、管理会社は、必要な場合において、サブ・ファンドのキャッシュ・フローの必要性に応じる十分な流動性を提供するため、(必要に応じて、確定利付証券の一部もしくは全部を売却することにより、および/または副管理会社にスワップ取引の一部もしくは全部を手仕舞いさせることにより)随時サブ・ファンドの資産の一定割合を現金に配分することがある。サブ・ファンドの通常の支払債務は、スワップ取引に関するスワップ・カウンターパーティーに対する担保の供与、買戻代金ならびに管理会社およびサブ・ファンドの他のサービス提供者に対して支払われるべき他の通常の報酬および費用を含む(ただし、これらに限られない。)

管理会社の運用上の原則は、サブ・ファンドがその支払債務の履行期が到来するときは常にその支払債務を充足する状態にあることを確保する一方、サブ・ファンドの現金保有を最低限に維持することである。通常の場合の下、管理会社は、純資産価額の10%超を現金留保で保有することを想定していないが、確定利付商品のポートフォリオのリバランスおよび/または更改、スワップ取引の更改取引またはスワップ取引に関する証拠金要件による場合を含む(ただし、これらに限られない。)理由により、10%超を保有することもある。

(2)【投資対象】

前記「(1)投資方針」の項を参照のこと。

(3)【運用体制】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を(関連するサブ・ファンドの費用で)委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

(a) 管理会社は、各委託先が信託証書の規定(適用ある範囲において)を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。

(b) 適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト(いずれかのサブ・ファンドを含む。)が被った損失について一切責任を負わない。

(c) 当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償権を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- (a) 管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- (b) 管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が選任されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受託会社の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および/または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受託会社の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を選任している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担しまたは被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担しまたは被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インク（Citigroup Inc.）の間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・

マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。SF0第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

本書の日付現在、管理会社の取締役は以下のとおりである。

リオネル・クロード・パスカル・フランジュ(Lionel Claude Pascal Franjou)氏は、管理会社の取締役兼責任者である。フランジュ氏は、シティのマルチ・アセット・グループ内におけるシティのコンプレックス・ストラクチャリングのAPAC責任者兼管理会社の責任者でもある。

ウェイ(ヴィヴィアン)グオ(Wei (Vivienne) Guo)氏は、管理会社の取締役兼日本、北アジアおよびオーストラリア(JANA)クラスターのエグゼクティブ・ディビジョン・サポートの責任者であり、同クラスターの財務・戦略分析および予算編成活動を主導している。

(4)【配分方針】

サブ・ファンドは、現在、受益者への分配を行わない方針である。したがって、サブ・ファンドの純収益および実現キャピタル・ゲインのすべては、再投資され、および受益証券の適用あるクラスに帰属すべき純資産価額に反映される。ただし、管理会社は、(受託会社と協議の上)受益証券のあるクラスに関して、その単独の裁量により随時決定される金額(もしあれば)を分配する裁量を留保している。

(5)【投資制限】

投資制限

管理会社および副管理会社は、サブ・ファンドの計算において、サブ・ファンドの総資産の50%超を金融商品取引法に定義される「有価証券」(社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など)(有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。)および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資する。

管理会社および副管理会社は、サブ・ファンドのために以下に掲げることを行わない。

- (a) 取得の結果として管理会社が運用するすべての投資信託が保有する投資会社ではないいずれかの会社の議決権付株式の総数が当該会社の全発行済議決権付株式の50%を超える場合において、当該会社の株式を取得すること。
- (b) サブ・ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15%を超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること(ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書もしくはサブ・ファンドの補遺において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとする。)
- (c) 自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。
- (d) 管理会社および/もしくは副管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む(ただし、これらに限られない。)受益者の利益を害し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと。
- (e) 空売りの結果、サブ・ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合において、空売りを行うこと。
- (f) 後記「借入れ方針」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと。
- (g) 一の発行体の株式または一の投資信託の受益証券について、その保有の結果として、一の発行体の当該株式または受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」という。)が純資産価額の10%を超えることとなる場合において(当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。)、当該株式または受益証券を保有すること。

- (h) 一の取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である一の発行体に係るデリバティブのポジションについて、その保有の結果として、当該取引相手方または当該デリバティブのポジションに係る発行体に対して生じる純エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」という。）が純資産価額の10%を超えることとなる場合において（当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）、当該デリバティブのポジションを保有すること。（注：当該デリバティブ取引のもと、取引相手方の債務に担保が設定されまたは証拠金が差し入れられている場合、当該担保または証拠金の評価額は控除することができる。）。
- (i) 一つの主体により発行され、組成され、または引き受けられた、() 有価証券（上記（g）に定める株式または受益証券を除く。）、() 金銭債権（上記（h）に定めるデリバティブを除く。）および() 匿名組合出資持分について、その総額（以下「債券等エクスポージャー」という。）が純資産価額の10%を超えることとなる場合において（当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）、当該() 有価証券、() 金銭債権および() 匿名組合出資持分を保有すること。（注：担保付取引の場合は、担保評価額を控除することができ、当該主体に対するサブ・ファンドの負う支払債務が存在する場合は、支払債務額を控除することができる。）
- (j) 一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの総額が純資産価額の20%を超えることとなる場合において、当該主体に対するポジションを保有すること。

管理会社は、サブ・ファンドの計算において、デリバティブ取引から生じるリスクを十分に把握する過程において管理会社により実施されるリスク管理手続きである、規制を受けている金融商品取引業者の自己資本比率規制において定められる標準的方式の「市場リスク相当額」の算出方法を参考に用いた未決済のデリバティブ取引またはその他の類似の取引のリスク量が純資産価額の80%以内となるように確保する。以上の規定の目的において、「標準的方式」および「自己資本比率規制」とは、それぞれ日本の金融庁の規則に定める意味を有する。

前記（g）から（j）までの投資制限に基づく発行体集中およびカウンターパーティー・エクスポージャーのリスクを計算する目的において、サブ・ファンドが集団投資事業体および/または証券化商品に直接投資する場合、かつ、それらそれぞれの発行体および/またはビークルの資産が固有資産または当該発行体および/もしくはビークルが保有し、これらの集団投資事業体および/もしくは証券化商品に帰属しないその他の資産から分離されており、かつ、当該発行体および/またはビークルが倒産隔離の団体である場合、当該集団投資事業体および/または証券化商品の裏付資産に対するサブ・ファンドの間接的なポジションのエクスポージャーは、エクスポージャーを算定する際にルック・スルーすることができる。

管理会社は、上記の投資制限に係る適用ある制定法または規則が修正されまたはその他新たなものとなり、管理会社の意見において投資制限が適用ある法律および規則に違反することなく修正できる場合、受託会社と協議の上、受益者の同意を得ることなく、上記の投資制限のいずれについても、追加、修正または削除（該当する方）を行う権限を有するものとする（ただし、当該修正または削除について受益者に対し21日前の事前の通知を行うものとする。）。

管理会社および/または副管理会社は、(i) 受益証券の購入申込みもしくは買戻請求が大量になされると単独で判断する場合、() サブ・ファンドが投資する市場もしくは投資対象の急激もしくは大幅な変動を単独の裁量により予期する場合もしくは管理会社の合理的な支配を超えるその他の事由が存在する場合、ならびに/または() 投資方針およびガイドラインからの逸脱が(a) サブ・ファンドを終了する準備を行うためもしくは(b) サブ・ファンドの資産の規模の結果として管理会社の単独の裁量により合理的に必要な場合、前記の投資方針およびガイドライン（ただし、(a) ないし(j) の投資制限を除く。）から一時的に逸脱することを決定することができる。当該逸脱を認識した場合、管理会社および/または副管理会社（該当する方）は、受益者の利益を考慮し、合理的に可能な限り速やかに当該逸脱を是正することを目指す。

借入れ方針

管理会社および/またはその委託先は、借入残高の総額が純資産価額の10%を超える結果とはならないことを条件として、サブ・ファンドの計算において金銭を借り入れることができる。ただし、サブ・ファンドが他のサブ・ファンド、投資ファンドまたは他の種類の集団投資スキームとの併合を含む（ただし、これらに限られない。）特別な状況において、12か月を超えない期間で一時的に制限を超える場合はこの限りでない。

レバレッジ

資金の授受を伴わない、スワップ取引の目的は、ベース指数または円指数（該当する方）に対する合成されたレバレッジ無しのエクスポージャーを提供することである。ベース指数は、円指数（ベース指数から派生したもの）と共に、ベース指数の裏付けとなる構成銘柄に対する想定レバレッジによるエクスポージャーを包含している。ベース指数の裏付けとなる構成銘柄は、金利ダイナミックカーブ戦略および債券月末ポジション戦略を含む。この包含された想定レバレッジによるエクスポージャーの水準は、160%から240%の範囲で変動する可能性がある。金利ダイナミックカーブ戦略および債券月末ポジション戦略は、可変加重スキームを採用しており、レバレッジされる可能性もある。詳細については、前記「（1）投資方針、投資目的および投資方針、米国マーケット・ストラテジー、金利ダイナミックカーブ戦略」の項および「（1）投資方針、投資目的および投資方針、米国マーケット・ストラテジー、債券月末ポジション戦略」の項を参照のこと。

コミットメント・アプローチ（簡便法）による総エクスポージャーは、実物資産の市場価額にデリバティブの性質に係る原資産の市場価額を加えたものを純資産価額で除し、ネットティングの取決めおよびヘッジの取決めにより調整したものをを用いて計算される。レバレッジは、総エクスポージャーから100%を差し引いたものに相当する。総エクスポージャーが100%であるということは、レバレッジがないことを意味する（0%のレバレッジ）。

通常の市況のもとでは、サブ・ファンドに関する予想最大レバレッジは、250%である。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

各投資者は、自らの投資アドバイザーおよび/または独立専門家から独立した投資助言（法律上、規制上、税務上、財務上および/または会計上の助言を含む。）を得るべきである。

以下のリスク要因は、投資アドバイザーまたは投資者が利用する銀行による独立した助言に代わるものではなく、各投資者は、これらの助言をいかなる場合においても受益証券の買付けの決定前に得るべきである。本書に含まれる情報は、投資者の要求、投資目的、経験、知識および状況に合わせてなされる独立した助言に代わるべきものとはなり得ないため、投資決定は、これらのリスク要因のみに依拠して行われるべきではない。

サブ・ファンドへの投資には重大なリスクが伴い、多くの予測不可能な要因に影響を受ける。サブ・ファンドのリスク特性の急激な変化は、受益証券の価値に重大な悪影響を及ぼしうる。受益証券に流通市場が存在する可能性は低い。投資者は、サブ・ファンドにおけるその投資の相当部分または全部を損失する場合もある。したがって、各投資者は、サブ・ファンドへの投資のリスクに耐えることができるか否かを慎重に考慮すべきである。以下に掲げるリスク要因の記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。

サブ・ファンドに関連するリスク

投資目的および取引リスク

サブ・ファンドの投資目的が、一定期間（特に短期）において、達成される保証はない。

投資者は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落する可能性があることを認識すべきである。

流通市場の不在

受益証券に関して流通市場が形成されることは予定されない。したがって、受益者は、後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し」の項に定める手続きおよび制限に基づく買戻方法によってのみしかその受益証券を処分することができないことがある。関連する買戻通知の日付から関連する買戻日までの期間中にその受益証券の買戻しを請求する受益者によって保有される受益証券に帰属する純資産価額の減少に関するリスクは、買戻しを請求する受益者が被る。さらに、受益者が自らの受益証券を買い戻しをさせることができないこともある。

サブ・ファンドの実績の不在

サブ・ファンドは、間もなくその投資プログラムを開始しようとしているため、運用歴または実績記録はない。管理会社および/または副管理会社が運用する他の投資ファンドの過去の実績は、必ずしもサブ・ファンドの将来の結果を予示するものではない。

一時停止リスク

管理会社は、信託証書の条件に基づき、一定の状況において、純資産価額の計算ならびに/または受益証券の申込みおよび買戻しを停止することができる。投資者は、当該停止が実行された場合、受益証券の買戻しを行うことはできない。投資者は、純資産価額の算定が停止されている場合、自らの投資対象の市場価格を取得することはできない。この点に関するさらなる情報については、後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項を参照のこと。

無保証

サブ・ファンドに対する投資は、保険で保護されておらず、また、政府、政府関係機関もしくは下部機構または銀行保証ファンドにより保証されてもいない。サブ・ファンドの受益証券は、銀行の預金もしくは債務ではなく、または銀行により保証もしくは承認されておらず、受益証券に投資された金額は、上昇することも下降することもある。元本の確保は保証されていない。ファンドへの投資は、元本割れとなる可能性を含め、一定の投資リスクを伴う。受益者が当初投資の総額を取り戻すことができるという保証はない。受益者は、投資総額を上限とする損失を被る準備をしておくべきである。

決済の不履行

受益証券は、取得日を参照することにより申込みが行われ、発行される。ただし、受益証券のあるクラスの受益証券の申込者は、当該取得日の3営業日後の日に申込みを決済することのみ要求される。投資者が、申込金額を支払日に決済することができなかった場合（以下「不履行投資者」という。）、管理会社は、決済不履行の対象である当該不履行投資者の受益証券を取り消すことがある。当該不履行投資者があるクラスの受益証券の申込みを行った取得日と不履行投資者の受益証券が取り消された日との間に当該同一クラスの受益証券の申込みを行う投資者および既存の受益者は、その受益証券について、不履行投資者の受益証券に対する申込みが受け付けられていなかった場合に支払ったであろう金額と比較してより高い受益証券1口当たりの申込金額を支払うことになる可能性がある。または、その受益証券について、受益証券1口当たりの申込金額の支払いが少なくなることによる恩恵を受ける可能性もある。この場合、同一クラスの受益証券を保有する既存の受益者は、その保有する受益証券の価値が希薄化する。同様に、当該期間中に買戻しのために同一クラスの受益証券を呈示する受益者は、受領する受益証券1口当たりの買戻価格が低くなる可能性がある。または、当該決済の不履行が発生していなかった場合に受領したであろう金額と比較して、より高い受益証券1口当たりの買戻価格を受領する可能性もある。後者の場合、同一クラスの受益証券を保有する残存するすべての受益者は、その保有する受益証券の価値が希薄化する。決済の不履行が発生した場合、発行済受益証券数、買戻受益証券数、受益者が支払う受益証券1口当たりの申込金額または受領する受益証券1口当たりの買戻金額は調整されないため、決済の不履行は、同一クラスの受益証券を保有する受益者に対して悪影響を及ぼす可能性がある。

先行投資

受益者は、申込みが受領された旨の通知を受けた管理会社が、申込金が受領される前に当該申込金が決済されることを見越して、サブ・ファンドの計算において投資を行う場合があること（以下「先行投資」という。）に留意すべきである。かかる先行投資は、サブ・ファンドの利益のために行うことが意図されているが、申込金の決済が行われなかった場合、ファンドは損失にさらされることがある。かかる損失には、取引の手仕舞い費用（その時までには相場に不利な変動が生じている可能性がある。）および先行投資の資金を調達したサブ・ファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約が借り越しとなった場合の遅延利息の支払いが含まれるが、これらに限られない。その結果、先行投資により生じるサブ・ファンドの損失は、受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。受託会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失について責任を負わない。

買戻しが与える影響

受益者の保有する受益証券の大量の買戻しに関する請求が行われる場合、当該買戻しに必要な現金を調達するために、管理会社は、望ましい時機よりも早期にサブ・ファンドの投資対象の清算が必要となる可能性がある。

分配

サブ・ファンドの分配方針は、受益者に分配を行うことではなく、サブ・ファンドの純収益および実現キャピタル・ゲインのすべてを再投資することである。したがって、サブ・ファンドへの投資は、現時点のリターンを求める投資者には適合していないことがある。

クラス間債務

受益証券のあるクラスの受益証券の保有者は、受益証券の他のいずれかのクラス資産に関して、いかなる権利も有しない。しかしながら、受益証券の特定のクラスの債務がかかるクラスに帰属すべき資産を超過する場合、サブ・ファンドの債権者は、受益証券の他のクラスに帰属すべき資産に対して、遡求権を有することがある。したがって、あるクラスに帰属する債務は、その特定のクラスに限定されず、一または複数の他のクラスに帰属する資産から支払うことを要求される場合があるリスクがある。

また、スワップ取引に関してスワップ・カウンターパーティーによって差入れられる担保は、受益証券の各クラスに関して締結されるスワップ取引について分別基準をもって差入れられる。ただし、スワップ取引に関連するスワップ・カウンターパーティーに対する特定の受益証券のクラスに帰属する債務がそのクラスに帰属する資産を超える場合、スワップ・カウンターパーティーは、受益証券の他のクラスに帰属する資産（例え

ば、当該受益証券の他のクラスについてスワップ取引についてのスワップ・カウンターパーティーに差し入れられた担保)に請求を行う場合がある。

サブ・ファンドの早期償還リスク

サブ・ファンドは、特定の状況において、後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(3)信託期間」および「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5)その他、(イ)トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に記載されるとおり、予定の償還日の前に償還することがある。

投資に関するリスク

一般

スワップ・カウンターパーティーの破産時の担保リスク

管理会社がサブ・ファンドの計算でスワップ取引に基づくすべての未払いの債務を清算した場合、スワップ・カウンターパーティーは、管理会社に担保（もしあれば）を返還する義務を負う。ただし、スワップ・カウンターパーティーが信用または流動性の問題を有する場合（以下「破産当事者」という。）、管理会社は、スワップ・カウンターパーティーの清算／破産管理事務代行者（以下「破産管理事務代行会社」という。）に対して担保請求を提出しなければならないことがある。破産管理事務代行会社が管理会社の請求を認めない場合、裁判所手続きが必要になることがあり、当該手続きの長さおよびその後担保が管理会社に返還される日は不確かである。担保は破産管理事務代行会社によって留保されるが、関連する確定利付商品は、管理会社がサブ・ファンドの勘定で例えば追加スワップ取引のための担保として売却および／または利用する際には利用することはできない。これにより、該当する受益証券クラスの保有者は、スワップ・カウンターパーティーが破産しなかった場合または清算しなかった場合よりも低いリターンを受け取ることになる可能性がある。

担保に関する取決全般

サブ・ファンドは、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドが取引を行うカウンターパーティーが服する適用ある法制に従う場合を含め、一定の担保に関する取決めを実施する必要があることがある。

カウンターパーティーがサブ・ファンドの口座に現金担保を差し入れた場合、現金担保は、保管会社の分離担保口座または担保に関する取決めの当事者間で合意されたその他の銀行口座（以下「担保口座」という。）に預託され、再投資を目的として使用されることはない。ある受益証券クラスに関する担保口座の受取利息（もしあれば）は、関連するクレジット・サポート・アネックスに従い、カウンターパーティーにより必要とされる利子の支払いを填補するために十分ではないことがある。かかる場合、不足額は、サブ・ファンドの資産から費用として支払われる必要があり、これは、純資産価額に悪影響を与える。受領された非現金担保は、売却、再投資または担保に供されることはない。

スワップ取引の全部について、サブ・ファンドの利益のため締結される担保取決めの条件は、単一のクレジット・サポート・アネックスに準拠する。クレジット・サポート・アネックスに基づき、担保プールは、日次で時価評価および調整される。担保口座に保有される資産のポートフォリオは、関連するクレジット・サポート・アネックスに従い選定された資産のみから構成されるものとする。

カウンターパーティー（スワップ・カウンターパーティーを含む。）から担保を取得することおよび実施される担保管理システムは、カウンターパーティーの不履行または支払不能に対するサブ・ファンドの潜在的エクスポージャーを低減することに寄与することを意図しているが、当該リスクは完全には排除できない。提供された担保は、多数の理由により、スワップ・カウンターパーティーの債務の充当に十分ではないことがある。また、スワップ・カウンターパーティーにより提供された担保が日次ベースで独立して評価される場合であっても、担保として提供された一定の債券および／または株式の価値が必ずしも有効な気配価格を有するとは限らない。

担保が正しく正確に評価される保証はない。担保が正確に評価されない場合、ファンドは損失を被ることがある。担保が正確に評価された場合であっても、カウンターパーティーが債務不履行または支払不能に陥った時点から当該担保が換金される時点までの間に当該担保の価値が減少することがある。非流動資産の場合、当該資産の換金に時間を要することから担保の価値が減少するリスクがより大きくなることもあり、当該資産が提供される担保の全部または大部分を占めることがある。

サブ・ファンドはまた、カウンターパーティーの利益のために担保を差し入れることを要求されることもある。このような状況において、サブ・ファンドのポートフォリオのうち、サブ・ファンドの投資目的のために利用可能なものは、他の場合よりも少なくなる。したがって、サブ・ファンド全体のリターンは、担保に関する取決めによって減少することがある。

確定利付商品に関するリスク

ソブリン債

サブ・ファンドは、確定利付商品（国債によって構成される場合がある。）に投資することにより、ソブリン債に対するエクスポージャーを有する。

政府発行体の商品に対するエクスポージャーは、多大な経済リスクおよび政治リスクを伴うことがある。政府機関の債務に対するエクスポージャーにより、サブ・ファンドは、関連する国における政治的、社会的および経済的変化の直接的または間接的な影響を受けることになる。政治的变化は、政府がその債務を適時に支払い、またはその用意を行う意欲に影響を及ぼすことがある。とりわけインフレ率、対外債務額および国内総生産に反映される国家の経済的状況もまた、当該政府の債務履行能力に影響を与える。

一定のソブリン証券の保有者は、これらの債務の再編および返済期限の繰延べに参加し、これらの債務の発行体へのさらなる貸付けを求められることがある。ソブリン証券の保有者の利益は、再編の取決めの過程で悪影響を受ける可能性がある。サブ・ファンドがエクスポージャーを有することがあるソブリン債務証券の発行体は、対外的な債務を返済することが極めて困難となることがある。これらの困難により、当該国々は、とりわけ、債務の元利金の支払期限を繰り延べ、一部の債務を再編することを強いられることがある。返済期限の繰延べおよび再編の取決めに、新規もしくは変更と信契約を交渉することによる元利金の支払いの減額および支払期限の繰延べ、または未払元利金の「ブレディ債」もしくは類似の商品への転換、ならびに利息の支払資金を調達するための新規与信の獲得が含まれることがある。管理会社および受託会社は、一定のソブリン債務証券に関する不履行の場合に有するサブ・ファンドの計算における法的手段が限定されていることがある。例として、政府機関の一定の債務に関する不履行からの救済は、民間の債務の場合と異なり、場合によっては当該不履行を行った当事者自身の裁判所で追求しなければならない。それゆえ、法的手段が著しく限定されることがある。

格付けはすべてのリスクを反映しているわけではない

確定利付商品は、一または複数の独立した格付機関から信用格付を取得する場合がある。格付けは、当該投資対象の価値に影響を及ぼす可能性のある構造、市場およびその他の要因に関連するすべてのリスクの潜在的な影響を反映していない場合がある。信用格付とは、有価証券その他の投資を売買または保有することを推奨するものではなく、格付機関の指定により、いつでも変更または撤回されうる。特定の日付でサブ・ファンドの投資対象が取得した格付けは、発行体の事業の将来の業績または将来の信用力を示すものではない。

信用格付機関とは、債券の信用の質の格付けを提供する私的サービスである。格付機関が付与する格付は、信用の質の絶対的な基準ではなく、証券の市場価値のボラティリティや証券への投資の流動性の評価を反映するものではない。信用格付機関が適時に信用格付の変更を行えない場合があり、格付が示すよりも発行体の現在の財務状況が良い場合も悪い場合もある。管理会社は、有価証券の格付けが購入時の格付けを下回った場合、必ずしもその有価証券を売却する必要はない。

金利変動

債券に対する投資は、金利リスクの対象となる。債券の価値は、金利変動に応じて上下することがある。一般的に、債券の価値は、金利の変動と逆相関となることが予想される。通常、金利が上昇すると、債券（確定利付商品を含む。）の市場価値は下落する傾向にある。反対に、金利が低下すると、債券の価値は上昇する傾向にある。債券の価値の変動幅は、債券の満期までの期間の長さおよび発行条件を含む様々な要因に左右される。長期債券は、一般的に、金利変動に対して短期債券よりも感応度が高い傾向にある。金利変動は、管理会社により受益証券のクラスの計算において購入または締結されたスワップ取引を含むデリバティブ商品の価値および価格にも影響を与える場合がある。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、サブ・ファンドの計算において適時に投資対象を売却する管理会社の能力に関連する。相対的に流動性が低い有価証券の市場は、より流動性が高い有価証券の市場よりも価格変動性が高い傾向にある。非流動性のリスクは、店頭取引の場合に発生する可能性がある。当該商品または契約には規制市場がないことがあり、買呼値および売呼値は、これらの商品または契約のディーラーによってのみ設定される可能性がある。市場性のない有価証券に対する投資は流動性リスクを伴う。

流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを効果的に管理するための方策を整備する。（適用性/適切性に応じて）管理会社または管理会社のリスク管理機能は、日次方式により、流動性リスク管理方針の実施を監視する。また、管理会社は、管理会社が買戻しを整然と処理することができ、またすべての投資者が公平に取り扱われることを可能ならしめることができるような流動性リスク管理の手法（後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」および「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し、買戻しの繰延べ」に記載するもの等）を構築している。

継続的に、管理会社は、内部の流動性指標に対するサブ・ファンドの流動性のポジションを評価している。管理会社は、流動性評価に至る一定の範囲の定量的基準および定量的要素を斟酌する。管理会社がポジションを換金するために必要となる期間および費用を算定することができるように、管理会社は、換金のための平均日数または合計日数に基づき、投資対象に内在する流動性を分析することができる。潜在的に有価証券の日次の数量を超過することおよびこれによる有価証券の価格への影響を避けるため、取引前の分析を実施することができる。管理会社はまた、継続的にサブ・ファンドの流動性ストレス・テストも履行する。流動性リスク管理方針および流動性リスク管理手続は、定期的かつ必要に応じて見直される。

サブ・ファンドが指標を満たすことができない場合、管理会社のリスク管理機能は、追加の分析を履行することが必要であるか否か、およびサブ・ファンドの流動性リスクを管理するため追加の措置を講じるべきか否かを斟酌する。管理会社は、評価に係る記録を保存する。

デリバティブ投資

管理会社は、投資目的のためにデリバティブを利用することにより、サブ・ファンドのため、様々なポートフォリオ戦略に従事することがある。管理会社は、その裁量により、サブ・ファンドまたは受益証券のクラスの投資戦略の適用において、先物、オプションおよびスワップを含む（ただし、これらに限られない。）広範なデリバティブ商品の適切なポジションをとることがある。

デリバティブは、その価値が一または複数の対象となる有価証券、金融ベンチマーク、通貨または指数と連動する商品および契約を含む。デリバティブにより、投資者は、原資産に対する投資に係るわずかな費用で、特定の有価証券、金融ベンチマーク、通貨または指数の値動きをヘッジし、またはこれらに投機することができる。デリバティブの価値は、原資産の値動きに依拠するところが大きい。それゆえ、原資産の取引に適用されるリスクの多くがデリバティブ取引にも適用される。しかしながら、デリバティブ取引に伴う他の多くのリスクがある。例として、デリバティブの多くが取引の約定時に支払われ、または預託される金銭よりも著しく大きな市場エクスポージャーを提供するため、比較的小規模な不利な市場動向の結果、投資額全部の損失となるのみならず、サブ・ファンドをして、当初投資額を上回る損失の可能性の影響を受けさせることもある。管理会社および/またはそのそれぞれの委託先がサブ・ファンドの計算において取得を希望するデリバティブを満足できる条件により特定の時期に入手することができるという保証はなく、またはこれ以外の条件または時期によっても入手することができるという保証はない。

デリバティブ商品は、投資者がサブ・ファンドへの投資を行う前に理解すべきリスクを伴う。当該リスクには以下が含まれるが、これらに限られない。

カウンターパーティー・リスク・エクスポージャー：後記「カウンターパーティー・リスク」の項に記載されるとおり、サブ・ファンドは、サブ・ファンドまたは受益証券のクラスの計算において買い付けられた投資対象または契約に関して、カウンターパーティーの履行不能のリスクの対象となる。カウンターパーティーにより担保が提供されており、かつ、これがサブ・ファンドの計算において保有されている場合を除き、サブ・ファンドは、当該手続において無担保債権者となる見込みであり、当該状況においては回収が限定的となるか、または全く回収ができないことがある。発行体の信用事由があった場合、管理会社は、それを通じて望ましい投資エクスポージャーを獲得することができる一または複数の代替となる発行体またはカウンターパーティーを発見するために必要な措置を講じることに努める。しかしながら、管理会社が成功するという保証はない。管理会社が当該代替の発行体またはカウンターパーティーを発見することができない場合、その結果、

サブ・ファンドはその投資目的を達成できなくなり、管理会社がサブ・ファンドの終了を選択することがある。

法的リスク：取引またはデリバティブ取引の約定を行う当事者の法的資格の特徴によっては、デリバティブ契約が執行不能になる可能性があり、また、カウンターパーティーの支払不能または破産により、本来であれば執行可能な契約上の権利が無効になる可能性がある。

流動性リスク：デリバティブ取引および、とりわけ店頭デリバティブ取引は、流動性のある流通市場からの恩恵が受けられないことがある。したがって、ポジションがいずれかの時点においてまたは当該デリバティブ取引の直近の帳簿価額に近接する価格により建てられ、または解消されることができるという保証はない。

店頭取引：サブ・ファンドの計算において買い付けられまたは売り付けられるデリバティブ商品は、通常、取引所では取引されない。取引所で取引される商品の場合と比較して、店頭商品に係る債務者の不履行のリスクは、より大きくなることもあり、また管理会社が当該商品を処分し、または当該商品に関する反対売買を約定することがより容易ではないことがある。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買気配」と「売気配」との間には、大幅な差分が生じることがある。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制に服するものではなく、かかる商品に関して規制された市場の参加者に提供される保護の多くに与ることができないことがある。

デリバティブ、技法および商品リスク

先物価格およびオプション価格を含むデリバティブ商品の価格は、非常に変動しやすい。先渡取引、先物取引およびその他のデリバティブ取引の価格変動は、とりわけ金利、需給関係の変化ならびに貿易、財政、金融および為替管理に関する政府のプログラムおよび政策ならびに国内外の政治的および経済的な事象および政策に影響される。また、政府は、特定の市場、とりわけ、通貨関連および金利関連の先物およびオプションの市場に直接および規制により、随時介入する。当該介入は、しばしば価格に直接影響することが意図されており、およびとりわけ金利変動のために、他の要因と併せて、当該市場すべてをして、急速に同一の方向へ動かすことがある。また、技法および商品の利用は、（ ）ヘッジされる投資対象の価格の変動および金利の変動を予測する能力への依拠、（ ）ヘッジ商品とヘッジされる投資対象またはヘッジされる市場セクターとの間の不完全な相関、（ ）これらの商品を利用するために必要とされる知見が投資対象の選択に必要なとされる知見とは異なることならびに（ ）効率的なポートフォリオ管理または買戻請求に応じる能力を妨げる障害の可能性のあることを含む一定の特別なリスクを伴う。

集中リスク

管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ（または受益証券のクラスに保有されるポートフォリオ）を特定の原投資対象または少数の原投資対象および/もしくはカウンターパーティーに集中することがある。単一の発行者による有価証券は、マクロ要因、発行者固有の要因、その発行者から特定の有価証券に影響を与える他の要因が、同一の発行者によって発行される他の有価証券に影響を与えることが多いため、しばしば相互に高い相関関係がある。マクロ要因、発行体固有の要因またはその他の要因は、サブ・ファンドの計算で保有される確定利付商品に影響を与える可能性があり、より分散された投資プログラムを有する投資ファンドと比較してサブ・ファンドの損失を拡大させる可能性がある。その結果、サブ・ファンドのポートフォリオ（または受益証券のクラスに保有されるポートフォリオ）は、かかる特定の投資対象および/またはカウンターパーティーに影響を及ぼす不利な経済状況または事業環境から生じる価格変動に対してより影響を受けることがある。当該「カウンターパーティー・リスク」は、サブ・ファンドがその取引を単一または少数グループのカウンターパーティーとの間に集中させた場合に増大する。

スワップ取引に関するリスク

スワップ取引に関するリスク

ベース指数及び円指数に対する想定上の投資エクスポージャーは、スワップ・カウンターパーティーとのスワップ取引を通じて入手されることになる。スワップ取引の価値は、原資産のパフォーマンス、すなわち関連する本指数に大きく依存することになる。そのため、当該本指数の取引にあてはまるリスクの多くは、スワッ

ブ取引への投資にもあてはまる。しかし、デリバティブ取引には、それ以外にも数多くのリスクが存在する。例えば、スワップ取引は、任意の時点において、純資産価額よりも多くの市場エクスポージャーを提供することがあるため、相対的に小さい市場の不利な動きが、サブ・ファンドに多額の損失をもたらす可能性がある。スワップ・カウンターパーティーに関連するカウンターパーティー・リスク・エクスポージャーおよび担保取決め

サブ・ファンドは、スワップ・カウンターパーティーの信用リスク・エクスポージャーの対象であり、これには、スワップ取引の条件に関する紛争により、またはスワップ・カウンターパーティーに対して適用ある信用もしくは流動性の問題を理由として、スワップ・カウンターパーティーがスワップ取引に適用ある条件に従って取引を決済しない場合がある。このことは、サブ・ファンドをして、損失を被らせることがある。詳細は、後記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、一般リスク、カウンターパーティー・リスク」を参照のこと。

(前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(5) 投資制限、投資制限」の項において記載する投資制限によって必要とされるところにより)デリバティブ等エクスポージャーを純資産価額の10%未満に維持するとの目的をもって、スワップ・カウンターパーティーは、サブ・ファンドの利益のため、スワップ取引から生ずるカウンターパーティー・リスクを低減することを意図する担保を差入れる必要がある。当該担保取決めの条項は、担保プールが日次で時価評価および調整されることを要求するクレジット・サポート・アネックスに準拠する。

原資産および市場に対する間接的なエクスポージャー

受益証券の対応するクラスに関するスワップ取引がエクスポージャーをもたらすことを目指す各本指数は、当該本指数の適格な構成銘柄の加重パフォーマンスを反映することが意図されており、それゆえ、受益証券の関連するクラスの保有者は、間接的に適格な構成銘柄がトラックする資産および市場に対する投資のリスクの影響を受けることとなる。

本指数に関する一般的なリスク

以下に定める留意点は、関連する本指数の評価に関連するすべての留意点を包括したリストではなく、またそのように意図されたものでもない。指数要項には(同書に付随する文書と合わせて)、関連する本指数の主な特徴についてより詳細な説明がなされているため、投資者は、サブ・ファンドに対して投資する前にこれを精読すべきである。特に、指数要項の各編は、指数計算代理人により計算される関連する本指数の方法の説明および関連する本指数へのエクスポージャーを引き受ける場合に留意すべき要素の考察が含まれる。**投資者は、サブ・ファンドへの投資を行う前に指数要項のすべてを精読すべきである。**文脈上別異に解すべき場合を除き、本書に別段定義されていない、本指数に関する用語は、指数要項と同じ意義を有する。

構成指数に関して発生するリスク

関連する本指数のパフォーマンスは当該本指数の構成指数のパフォーマンスに依拠する。構成指数がプラスのリターンを生み出すとの保証はない。関連する本指数を評価するには、構成指数の手法に関する知識が不可欠である。構成指数へのエクスポージャーに関して存在するリスクは、関連する本指数へのエクスポージャーに関しても存在する。したがって、投資者は、関連する構成指数へのエクスポージャーに関して生じるリスクの開示および説明を含め、当該構成指数の指数要項を精読し、理解すべきである。これらのリスクが組み合わさることにより、不利な市場動向の影響を著しく高める可能性がある追加的な特定のリスクが生じる可能性がある。

指数想定費用およびベース指数報酬の効果

各本指数の指数水準は、関連する指数要項に記載されるとおり、想定費用等(想定費用、手数料、スプレッドまたはこれらと同様の用語で称されることがある。)の控除を含む場合がある。かかる想定費用等の控除により、関連する本指数は、控除が行われなかった場合の仮想投資ポートフォリオのパフォーマンスを下回ることになる。関連する本指数がその構成銘柄に対するエクスポージャーのレバレッジを想定している場合、かかる控除が指数水準にもたらすマイナスの影響が拡大する可能性がある。

関連する指数要項に定められる様々な想定費用等および指数報酬は、そのすべてが最終的には指数水準の引き下げ要因となり、獲得可能なリターン（もしあれば）を制限することになるため、サブ・ファンドへの投資予定者は、関連する指数要項に定められる様々な想定費用等および指数報酬を精査および理解することが望ましい。これらの想定費用等および指数報酬の累積的影響額は、相当なものとなることがあり、各本指数のパフォーマンスに悪影響を及ぼす。

レバレッジ/デレバレッジ

レバレッジおよびデレバレッジは、指数のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

裏付けとなる構成銘柄に対する本指数の想定エクスポージャーが100%を超える場合、本指数はそれらの構成銘柄に対してレバレッジのかかったエクスポージャーを有する。例えば、構成銘柄のバスケット加重平均が120%の場合、本指数はそれらの構成銘柄に対して1.2倍のエクスポージャーを有することになる。つまり、これは、構成銘柄の指数水準が上昇すると、関連する本指数のパフォーマンスに1.2倍の影響が及ぶことを意味する。構成銘柄のバスケット加重平均は、インデックス・アロケーターによる指図（指数管理事務代行会社が承認した場合）を考慮しても、常に100%を超える。したがって、関連する本指数は、その構成銘柄に対するレバレッジのかかったエクスポージャーを維持する。レバレッジのかかったエクスポージャーは、裏付けとなる構成銘柄の価格または価値の低下が関連する本指数の水準に及ぼす悪影響を増幅させるため、関連する本指数に対するエクスポージャーを提供するスワップ取引における損失リスクを高める可能性がある。

反対に、裏付けとなる構成銘柄に対する関連する本指数の想定エクスポージャーが100%を下回る場合、本指数は、これらの構成銘柄に対するデレバレッジのかかったエクスポージャーを有する。デレバレッジのかかったエクスポージャーは、関連する本指数が本来得ることができた可能性のあるプラスのパフォーマンスを抑制することになる。したがって、デレバレッジは、関連する本指数のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

レバレッジの適用は価格変動の影響を考慮することを意図したものであるが、この方法は単純であり、必ずしも有効であるとは限らない。価格変動の影響を考慮する他のより洗練された方法の方が、より有効に機能する可能性がある。

各本指数の展開および計算

各本指数は、サブ・ファンドのパフォーマンスにかかわらず、指数スポンサーにより維持、計算および公表される。サブ・ファンドは、指数スポンサーにより支援、承認、売却、または促進されることはない。指数スポンサーは、サブ・ファンドへの投資の適否につき、サブ・ファンドの投資予定者、受益者またはその他の者に対して、明示または黙示を問わず、いかなる保証の表明も行わない。指数スポンサーが算定および計算を行う際に誠実かつ商業上合理的な方法により行為することならびにこれを行う際には指数要項の各編に記載される事項を斟酌することについて指数スポンサーは同意しているものの、当該算定または計算を行うことにより各本指数のパフォーマンス、ひいては受益証券1口当たり純資産価格に影響を与えないという保証はない。指数スポンサーが算定および計算を行う際に根拠とする基準は、指数要項の各編に定められる。指数スポンサーは、各本指数を算定、構成または計算する際に管理会社、サブ・ファンドまたは受益者の要求を斟酌する義務を負わない。指数スポンサーが各本指数を正確に集計し、または各本指数が正確に算定もしくは計算されるとい保証はない。また、構成銘柄ならびに各本指数およびその関連する公式の計算および集計を行う手続および基準は、いかなる時点においても指数スポンサーにより通告なく変更または改定されることがある。したがって、指数スポンサーの活動により、サブ・ファンドまたは受益者の利益が害されないという保証はない。

関連する本指数に関連して、指数スポンサー（以下「指数スポンサー」という。）および/または指数計算代理人（以下「指数計算代理人」という。）としての資格において行為するシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドまたはその関連会社（以下「シティグループ」という。）ならびにこれらそれぞれの取締役、役員、従業員、代表者、委託先または代理人（以下、個別に、「利害関係人」という。）のいずれも、（1）サブ・ファンドの受益証券（以下「本金融商品」という。）を買い付けることの推奨、（2）特定の日時における関連する本指数の水準、（3）本金融商品への投資者またはその他の者もしくは団体が目的の如何を問わず、関連する本指数または関連する指数要項に含まれるデータを利用することにより得られる成

果、または（４）その他の事項について、明示または黙示の表明または保証を行わない。各利害関係人は、適用法により認められる最大限の範囲において、関連する本指数および関連する指数要項に含まれる情報に関する正確性、完全性、商品性または特定の目的に関する適合性に係る一切の保証を本書により明示的に放棄する。いずれの利害関係人も、損害賠償の可能性について通知されていた場合であっても、いかなる者に対しても（直接的もしくは間接的、特別の、懲罰的、派生的、またはその他の）責任を負わない。関連する指数要項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、これらの指数要項のいかなる内容も、（１）証券もしくは契約の売買、取引への参加または投資戦略の採用を勧誘するものではなく、また、（２）会計、財務、投資、法律、税務または規制に関する助言を構成するものでもない。サブ・ファンドの受益証券の買付けに関する決定は、関連する目論見書または募集書類（いかなる記載によるかを問わない。）に含まれる情報に基づいて行われるべきである。指数計算代理人および指数管理事務代行会社のいずれも、関連する本指数または指数水準の計算、公表および配信を継続する義務を負わない。

パフォーマンス・リスク

- ・ **各本指数のパフォーマンスは、一部の構成銘柄のパフォーマンスを大幅に下回る可能性がある** 一部の構成銘柄が多額のプラスのリターンを生み出したとしても、各本指数のパフォーマンスは、類似のリスク特性を持つ代替指数およびベンチマークのパフォーマンスを大幅に下回ることがある。構成銘柄の水準、価格、相場または価額（以下「価額等」という。）は、互いに異なる時点で互いに異なる方向に変動することがあり、他の構成銘柄がプラスのリターンを生み出したとしても、１つ以上の構成銘柄のパフォーマンス不足により、関連する本指数全体のパフォーマンスが低下することがある。
- ・ **構成銘柄間の相関関係は予想外に変化する可能性がある** 相関関係とは、構成銘柄の価額等が同時に同程度に増減する範囲をいう。構成銘柄間の相関関係が変化した場合、関連する本指数の水準が悪影響を受けることがある。
- ・ **関連する本指数は為替相場リスクにさらされる可能性がある** 構成銘柄の価額等が異なる通貨建てで表示される場合、関連する本指数の水準を計算する目的で当該価額等を当該本指数の基準通貨に換算することがあるため、当該本指数は、為替相場リスクにさらされることがある。為替相場は変動が大きく、予期せぬ動きをすることがある。過去の為替相場は、将来の為替相場を示唆するものとみなすべきではない。

各本指数のパフォーマンスに基づく金融商品は、いかなる状況においても絶対的リターンを保証することはできず、また保証するものでもない。

リターンの保証がないこと

関連する本指数の手法は、構成銘柄のパフォーマンスを反映させることにより、時間の経過とともに指数水準を上昇させることを保証できない。いずれかの本指数の手法に基づくサブ・ファンドの投資は、いかなる状況においても絶対的リターンを保証することはできず、また保証するものでもない。

限定的な運用実績

金利ダイナミックカーブ戦略は、2025年2月24日に指数管理事務代行会社によって設定され、債券月末ポジション戦略は、2025年2月24日に指数管理事務代行会社によって設定された。したがって、各本指数のパフォーマンス履歴は限られており、この限られたパフォーマンス履歴は、サブ・ファンドの存続期間中に発生しうる市況を含む様々な市況における関連する本指数のパフォーマンスのあり方を必ずしも反映していない可能性がある。各本指数に関していずれかの者により行われた事後検証または類似のパフォーマンス分析は、例示のみとして考慮されなければならない。指数計算代理人が関連する指数水準を算定する際に利用していない見積りまたは前提に基づくことがある。事後検証されたパフォーマンスは、例示のみを目的として提供されるものであり、将来のパフォーマンスを示唆するものとみなされるべきではない。

本指数の設計上の制限

あらゆるアルゴリズム戦略と同様に、各本指数は、合理的と想定される固定プロセスおよび固定パラメータによるルール・ベースによる方式を用いる（インデックス・アロケーターが裁量により、一定の本制約に従って修正し得る各マネージド指数の本パラメータを除く）。想定がなされた時点に支配的であった条件からマー

ケットの状況が変化する場合、関連する本指数はパフォーマンスが悪くなる。他のプロセスおよびパラメータを用いる代替的指数が、関連する本指数を上回る場合がある。

想定エクスポージャー

各本指数は、関連する本指数の構成銘柄に対する想定エクスポージャーを生み出し、当該想定エクスポージャーは、指数スポンサーおよび指数計算代理人の帳簿上においてのみ存在する。

指数計算代理人の決定

指数要項の各編は、指数計算代理人および指数スポンサーに対し、例えば、混乱および調整の発生に関して一定の決定および計算を行う際に、ある程度の裁量を付与している。指数計算代理人および指数スポンサーは、それぞれ誠実かつ商業上合理な方法により行為するが、当該裁量の行使により、指数水準に悪影響が及ぶことがある。

本指数の計算および決定

- ・ **計算** 関連する指数要項に別段の定めがない限り、指数計算代理人は、各本指数に関する一切の計算、決定、リバランスおよび調整（以下、総称して、「計算等」という。）を行う。指数計算代理人および指数・スポンサーのいずれも、計算等における善意による過誤もしくは不作為または指数要項に記載される他の行為につき、一切責任を負わない。

指数計算代理人の計算等は、関連する指数要項に従い、その単独、絶対的および自由な裁量により、ただし（それぞれの場合において、関連する指数要項に規定される基準を考慮し、および関連がある場合には、関連する計算等を行う責任を有する指数計算代理人の従業員もしくは役員に対して提供され、またはこれらの者により取得された情報に基づき）誠実かつ商業上合理な方法により、行われる。一切の計算等は、明白な過誤のない限り、最終的、確定的であり、かつ、受益者を含むいずれかの本指数のいずれかの利用者を拘束するものとする。

- ・ **端数処理** 関連する指数要項に定める場合を除くほか、指数計算代理人によって計算される一切の金額、通貨額、水準、割合、価格、利率または価額（以下、総称して、「金額等」という。）は、商業上合理な方法により行為する指数計算代理人が適切であると決定する小数位まで、および同様に決定する方法により、端数処理されるものとする。
- ・ **見積りの利用** 指数計算代理人は、関連する指数要項に記載される情報、データソースまたは要因および金額等（以下、総称して、「情報等」という。）を用いて指数要項の各編に記載される計算等を履行し、ならびに計算等および関連する指数要項に関して必要とされる行為をいずれかの順序で履行することがある。しかしながら、指数計算代理人が必要な情報を取得または利用することができない場合、（合理的努力を払った後、かつ、関連する計算等に関して関連する指数要項に記載される予備規定を適用した後）指数計算代理人は、当該計算等を履行する際に、関連する情報等に関する（専門的判断を用いてなされる）自らの見積りを利用することができるが、その義務はないものとする（ただし、関連する指数要項に基づく規定を実施し、または関連する指数要項に基づき必要な計算等を履行するために、当該見積りが合理的に必要であると指数計算代理人が判断する場合に限る。）。
- ・ **情報等の検証がないこと** 指数計算代理人は、各本指数への算入または指数要項に基づく計算等を履行する際の利用のため、指数計算代理人が信頼に足ると判断する情報源（指数計算代理人またはその関連会社により維持されるデータベースならびにブルームバーグおよびロイター等の公開された情報源を含む。）から情報等を取得するが、指数計算代理人は、当該情報等を公表または独自に検証することはしない。
- ・ **訂正** 適用ある指数要項の定めおよび特定された訂正期間に従い、指数計算代理人が指数要項に基づく計算等に関連して同社が利用した情報等がその後に訂正または調整されていたことを認識した場合、指数計算代理人は、（専門的判断（以下に定義される。）を用いて）当該訂正または調整された情報等を利用することができ（ただし、その義務を負わないものとする。）、および、当該裁量を行使するにあたっては、誠実かつ本指数の主要な目的と一致する商業上合理な方法により行為する。

- ・ **依拠** 指数要項に基づく計算等を履行する際、指数計算代理人は、適切な関連する専門的資格または経験があることを理由に、いずれかの種類の資産もしくは商品进行评估し、または他の計算もしくは算定を行うのに適応と思われる者の意見に依拠することができる。
- ・ **計算の日時** 指数要項に基づく一定の計算が一定の日時「現在で」、一定の日時「に関して」、または各フレーズの同義語で表示されることがあるにもかかわらず、指数計算代理人は、当該日時に関する当該計算を当該日時より後に履行することができる。
- ・ **受託者または代理人として行為しないこと** 指数要項に関して計算等(上記「計算」と題した小段落で定義されている。)または他の行為を履行する際、指数計算代理人および指数スポンサーのそれぞれは、本人として行為し、他のいずれの者の代理人としても行為しない。指数計算代理人または指数スポンサーのいずれも、サブ・ファンドまたは受益者に対して注意義務または受託者義務を負わない。指数要項に関して指数計算代理人または指数スポンサーによって履行される各計算等および他の行為は、かかる規定に依拠して履行され、およびかかる規定に従う。当該計算等または他の行為を行うことを通じて、指数計算代理人または指数スポンサーが適用法に基づき他の者の代理人または受託者とされる場合、(指数計算代理人または指数スポンサー(いずれか関連する方)の選択により)指数計算代理人または指数スポンサーの当該計算等または他の行為を履行する権利義務は、本人としての、かつ、代理人もしくは受託者としてではない指数計算代理人もしくは指数スポンサーのいずれかまたは当該計算等もしくは他の行為を履行する意思および能力の双方がある適切な第三者により当該計算等または他の行為が履行されることが可能になる時まで停止されることがある(または、すでに履行された場合にあっては、当該計算等または他の行為の適用が停止されることがある。)
- ・ **専門的判断** 指数スポンサーおよび指数計算代理人(該当する方)はそれぞれ、(1)誠実かつ商業上合理的な方法により行為すること、(2)実務上可能な限り、関連する本指数の商業上の目的および市場慣行を反映すること、ならびに(3)実務上可能な限り、指数管理事務代行会社または指数計算代理人(該当する方)としての自ら行為する本指数およびその他の指数の両方に関して裁量を行使し、算定を行う際に一貫性の維持に努めることから成る判断基準(以下「専門的判断」という。)を用いて、本指数に関して裁量を行使し、算定を行う。裁量を行使し、または算定を行うために専門的判断を用いる際、指数スポンサーは、指数ガバナンス・コミッティー(その役割は関連する指数要項に記載される。)の監督に服する。裁量を行使し、または算定を行うために専門的判断を用いる際、指数計算代理人は、指数スポンサーの監督に服する。指数ガバナンス・コミッティーは、特殊な状況において行われた専門的判断の当該利用について検査する。指数スポンサーおよび指数計算代理人(該当する方)のそれぞれは、(1)専門的判断のそのような利用の記録を保持し、(2)専門的判断がそのように利用された範囲および根拠の簡潔な説明を公表する。
- ・ **計算等における過誤** 一定の状況において、計算等における過誤が生じる可能性がある。指数スポンサーは、専門的判断を用いて、計算等における過誤の影響を受けた各日につきある指数水準を修正再表示することを決定することがある。

指数戦略が成功しない可能性がある

指数管理事務代行会社およびインデックス・アロケーターは、インデックス・アロケーション契約を締結しており、これに基づき、インデックス・アロケーターは、各マネージド指数の手法において使用される特定の本パラメータに関して、裁量に基づいて、決定を行い、指図を出すことができる。インデックス・アロケーターの決定が成功するとの保証はなく、また、そのような関連する指図が関連する本指数のパフォーマンスを向上させるとの保証もない。実際、指図は、関連する本指数にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。指数管理事務代行会社、指数計算代理人およびそれらの関連会社はいずれも、インデックス・アロケーターにより提供される関連する指図について責任を負うことはなく、また、これらの者が当該指図がサブ・ファンドの投資者の最善の利益となるか否かを評価する権利を有することはなく、またそのような評価を行うこともない。指数管理事務代行会社は、インデックス・アロケーターが採用しようとする戦略について責任を一切負っていない

い。指数管理事務代行会社は、インデックス・アロケーターが採用しようとする戦略の承認、支持および推奨を行わない。

本指数のパフォーマンスは、インデックス・アロケーターの決定に依拠する

インデックス・アロケーターは、各マネージド指数の手法において使用される特定の本パラメータに関して、裁量に基づいて決定を行う。インデックス・アロケーターは、シティの関連会社ではなく、シティは、インデックス・アロケーターが下す決定について責任を一切負わない。インデックス・アロケーターは指数管理事務代行会社の代理人ではない。インデックス・アロケーターは独立して業務を行っており、指数管理事務代行会社により、いかなる本指数またはサブ・ファンドの副顧問会社としても任命されていない。インデックス・アロケーターは、本指数の特定の本パラメータを修正する指図を出す権利を有するが、これを行う義務はない。インデックス・アロケーターが当該変更を行うことを決定した場合(または指図を出さないことを決定した場合)、関連する本指数に悪影響が及ぶ可能性がある。指図は、インデックス・アロケーターの単独の裁量で行われる。金利ダイナミックカーブ戦略に関しては、関連する本パラメータに適用される本制約はないが、ベース指数および債券月末ポジション戦略に関しては、関連する本パラメータに適用される本制約がある。したがって、本指数のパフォーマンスは、当該本指数の手法だけでなく、インデックス・アロケーターによる決定にも左右される。市場動向に反する決定がなされた場合、それにより指数水準が引き下げられる可能性があり、また市場ベンチマークに沿った上昇がもたらされない可能性もある。インデックス・アロケーターがその決定において合理的に行動するとの保証はない。したがって、関連する本指数または当該本指数の構成銘柄が投資目的または特定のパフォーマンスを達成できるか否かは、インデックス・アロケーターおよびインデックス・アロケーターが雇用する特定の主要人物の能力および決定にのみ影響を受ける。指数管理事務代行会社は、関連する本指数、構成銘柄またはそれら各々の比率を監視する責任を一切負わず、またインデックス・アロケーターにより行われたいかなる指図についても承認、支持および推奨を行わない。インデックス・アロケーターがプラスのリターンを生み出すことに成功するとの保証はなく、インデックス・アロケーターまたは一もしくは複数の主要人物が関与しなくなった場合には、関連する本指数のパフォーマンスに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。各本指数は、インデックス・アロケーターの決定および専門知識に固有のものであることを意図する。

インデックス・アロケーターは、指数要項に定めるスケジュール(もしあれば)および手順に従って、指数管理事務代行会社に指図する。インデックス・アロケーターからの指図は、指数要項に定める本制約を満たさなければならない。指図する際にインデックス・アロケーターがスケジュール(ベース指数に関してのみ)および手順に従わない場合、または定められた本制約に従わない場合、指数管理事務代行会社は、当該指図の実行を拒否することができる。インデックス・アロケーターは修正した指図を出すことができるが、修正した指図が、当初の指図が関連する本制約を満たして実行された場合と同様に関連する本指数のパフォーマンスをもたらすとの保証はない。したがって、関連する本指数のパフォーマンスは、当該本指数の手法とインデックス・アロケーターによる決定の両方に依拠する。市場動向に反する決定を下した場合、それにより指数水準が引き下げられる可能性があり、また市場ベンチマークに沿った上昇がもたらされない可能性もある。インデックス・アロケーターがリバランスの頻度に裁量権を持つ場合(関連する指図の受理を条件とする。)、およびリバランスの頻度が高くなると想定コストが増加し、リバランスの頻度が低くなるとインデックス・アロケーターが市場動向および市場トレンドを活用できないことがある。これらの影響のいずれも、別のリバランス・スケジュールと比較して、関連する本指数のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。インデックス・アロケーターがその決定において合理的に行動するとの保証はない。したがって、関連する本指数または当該本指数の構成銘柄が投資目的または特定のパフォーマンスを達成できるか否かは、インデックス・アロケーターおよびインデックス・アロケーターが雇用する特定の主要人物の能力および決定にのみ影響を受ける。指数管理事務代行会社は、関連する本指数、構成銘柄またはそれら各々の比率を監視する責任を一切負わず、またいかなる指図についても承認、支持および推奨を行わない。インデックス・アロケーターがプラスのリターンを生み出すことに成功するとの保証はなく、インデックス・アロケーターまたは一もしくは複数の主要人物が関与しなくなった場合には、関連する本指数のパフォーマンスに重大な悪影響が及ぶことがある。

インデックス・アロケーター契約の終了

インデックス・アロケーター契約は、インデックス・アロケーターまたは指数管理事務代行会社のいずれかにより終了することができる。インデックス・アロケーター契約が終了し、代替のインデックス・アロケーターが任命されない場合、インデックス・アロケーターは当該本パラメータに関する追加の指図を出すことは認められない。そのような場合、インデックス・アロケーター契約が終了した日（以下「インデックス・アロケーター契約終了日」という。）以降（同日を含む。）、本指数は、直前に指図された本パラメータ、または指図がない場合はインデックス・アロケーター契約終了日現在のデフォルトの本パラメータ（適用される構成銘柄および比率のリストを含むが、これらに限られない。）を参照して決定され、当該本パラメータは変更されることはない。すなわち、各本指数は運用戦略に従うものではなくなる。

インデックス・アロケーターが関与しなくなった場合、関連する本指数およびサブ・ファンドは早期に終了する可能性がある。サブ・ファンドの早期終了により、受益者は当初の投資額を下回る金額を受領する可能性がある。

ベース指数に関する特定のリスク

本セクションにおける「本指数」への言及は、ベース指数を意味する。

リバランス頻度

本指数は、インデックス・アロケーターが決定する頻度で、少なくとも毎月1回リバランスされる（ただし、関連する指図が肯定的に受理され、許容される任意のリバランス回数の最大値に従う。）。リバランス頻度が高くなると、想定元本コストが増大し、リバランス頻度が低くなると、インデックス・アロケーターが市場動向および市場傾向を活用できない可能性がある。これらのいずれの影響も、代替的なりバランス・スケジュールと比較して、本指数のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

限定的な分散化および相関のリスク

本指数は、分散型投資ポートフォリオに対して投資またはトラックするファンド、投資ポートフォリオまたは他の商品に対する投資よりも分散化の程度が低く、またそれゆえにより大きなボラティリティを経験する可能性があり、さらにその他の投資商品またはより分散化された指数のパフォーマンスを下回ることがある。したがって、受益者は高度に集中した金融商品のリスクを負担することになる。

金利ダイナミックカーブ戦略に関する特定のリスク

本セクションにおける「本指数」への言及は、金利ダイナミックカーブ戦略を意味する。

戦略リスク

金利ダイナミックカーブ戦略は、イールドカーブのスティーブナーエクスポージャー（満期までの期間がより短い米ドル金利スワップのロングポジションおよび満期までの期間がより長い米ドル金利スワップのショートポジションで表示される。）またはイールドカーブのフラットナーエクスポージャー（満期までの期間がより短い米ドル金利スワップのショートポジションおよび満期までの期間がより長い米ドル金利スワップのロングポジションで表示される。）のいずれか一方である、想定金利カーブ・エクスポージャーを提供することを目的としている。したがって、金利ダイナミックカーブ戦略のパフォーマンスは、金利ダイナミックカーブ戦略の基礎となる想定エクスポージャーに関連して金利のカーブが不利な方向に変動した場合（例えば、金利ダイナミックカーブ戦略が想定スティーブナーエクスポージャーを提供している時に同時に短期金利が上昇し、長期金利が低下した場合）に悪影響を受ける。さらに、金利ダイナミックカーブ戦略の月次リバランスおよび固定比率の利用（該当する場合）により、金利ダイナミックカーブ戦略のパフォーマンスは、金利水準の大幅な変動にさらされる可能性がある。また、金利ダイナミックカーブ戦略は、関連する原金利スワップ契約に関連する市場リスクにもさらされる。本指数がその金利カーブ・エクスポージャーを決定するために使用するシグナル（その中で使用されるパラメータを含む。）は最適でない可能性があり、代替シグナルの方がより優れたパフォーマンスを示す可能性がある。

債券月末ポジション戦略に関する特定のリスク

本セクションにおける「本指数」への言及は、債券月末ポジション戦略を意味する。

戦略リスク

- ・ 「取引集中効果」は持続しない可能性がある 債券月末ポジション戦略は、各暦月の末日に向けた期間に関連する国債先物市場で発生する可能性のある「取引集中効果」を収益化することを図るものである。「取引集中効果」は、当該市場で買い圧力が強まり、価格が上昇する際に発生する。投資者が「平均残存期間の長期化」と呼ばれるプロセスを通じて自身の債券ポートフォリオのリバランスを行う際に、買い圧力は高まる。このプロセスでは、投資者は、償還期間がより長い新規発行債の買付けを行う一方で、既に投資者自身のポートフォリオに組み入れられた償還期間がより短い債券を売却（または満期まで保有）する。各暦月の末日に向けた「取引集中」期間にはベンチマーク債券指数が想定上りバランスされるため、この期間中に買い圧力が強まり、ベンチマーク債券指数をトラックして自身の債券ポートフォリオを運用しようとする投資者は、この期間に自身の債券ポートフォリオのリバランス（すなわち「平均残存期間の長期化」取引を行うこと）により、（自身の債券ポートフォリオと当該ベンチマーク債券指数間の）トラッキング・エラーを最小限に抑えようとすることがある。したがって、本指数は一定の投資者の行動を収益化しようとしているが、この投資者の行動は様々な理由で変化することがある。市場参加者は、「取引集中効果」による見かけ上の機会を裁定取引によって解消する可能性がある。投資者は、自身の債券ポートフォリオのリバランス（平均残存期間の長期化）を中止し、関連する国債先物市場からの買い圧力の一部を取り除くことがある。また、関連する国の政府が債券発行パターンを変更し、投資者の行動の変化を助長させることもある。さらに、「取引集中効果」が継続する場合であっても、その発生パターンは変化する可能性があるため、「取引集中効果」は各暦月の異なる期間に発生する。本指数は、このような「取引集中効果」の発生パターンの変化に対応できない可能性がある。
- ・ 方向性想定エクスポージャー 本指数が、マーケット・トラッカー指数に対してエクスポージャーを有する場合、市場動向の影響を受けることになる。

円指数に関連する特定のリスク

本セクションにおける「本指数」への言及は、円指数を意味する。

FXリスク

それぞれの日の指数水準は、構成銘柄の水準の増減にかかわらず、当該日の関連する為替レートの影響を受ける。これは、円建て受益証券の投資家が、為替リスクを負う可能性があることを意味する。関連する為替レートの変動により、一方では本指数の基準通貨が強くなり、および/または、他方ではその他の関連する通貨が弱くなる可能性があり、その場合、特定の換算に関する為替レートが円建て受益証券の投資家にとって不利になり、指数水準に悪影響を及ぼす可能性がある。特に、為替レートが円建て受益証券の保有者にとって不利になる場合、かかる為替レートの当該変動は、構成銘柄および/または本指数全体のプラスのパフォーマンスを一部または全部相殺する可能性がある。

以上に記載する留意点は、各本指数の評価に関連するすべての留意点を包括した一覧ではなく、そのように意図されたものでもない。指数要項の各編には、各本指数の主な特徴についてより完全な説明がなされているため、投資者は、サブ・ファンドに対して投資する前にこれを精読すべきである。特に、指数要項の各編には、指数計算代理人により行われる各本指数が計算される方法の説明および各本指数へのエクスポージャーを引き受ける場合に留意すべき要素の考察が含まれる。

本項は、関連する本指数の完全な記述ではなく、関連する本指数の主要な性質の部分的な概要を内容とするに過ぎない。本指数の英文による指数要項および本要約は、次に掲げるアドレスにおいて入手できる。

本指数の本要約：

https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Equity/US_Market_Strategy_Index_-_Index_Description.pdf

本指数の指数要項：

https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Equity/US_Market_Strategy_Index_-_Index_Conditions.pdf

これらの書類のコピーは、請求により管理会社からも入手可能である。

指数要項は、関連する本指数が準拠する規則および関連する本指数の主要な性質のより詳細な記述を内容とする。とりわけ、指数要項の各編に記載される本指数の手法は、関連する本指数が指数計算代理人により計算される方法に係る記述および関連する本指数に対するエクスポージャーを引き受けるときに斟酌すべき要素に係る説明を含んでいる。**投資者は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に、指数要項の全部を読むべきである。**本項と指数要項との間に不一致がある場合、関連する指数要項が優先するものとする。

一般リスク

為替リスク

受益証券は、クラス基準通貨建てである。これは、投資者の経済活動が主として関連するクラス基準通貨以外の通貨または通貨単位（円貨を含む。）（以下「投資者通貨」という。）でなされる場合には、通貨の交換に関連する一定のリスクの存在を提示する。これらには、為替レートが大幅に変動するリスク（関連するクラス基準通貨の切り下げまたは投資者通貨の切り上げによる変化を含む。）や、関連するクラス基準通貨または投資者通貨に対する管轄を有する当局が為替管理規制を課すまたは変更するリスクが含まれる。関連するクラス基準通貨に対する投資者通貨の価値の上昇は、（a）純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額および（b）支払われる分配金（もしあれば）の投資者通貨相当額を減少させる。

カウンターパーティー・リスク

サブ・ファンドは、契約条件をめぐる争い（善意かどうかは問わない。）のためまたは信用もしくは流動性の問題のために、契約条件に従って取引を決済しないカウンターパーティー（スワップ・カウンターパーティーを含むが、これらに限られません。）にさらされる場合があり、これによりサブ・ファンドが損失を被ることがある。当該「カウンターパーティー・リスク」は、なんらかのイベントが決済を妨げる介入を行う可能性がある場合、または取引が単一または少数のグループのカウンターパーティーと締結される場合、満期の長い契約において顕著になる。受託会社および管理会社は、特定のカウンターパーティーとの取引を制限されておらず、または取引の一部または全部を単一のカウンターパーティーに集中することを制限されていない。さらに、管理会社は、カウンターパーティーの信用力を評価する内部の信用機能を有しない。受託会社および/または管理会社が一または複数のカウンターパーティーと取引を行うことができ、当該カウンターパーティーの財務能力に関する意味のある独立した評価がないことは、サブ・ファンドの損失の潜在性を高める場合がある。

サブ・ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクの影響を受けることがあり、これは、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所における当該商品の取引参加者に適用されるのと同様の保護がそれらの非上場デリバティブの取引では与えられないことによる。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく、取引に関与する特定の会社または業者であるため、カウンターパーティーの支払不能、非流動性、破産または債務不履行およびカウンターパーティーとの契約の条件に関する紛争がサブ・ファンドに多額の損失をもたらす可能性がある。受託会社および/または管理会社は、サブ・ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関連する契約に基づき、債務不履行に関して契約上の救済を得られることがある。しかしながら、利用できる担保または他の資産が十分でない限りにおいて、当該救済は不十分である可能性がある。カウンターパーティーが不履行に陥らないという保証はなく、その結果、サブ・ファンドが取引による損失を被らないという保証もない。そのため、サブ・ファンドは、管理会社がサブ・ファンドの取引を規制された取引所に限定した場合よりも不履行によるより大きな損失リスクの影響を受ける。

決済リスク

有価証券および他の取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増大させることがある。取引を執行するために利用可能な清算、決済および登録のシステムは、取引の決済および譲渡の登録に関連して、遅延および他の重大な困難の結果を生ずることがある。顧客または取引のカウンターパーティーがその契約上の約束を履行しないこともあり得る。決済についての問題は、純資産価額およびサブ・ファンドの流動性に影響を与えることがある。

証券取引業務およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際に、管理会社は、競争入札を行う必要はなく、可能な限り低い手数料の費用を追求する義務も負っていない。管理会社は、管理会社の関連会社であるブローカーまたはディーラーを選定することができる。管理会社は、提供される取引業務および調査業務の価値に対して、手数料が合理的であると管理会社が誠実に判断する場合、調査もしくは業務の提供または

その支払いを行うブローカーまたはディーラーに支払われる手数料を、仮に、同一の取引を実行するにあたり他のブローカーまたはディーラーから請求される金額より、高い価格とすることもできる。

決済仲介業者の倒産リスク

サブ・ファンドに関して、管理会社は、証券取引を清算し決済するために、複数の仲介業者のサービスを利用する場合がある。適用ある規則および規制は、顧客資産をある程度保護する場合があるが、サブ・ファンドの仲介業者の1社が支払不能になった場合、当該仲介業者にて保有するサブ・ファンドの資産はリスクにさらされる可能性がある。

スタートアップ時期

サブ・ファンドは、新規に出資された資産の初期投資に関連する一定のリスクを負うスタートアップ時期に遭遇する場合がある。さらに、サブ・ファンドのポートフォリオの分散度合いが、完全に出資されたポートフォリオのそれよりも低くなる可能性があるという点で、スタートアップ時期はまた特別なリスクを有する。管理会社は、完全に出資されたポートフォリオに移行するために別の手順を採用する場合がある。これらの手順は、部分的には市場の判断に基づいて行われることになる。これらの手順が成功するという保証はない。

税法改正リスク

サブ・ファンドの計算のために締結されたデリバティブ取引の結果として、サブ・ファンドの計算において受領した支払いまたはサブ・ファンドの計算から行われた支払いは、米国の税制もしくはその他の法律の改正、または米国の税制もしくはその他の法律の施行もしくは解釈の変更(裁判所またはその他の管轄機関によるものを含む。)の影響を受けることがある。

将来的な規制上の変更は予測不可能であること

証券市場およびデリバティブ市場は、包括的な、規制および証拠金要件の対象となる。また、米国証券取引委員会および金融取引所は、市場に緊急事態が生じた場合に特別措置(例として、投機的ポジション制限またはより高額な証拠金要件の遡及的施行、日次の価格制限の設定および取引の停止を含む。)を講じる権限を有する。米国内外における有価証券およびデリバティブに関する規制は、急速に変化する法律分野であり、政府および司法の措置による変更の対象となる。将来的な規制上の変更がサブ・ファンドに及ぼす影響は、予測不可能であるが、重大かつ不利なものとなる可能性がある。

店頭取引における規制の不在およびカウンターパーティー・リスク

一般的に、店頭市場においては、組織化された取引所において約定される取引と比較して、政府の規制および監督が乏しい。また、取引所決済機関の履行保証等の組織化された取引所の参加者に対して与えられる保護の多くは、店頭取引に関しては利用することができない。このことにより、サブ・ファンドは、信用もしくは流動性の問題から、または契約の条件に関する紛争を理由として、カウンターパーティーが取引を決済しないリスクの影響を受ける。管理会社は、取引を単一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていない。それゆえ、サブ・ファンドは、仮に管理会社がサブ・ファンドの取引を規制された取引所に限定する場合よりも、不履行による大きな損失リスクの影響を受ける。

政治的リスクおよび規制上のリスク

サブ・ファンドの資産および担保の価値は、政情不安、政府の政策および税制の変更、海外投資および外貨送金に対する制限ならびに他の適用法令の展開等の不確実性による影響を受けることがある。同様に、サブ・ファンドの計算において実行される取引のカウンターパーティー自身が銀行の再建および破綻処理体制を含む、進展中の規則および規制による監督の対象となることがある。例として、米国連邦準備制度理事会による監督に関して米国金融安定監督評議会により指定された銀行持株会社は、破綻処理計画(リビング・ウィルとして一般的に知られる。)を定期的に米国連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社に提出する必要がある。当該計画は、会社の重大な財政上の困難または不履行の場合における迅速かつ秩序ある破綻処理に係る会社の戦略を詳細に定める。同様に、EUの銀行再建および破綻処理指令は、ある機関が不履行状態にありまたは不履行になると見込まれると当局が考える場合において、かかる当局に対してかかる機関の業務に介入することを可能にする広範な権能を付与する。それゆえ、サブ・ファンドは、それ自体が対象となる規制の変更のみ

ならず、サブ・ファンドが取引を行うカウンターパーティーに影響する規制の変更により影響を受けることがある。

異例かつ予測不可能な事由

異例かつ予測不可能な事由に起因して生じる、例えばインフレ率を含む経済状況、産業の状況、競争、技術開発、政治上および外交上の事由および傾向、税法ならびにその他多数の要因の変化はサブ・ファンドおよび/または投資先ファンドのリターンに多大な悪影響を及ぼす可能性がある。これらの状況のいずれも、受託会社または管理会社の支配の及ばないものである。サブ・ファンドおよび/または投資先ファンドが直接または間接的にポジションを保有する市場における予期せぬ変動性または流動性は、管理会社のサブ・ファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、サブ・ファンドに損失を被らせる可能性がある。経済上および/または政治上の不安定は、資産価格に悪影響を及ぼす可能性があり、法律上、財政上および規制上の変更をもたらすことがある。

パンデミックのリスク

感染症の拡大は、世界の経済および金融市場に重大な悪影響を及ぼし得る。当該影響は、事業運営、サプライチェーン、消費者需要、貿易、旅行および金融サービスの混乱、資産価格および評価額のボラティリティ、非流動性および損失の増大、投資者、消費者および政府の間における不確実性、懸念およびリスク回避度の高まり、資本および信用へのアクセスの減少、当局による財政上および金融上の刺激策および介入の増加ならびに潜在的な社会不安、市民暴動または地政学的紛争を含むが、これらに限られない。パンデミックの期間および深刻度ならびにそれらによる影響ならびにパンデミックの拡大を抑制し、緩和し、または防止するために政府、中央銀行およびその他の組織が行う対応ならびにこれらが講じる措置の有効性は、非常に不確実かつ予測不可能であり、異なる地域、国家および業種の間で著しく異なることがある。

サブ・ファンドおよびその投資先は、サブ・ファンドの投資戦略、ポートフォリオおよび業務の性質、範囲および所在地ならびに変化する市況および規制上の要件への管理会社の適応能力によって、様々な形でパンデミックのリスクによる重大な悪影響を受けることがある。例えば、サブ・ファンドは、リターンの減少、費用の増大、流動性の低下および/または取引の遅延もしくは取消しに見舞われることがある。サブ・ファンドは、競争の激化、分散性の低下または新規もしくは代替的投資の機会の制限および市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、法的リスク、規制上のリスクもしくはレピュテーション・リスクへのエクスポージャーの増大に直面することもある。さらに、サブ・ファンドのサービス提供者、取引相手方、貸付人、投資者またはその他の利害関係者も、パンデミックのリスクの悪影響を受けることがあり、その結果として、これらがサブ・ファンドに対する債務もしくは約束を履行し、またはサブ・ファンドに十分な支援、情報もしくはサービスを提供する能力または意思が損なわれることがある。サブ・ファンドは、パンデミックのリスクに対処し、もしくはこれを軽減し、またはこれにより引き起こされるいずれかの損失もしくは損害から回復するための十分な資源、事業継続計画または保険の付保を有しないことがある。

パンデミックのリスクは、サブ・ファンドのパフォーマンス、財務状況、見通し、業務ならびに受益証券の価額、流動性および譲渡性に重大な悪影響を及ぼすことがある。受益者は、パンデミックのリスクに起因してサブ・ファンドへの投資の一部または全部を失うことがある。管理会社がパンデミックのリスクに首尾よく対応し、もしくは克服することができる保証はなく、また、パンデミックのリスクに続く世界経済、金融市場、公衆衛生または社会的安定の回復または改善によりサブ・ファンドまたは受益者が利益を得る保証はない。

法的リスクおよび法令遵守リスク

国内および/または外国の法律または規制は、サブ・ファンドに悪影響を及ぼす形で変更されることがある。政府または規制当局は、管理会社の投資戦略を実行する能力に影響する法律を可決し、規則を設け、または規制を実施する場合がある。当該行為は、特定の取引形態または市場に、および特定の国家または世界的に影響する。当該変更は、サブ・ファンドの投資目的の達成を失敗させる結果となる場合がある。各国間または各法域間の法律の差異により、受託会社または管理会社がサブ・ファンドに関して締結された法的契約を執行することが困難となることがある。受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの投資方針または投資目的を

変更することを含む法律またはその解釈の変更によって悪影響を制限または防止するための措置(ただし、これらに限られない。)を講じる権利を留保する。

デリバティブ規制

ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法(以下「ドッド・フランク法」という。)は、その包括的なデリバティブに係る新しい規制制度を通じて、サブ・ファンドの計算において管理会社によって約定される取引の種類を含む多くのデリバティブ取引(かつては規制されていなかった店頭デリバティブを含む。)に対し、強制清算、取引所における取引および証拠金の要件を課すものである。ドッド・フランク法は、「スワップ・ディーラー」および「主要スワップ参加者」などの規制対象となる市場参加者の新たな区分も創設しており、かかる市場参加者は、重大かつ新たな資本、登録、帳簿記録、報告、開示、業務運営および他の規制に関する要件に服する。これらの要件の詳細の一部は、未だ米国商品先物取引委員会、米国証券取引委員会、米国連邦準備制度理事会およびその他の規制当局による規則の制定および解釈を通じて明らかにされていない。しかしながら、本書の日付現在において入手可能な情報に基づく、ドッド・フランク法に基づくデリバティブ規制が及ぼしうる可能性のある影響は、サブ・ファンドの費用全般の増加である。特に、新たな証拠金要件、ポジション制限および資本に対する賦課は、サブ・ファンドに直接適用されない場合であっても、サブ・ファンドの計算において約定されるデリバティブ取引の費用の上昇をもたらすことがある。登録、帳簿記録、報告および法令遵守などの新たな要件に起因する管理事務費用も、サブ・ファンドに直接適用されない場合であっても、デリバティブ価格の値上がりには反映されることがある。新たな商品取引および取引報告の要件は、デリバティブ取引の流動性の低下を招き、一定のデリバティブの不利な価格決定もしくは利用可能性の低下、または裁定機会の減少に至ることがあり、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

ボルカー・ルール

ドッド・フランク・ウォール街改革・消費者保護法第619条は、一定の適用除外のもと、一定の銀行事業体(シティグループおよびその関連会社を含む。)が自己勘定取引に参加すること、特定のプライベート・ファンド(以下「対象ファンド」という。)の所有権を取得もしくは保有すること、対象ファンドのスポンサーとなることまたは対象ファンドと特定の関係を持つことを原則として禁止する、いわゆる「ボルカー・ルール」を米国銀行法に追加した。ボルカー・ルールの対象である銀行事業体は、2015年7月21日(以下「適合期限」という。)までに、既存の活動および投資をボルカー・ルールに準拠させなければならない(当該銀行事業体の適切な米国連邦監督機関の裁量により、1年間の延長が2回まで認められる。)。米国連邦準備制度理事会が発した適合期間を2015年7月21日まで延長する命令により、銀行事業体は、適合期間が終了するまでに、禁止された活動を終了させ、容認されない投資を処分する遵守計画を作成し、実施する必要がある。銀行は、「実務上可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合においても適合期間が終了するまでに」遵守計画を設定するよう期待される。

管理会社は、サブ・ファンドが対象ファンドに分類されないようまたは対象ファンドの定義からの適用除外に適合するように設計された、一定の変更(サブ・ファンドが設立された条件を含む。)を適合期限より前にトラストに対して行った。しかしながら、ボルカー・ルールは、比較的新しい法制度であり、いまだに、規制当局がその条件をどのように解釈し、執行するかに関する情報または指針はほとんど存在しない。したがって、サブ・ファンドは当該変更の結果、対象ファンドの範囲外になり、また、対象ファンドの定義からの適用除外の対象になる保証はない。

管理会社が単独の裁量により、サブ・ファンドが対象ファンドであり、管理会社がボルカー・ルールに従いサブ・ファンドを運営し続けることが合理的に実現可能ではない、または実現可能ではなくなると判断する場合、サブ・ファンドは終了されることがある。後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5)その他、(イ)トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項を参照のこと。当該終了が行われない場合であっても、サブ・ファンドが対象ファンドと判断された場合には、シティグループおよびその関連会社は、サブ・ファンドとの間の一定の取引を認められないことがある。これは、サブ・ファンドおよび管理会社が自らの投資対象を管理する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

サイバー犯罪およびセキュリティ侵害

サブ・ファンドの業務に関連してインターネットとテクノロジーの使用が増えるにつれて、サブ・ファンドはサイバーセキュリティの侵害を通じて、より大きな業務上および情報セキュリティ上のリスクにさらされやすくなっている。サイバーセキュリティ侵害には、資産または機密情報の取得、データの破壊、または業務の中断を目的として、コンピュータウイルスによる感染、「ハッキング」またはその他の手段によるサブ・ファンドのシステムへの不正アクセスを含むが、これに限られない。サイバーセキュリティ侵害はまた、DoS攻撃や、サブ・ファンドのシステムに保存された機密情報を意図的または意図せず公開する状況など、不正アクセスを取得する必要のない方法で発生する可能性がある。サイバーセキュリティ侵害は、混乱を引き起こし、サブ・ファンドの事業業務に影響を与える場合があり、その結果、財産上の損失が生じる可能性があり、サブ・ファンドの純資産価額の算定不能、適用される法令違反、規制上の罰則および/または罰金、コンプライアンスおよびその他の費用を発生させることとなる可能性がある。サブ・ファンドおよびその投資者は、結果としてマイナスの影響を受ける可能性がある。さらに、サブ・ファンドは第三者である業務提供者と緊密に連携しているため、当該第三者である業務提供者における間接的なサイバーセキュリティ侵害は、サブ・ファンドとその投資者に対して直接的なサイバーセキュリティ侵害に伴うものと同じリスクを課す場合がある。サブ・ファンドは、サイバーセキュリティ侵害に伴うリスクを軽減するために設計されたリスク管理体制を確立しているが、当該措置が成功する保証はない。

OECD共通報告基準

OECDは、FATCAを実施するための政府間アプローチを広く活用し、オフショアによる脱税の問題に世界規模で取り組むため、OECDの金融口座情報の自動交換に関する基準 - 共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。金融機関の効率性を最大化し、コストを削減することを目的として、CRSは、デュー・ディリジェンス、報告および金融口座情報の交換のための共通の基準を提供している。CRSに従い、参加法域は、共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手順に基づいて、金融機関が特定する報告対象口座についての金融情報を報告金融機関から入手し、および交換パートナーと毎年自動的に交換する。ケイマン諸島は、CRSを実施することを約束している。その結果、サブ・ファンドは、ケイマン諸島が採用するCRSデュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守することが求められることになる。投資者は、サブ・ファンドがCRSに基づく義務を満たすことができるようにするために、管理事務代行会社に追加情報を提供することを要求される場合がある。要求された情報を提供しない場合には、投資者がFATCAに関連して要求された情報を提供しない場合と類似の方法で、罰則または他の課徴金および/またはサブ・ファンドの受益証券の強制買戻しの責任を負うこととなる場合がある。投資者は、「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い、(B) ケイマン諸島、ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換」を確認すべきである。

訴訟および規制当局の措置

サブ・ファンドは、その活動および管理会社の活動から生じる訴訟または規制上の措置の対象となる場合があり、防御の費用を負担し、不成功の結果となるリスクがある。

利益相反

シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドの関連会社（以下、それぞれを、「シティ・カウンターパーティー」という。）は、サブ・ファンド、確定利付商品、スワップ取引および/または本指数に関して一定の職務を履行することがある。管理会社および各シティ・カウンターパーティーは、シティグループの関連会社であり、それゆえ、互いに独立ではなく、各自がサブ・ファンドに関して履行する職務は、潜在的な利益相反を生じさせることがある。当該利益相反が生じる場合、受託会社および管理会社は、各自の債務および義務（受益者の最善の利益のために行うべき債務および義務を含む（ただし、これらに限られない。）。）を斟酌しながら、当該利益相反を公正に解決し、サブ・ファンドおよび受益者の利益が不当に害されないことを確保するように努める。

ある本指数に関して、シティ・カウンターパーティーは、各自の計算においておよび各自が運用を行うその他の計算において、通常の業務の過程において、本指数の構成銘柄の取引を行うことがある。当該取引行為は、潜在的には当該構成銘柄および/または関連する本指数の水準に影響を与える可能性がある。シティ・カ

ウンターパーティーは、ある指数水準もしくはその構成銘柄の変動に連動しまたは関連するリターンを伴う取引を約定することがあり、それに関連してヘッジ取引を約定することもある。当該取引は、指数水準に影響を与えることがあり、また、本指数の価値が下落する場合であっても、いずれか当該シティ・カウンターパーティーに利益を生じさせることがある。

サブ・ファンドと類似の投資目的を有する他のファンドおよび顧客に関連して随時要求されるところに従い、またはその他の方法でこれらに関与するところに従い、管理会社および受託会社（ならびにこれらの関連会社）は、随時、受託者、管理事務代行者、登録機関、管理者、保管者、投資運用者もしくは投資顧問、代理人またはその他の者として行為することがある。それゆえ、これらのいずれの者も、業務の過程において、サブ・ファンドとの間で潜在的な利益相反を生じることがある。これらの者は、当該場合には常にサブ・ファンドに対する自己の義務を斟酌し、当該利益相反が公正に解決されることを確保するように努める。いかなる場合も、管理会社は、すべての投資機会が公正に配分されることを確保することを追求する。

指数スポンサーおよび指数計算代理人は、管理会社の関連会社である。このことにより、管理会社の受益者に対する義務ならびに指数スポンサーおよび指数計算代理人との関係の間に、潜在的な利益相反を生じさせることがある。

管理会社は、一定の限られた状況下で、サブ・ファンドの資産の価格決定に関与することがある。管理会社は、そのように関与する限りにおいて、評価額が同社に支払われる管理会社報酬に直接的に影響するため、利益相反の関係にある。

（インデックス・アロケーターでもある）副管理会社と販売会社は関連会社であり、互いに独立しているわけではない。副管理会社および販売会社がサブ・ファンドに関して行う機能は、潜在的な利益相反を生じさせる可能性がある。そのような利益相反が生じた場合、受託会社および管理会社は、受益者の最善の利益のために行動すること等を含むがこれに限定されないそれぞれの義務および責任を考慮し、そのような利益相反を公平に解決し、サブ・ファンドおよび受益者の利益が不当に損なわれないように努める。

営業日

営業日の定義は、公休日またはその他の理由によりケイマン諸島が休業している日を考慮していない。したがって、受託会社は、すべての営業日にその裁量を行使することができない場合がある。

運用リスク

サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、管理会社のサービスに実質的に左右される。管理会社の行為が、不正行為、何らかの規則もしくは規制の違反を理由として規制当局による調査を受けていること、管理会社の主要人物の死亡、無能力、離職、支払不能もしくは退任、または管理会社に影響を及ぼす企業再編を含む（ただし、これらに限られない。）特別な事由が発生した場合、サブ・ファンドのパフォーマンスは、悪影響を受けることがある。管理会社は、サブ・ファンドの投資パフォーマンスを保証しない。

以上のリスク要因の記載は、サブ・ファンドに対する投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。投資予定者は、サブ・ファンドに対する投資を行うか否かを決定する前に、本書を完全に読了すべきである。

インデックス免責事項

各本指数に関して、指数スポンサーおよび/または指数計算代理人の役割を担うシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドまたはその関連会社（以下「シティグループ」という。）のいずれも、また、それらの取締役、役員、従業員、代表者、委託先または代理人（以下それぞれを「本関連当事者」という。）のいずれも、(a) サブ・ファンドの受益証券（以下「本金融商品」という。）の購入の是非、(b) 特定の日の特定の時点における本指数の水準、(c) 本金融商品の投資家またはその他の個人もしくは事業体が本指数またはそこに含まれるデータの使用からいかなる目的で得た結果、(d) 本指数の商品性または特定目的への適合性、または(e) その他の事項について、いかなる明示または黙示の表明または保証を行わない。各本関連当事者はここに、適用法で認められる最大限の範囲において、本指数に関する正確性、完全性、商品性または特定目的への適合性に関するすべての保証を明示的に拒否する。本関連当事者は、損害の可能性を通知されていたとし

ても、いかなる者に対しても一切の責任（直接的または間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の責任を問わない。）を負わない。指数スポンサーおよび指数計算代理人は、いずれも本指数の計算、公表、および配信を継続する義務を負うものではなく、また本指数に関連するいかなる誤り、省略、中断または遅延についても責任を負わない。指数スポンサーおよび指数計算代理人は、それぞれが本人として行動し、他の人物の代理人または受託者として行動するものではない。

本関連当事者は、通常の業務過程において、いずれかの本指数および/またはその構成銘柄にリンクした取引または投資対象（仕組み商品またはそれ以外）を締結もしくは促進、提供、または販売することがある。さらに、いずれの本関連当事者も、いずれかの本指数またはその構成銘柄に関して、自己勘定でのロングまたはショートポジションを保有している、または過去に保有していた可能性があり、また、マーケットメイクを通じてクライアントに対し、これらのポジションの取引を積極的に行う可能性がある。加えて、いずれの本関連当事者も、いずれかの構成銘柄に関連する投資や取引を、他者と、または他者のために行うことがある。本関連当事者は、（有価証券または契約の目的で）ヘッジ取引を行うこともあり、これは本指数および/または本指数の構成銘柄の基礎となる水準、価格、金利その他の要因に悪影響を及ぼす可能性がある。本関連当事者は、いずれかの構成銘柄の発行体と投資銀行業務上または商業上の関係を有することがあり、かかる発行体からの情報にアクセスする、あるいは構成銘柄または構成銘柄の発行体に関する調査結果を公表することがある。このような活動は、本指数の水準に影響を与える場合も与えない場合もあるが、投資予定者および取引相手は、複数の立場において行動する人物がいる場合、利害の対立が生じる可能性があり、そのような対立が本指数の水準に（プラスまたはマイナスのいずれかの）影響を与える可能性があることを認識する必要がある。

各本指数は、要求に応じて入手可能な関連する指数要項および本指数の本要約に完全に記載されている。各指数は、指数スポンサーの独占所有物であり、機密情報である。いかなる者も、指数スポンサーの書面による事前の承諾を得ることなく、いかなる方法でも本指数を使用する、あるいは当該本指数に関する情報を複製または流布することはできない。いずれの本指数も、その構成銘柄の発行者またはスポンサー（該当する方）により、いかなる方法でも支援、保証または宣伝されているものではない。

Citiは、シティグループ・インクまたはその関連会社の登録商標およびサービスマークであり、世界中で使用および登録されている。本金融商品はシティグループにより支援、保証、販売または宣伝されているものではなく、シティグループは本金融商品への投資の是非について一切の表明を行わない。シティグループは明示的または黙示的な保証を一切行わず、これには商品性または特定の目的または使用に対する適合性の保証が含まれるが、これらに限定されない。シティグループは、シティグループのデータおよび情報の使用に関連する直接的、間接的、特別または派生的な損害について、いかなる場合も一切の責任を負わない。

（２）リスクに対する管理体制

リスク管理、投資運用の査定および法務管理

管理会社は、定期的にサブ・ファンドのポートフォリオのリスク要因を討論し、サブ・ファンドが過度なリスクにさらされていないかを検討するためにポートフォリオを検討する委員会を開催する。サブ・ファンドの投資哲学および投資方針に関する事項は、サブ・ファンドの投資運用に関する目論見書の他の一切の関連する事項とともに、管理会社およびサブ・ファンドの管理事務代行会社であるエイペックス・ファンド・サービスズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドによって常に監視され、かつ統制されている。

リスクの管理体制

サブ・ファンドに固有のリスクは、管理会社の取締役会によって管理される。

規制および投資制限の遵守はまた、管理事務代行契約に基づきサブ・ファンドに対して一般的な管理事務（会計および評価サービスならびに年次報告書および半期報告書の作成を含む。）を提供する管理事務代行会社の協力を得て、管理会社の取締役会によって監督される。

派生商品の利用

サブ・ファンドは、その投資目的の一環として、および/または効率的なポートフォリオ管理を目的として、派生商品(スワップ取引を含む。)に対する投資を行う。すなわち、サブ・ファンドは、ヘッジ目的以外の目的において派生商品を利用する。

派生商品の利用に付随し、または派生商品の利用から生じるリスクを正確かつ十分に測定、監視および管理するために、管理会社は、前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(5) 投資制限、投資制限」の項に記載するとおり、リスク管理手続として標準的手法を採用し、実施する。

マネー・ロンダリング防止

citifirst.im@citi.comのアドレスで管理会社に対して連絡することにより、投資者は、現在のサブ・ファンドに関するマネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細(連絡先の詳細を含む。)を入手することができる。

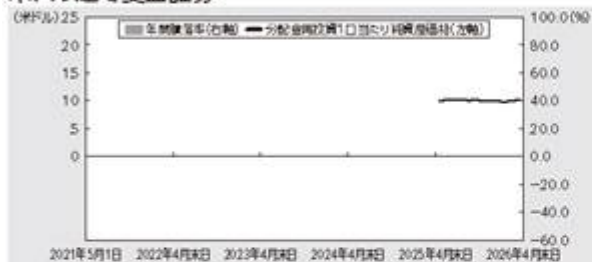
ファンド運用者の行為規範 - 気候関連リスク

香港特別行政区証券先物委員会は、ファンド運用者の行為規範の改正を行い、これによって管理会社は、投資およびリスク管理プロセスにおいて気候関連リスクを考慮し、適切な開示を行う必要がある。管理会社が重要とされる範囲は、とりわけ、サブ・ファンドの投資戦略における気候関連リスクの関連性および重要性などに依存する。管理会社は、サブ・ファンドの特徴および戦略を考慮し、気候関連リスクがサブ・ファンドにとって無関係であるとの結論に達している。

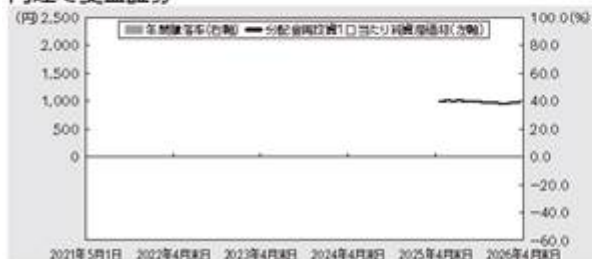
(3) リスクに関する参考情報

サブ・ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

米ドル建て受益証券



円建て受益証券



サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

グラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

米ドル建て受益証券



円建て受益証券



出所:Bloomberg LPおよび指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所
外国法共同事業が作成

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格が記載されており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。
- 2021年5月～2026年4月の5年間のサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです(ただし、サブ・ファンドは2025年5月2日に運用開始したため、2025年5月1日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格および2026年4月以前の年間騰落率は算出されません)。
- サブ・ファンドは設定以来、本書の日付現在時点まで分配を行っていないため、本項でいう「分配金再投資1口当たり純資産価格」の値は「受益証券1口当たり純資産価格」の値と同じとなります。
- サブ・ファンドの年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- サブ・ファンドの年間騰落率は、サブ・ファンドの受益証券の各クラスの基準通貨である米ドルおよび円で計算されており、円建ての為替換算されておりません。したがって、円建ての為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。また、各指数には外貨建てのものが含まれるため、これらを円換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

○ 各資産クラスの指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
 - 先進国株・・・FTSE先進国株価インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国株・・・S&P新興国総合指数
 - 日本国債・・・FTSE日本国債インデックス
 - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・米ドルベース)
 - 新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(ヘッジなし・米ドルベース)
- (注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg LPで円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利/ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤認、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価インデックス(除く日本、円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。同指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤認から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

FTSE日本国債インデックス、FTSE世界国債インデックスおよびFTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

該当事項なし。

日本国内における申込手数料

販売会社により、受益証券の取得申込みにあたって、以下の申込手数料が課される。

通貨単位	申込手数料（税込み）
10万米ドル未満 （円建て受益証券については1,000万円未満）	2.20%
10万米ドル以上50万米ドル未満 （円建て受益証券については1,000万円以上5,000万円未満）	1.65%
50万米ドル以上100万米ドル未満 （円建て受益証券については5,000万円以上1億円未満）	1.10%
100万米ドル以上300万米ドル未満 （円建て受益証券については1億円以上3億円未満）	0.55%
300万米ドル以上 （円建て受益証券については3億円以上）	0.275%

購入（申込み）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価である。申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

（注1）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。

（注2）申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

（注3）円資金から該当通貨に交換した上でお申し込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかる。

（注4）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻手数料

該当事項なし。

日本国内における買戻手数料

該当事項なし。

海外におけるスイッチング手数料

該当事項なし。

日本国内におけるスイッチング手数料

該当事項なし。

(3) 【管理報酬等】

受託会社の報酬

受託会社は、サブ・ファンドに対して受託会社として履行する同社の職務およびこれに付随する業務の対価として、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.01%の受託報酬(年間15,000米ドルの最低報酬の対象になる。)(以下「受託報酬」という。))を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、四半期毎に後払いで支払われる。

2025年12月31日に終了した会計年度中に費用計上された上記受託報酬は、10,460米ドルであった。

管理事務代行会社の報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.03%の管理事務代行に係る報酬(以下「管理事務代行報酬」という。))を受領する権利を有する。かかる報酬は、各年の最低年間報酬を54,000米ドルとすることを条件として、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

管理事務代行報酬は、管理事務代行会社によるサブ・ファンドの資産に関する管理事務代行業務の提供、ならびにサブ・ファンドの管理事務代行者として管理事務代行会社により履行されるその他の義務および機能の対価として支払われる。

2025年12月31日に終了した会計年度中に費用計上された上記管理事務代行報酬は、33,654米ドルであった。

保管会社の報酬

保管会社は、サブ・ファンドの信託財産から、保管下にある米国資産の年率0.01%および保管下にある日本資産について年率0.015%の保管に係る報酬(以下「保管報酬」という。))を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

保管報酬は、サブ・ファンドの資産に関する保管会社の保管業務の職務、ならびにサブ・ファンドの保管者として保管会社により履行されるその他の義務および機能の対価として支払われる。

2025年12月31日に終了した会計年度中に費用計上された上記保管報酬は、2,164米ドルであった。

管理会社の報酬

管理会社は、サブ・ファンドに対するサブ・ファンドの資産の投資運用業務、受益証券の発行および買戻し業務ならびにサブ・ファンドに対するその他の義務および機能の対価として、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.22%の管理会社報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

サブ・ファンドの終了後に多額の残余金が残ることは想定されていない。上記にかかわらず、サブ・ファンドの終了後に10,000米ドルを超えない残余金が残る場合、管理会社は、サブ・ファンドの終了に関連して、自らの利益のために当該残余金を保持する権利、またはその他自ら適切とみなすところに従い当該残余金を処理する権利を留保する。

2025年12月31日に終了した会計年度中に費用計上された上記管理会社報酬は、47,928米ドルであった。

副管理会社の報酬

副管理会社は、サブ・ファンドに対するサブ・ファンドの資産の副投資運用業務ならびにサブ・ファンドに対するその他の義務および機能の対価として、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.20%の副管理会社報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

2025年12月31日に終了した会計年度中に費用計上された上記副管理会社報酬は、43,571米ドルであった。

販売会社の報酬

販売会社は、日本における受託証券の販売、申込みおよび買戻しの取扱い、運用報告書の交付、既存受益者に対する一定の情報提供等ならびに他の付随する業務を含む同社の職務の対価として、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.70%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

2025年12月31日に終了した会計年度中に費用計上された上記販売会社報酬は、152,498米ドルであった。

代行協会員の報酬

代行協会員は、目論見書、運用報告書および他の文書の販売会社に対する交付、日本における受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびにこれらに付随する業務を含む同社の職務の対価として、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

2025年12月31日に終了した会計年度中に費用計上された上記代行協会員報酬は、2,179米ドルであった。

(4) 【その他の手数料等】

その他の手数料および費用

サブ・ファンドの設定および受益証券の募集に関連する費用および経費は、約245,000米ドルに達した。これらの費用は資産計上され、サブ・ファンドの払込日から36か月間、定額法により償却される。ただし、管理会社は、その裁量により、これらの費用の認識を前倒しすることができる。

マネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者のそれぞれは、サブ・ファンドの信託財産から、マネー・ロンダリング防止遵守および報告ならびにその他の類似および付随義務に関連する報酬を受領する権利を有する。

スワップ取引に適用される手数料

受益証券の各クラスについてのスワップ取引は、手数料の控除、ならびに本指数自体に組み込まれ課される想定費用の費用を反映する。

スワップ・カウンターパーティーは、スワップ取引の解消についてスワップ取引手数料を課す。

本指数に適用される手数料

関連する本指数の指数水準は、次に掲げるものに伴う想定取引費用および指数報酬を控除したものとなる場合がある。詳細は、前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、米国マーケット・ストラテジー」の「指数想定費用」および「ベース指数報酬」を参照のこと。

その他の費用

受託会社は、関連するサブ・ファンドの信託財産からのみ、受託会社、管理会社またはその他により負担される、以下のいずれか（またはすべて）を含む（ただし、これらに限られない。）当該サブ・ファンドの設立、運用、管理および維持に関するすべての費用を支払い、またはその支払いを確保することができる。

(a) 当該サブ・ファンドの設立、登録または存続に関して受託会社または管理会社が正当に負担するすべての経費および費用、(b) すべての合理的な法律、監査、会計および税務費用ならびに当該サブ・ファンドに関して提供されたサービスに関するすべてのその他の専門家およびその他の手数料、(c) 受託会社および/または管理会社と当該サブ・ファンドの受益者との関係より発生するすべての経費および費用（当該サブ・ファンドの受益証券の名義書換ならびに当該サブ・ファンドの受益者に対する通達および通知を含むが、これに限られない。）ならびに受託会社および/または管理会社と第三者との関係より発生するすべての経費および費用、(d) 当該サブ・ファンドに関する年次報告書および半期の未監査報告書ならびにそれに添付される報告書または文書ならびに受託会社または管理会社が当該サブ・ファンドの受益者に対して行うその他の通信の作成、印刷および郵送またはその他発送において正当に発生したこれに付帯するすべての合理的な費用、(e) 英文目論見書または当該サブ・ファンドの受益証券の公募に関する英文目論見書の関連する補遺または当該サブ・ファンドに関する情報を投資予定者に提供する内容説明書または類似文書の作成および印刷において発生する経費、(f) 当該サブ・ファンドの純資産価額の計算および詳細の提供に関する費用、(g) 受益者集会の招集および開催において発生するすべての費用、(h) トラストもしくは当該サブ・ファンドまたは当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象に対する権原証書の安全な保管に関する追補信託証書、契約書またはその他の文書に関して、またはこれらの作成において発生するすべての費用、(i) 当該サブ・ファンドに関する預金または貸付におけるもしくはこれに付帯するあらゆる性質のすべての合理的な費用、(j) 当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の取得または換金に関して支払うべ

き印紙およびその他の課徴金、税金、政府の課税、仲介手数料、譲渡手数料、登録料ならびにその他の手数料、(k)当該サブ・ファンドまたはその代理人によるすべての借入に係る利息ならびに当該借入の手配に関するまたこれより発生する手数料および費用、(l)当該サブ・ファンドがいずれかの法域の政府もしくはその他の当局またはその機関に対して支払うべきすべての税金および法人手数料、(m)宣伝または広告費用(もしあれば)、(n)郵便、電話およびファックスに係る経費ならびにその他のすべての運営費用、(o)当該サブ・ファンドの運営、管理または宣伝に関して選任されたサービス提供者(管理事務代行会社、保管会社または販売会社を含むが、これらに限られない。)に対して受託会社または管理会社のいずれかが支払義務を負うすべてのもしくはいずれかの報酬、経費または費用、(p)当該サブ・ファンドの投資対象の取得、保有および/または処分に関して発生する債務、経費および費用(手数料、謝礼、運用コンサルタントの報酬または類似の支払いを含むが、これらに限られない。)、(q)当該サブ・ファンドの通常業務および/または運用一般に関して発生する債務、経費および費用、(r)関連する信託財産の清算においてもしくはこれに関してまたはその他当該サブ・ファンドの終了において発生する債務、経費および費用、(s)受託会社または管理会社が信託証書に基づくそれぞれの義務に関してトラストに関して正当に負担するいずれかの支出または立替費用。特定のサブ・ファンドのみに帰属するものではないと管理会社が判断するいずれかの上記の費用は、通常、各サブ・ファンドの当該時の純資産価額に基づきまたは管理会社が随時特定の場合に決定するその他の基準においてサブ・ファンドの信託財産間で配分される。

2025年12月31日に終了した会計年度中の上記に記載された費用、経費、手数料、報酬の合計は、133,513米ドルであった。

現金払戻しおよびソフト・コミッション

管理会社は、サブ・ファンドの計算において行われる取引に関して証券取引業者からいかなる現金手数料またはその他のリベートを受けない。ただし、管理会社および/またはその関連会社は、管理会社および/またはその関連会社が、当事者が管理会社および/またはその関連会社に対して、物品、サービスまたはその他の便益(調査および助言サービス、専門的ソフトウェアまたは調査サービスが付随するコンピュータ・ハードウェアならびにパフォーマンス測定など)を随時提供または調達する取決めを締結している他者である代理人(以下「代理人」という。)によるかまたは代理人を通じて、取引を実行する権利を留保している。当該取決めの性質として、これら物品、サービスまたはその他の便益の提供がサブ・ファンドに全体として利益をもたらすことが合理的に予想でき、かつ、サブ・ファンドに関するサービス提供においてサブ・ファンドまたは管理会社および/もしくはその関連会社のパフォーマンスを高めることに寄与することがある。また、かかる取決めに関して、直接支払いが生じることはないものの、その代わりに管理会社および/またはその関連会社は、かかる当事者に対して業務を委託することを約束する。当該当事者を通じて実行される取引は、最良執行基準に合致し、適用ある法律を遵守していなければならない。また、仲介手数料率は、通常の機関投資家を対象とした包括的委託取引業務サービスの手数料率を超えてはならない。疑義を避けるために付言すると、当該物品およびサービスには、旅行、宿泊設備、娯楽、一般事務用品もしくはサービス、一般的オフィス設備もしくは物件、会費、従業員給与または直接的金銭支払いは含まれない。

(5)【課税上の取扱い】

投資者は、自己の国籍、本籍、住所、設立地、居住地または通常の居住地がある国の法律に基づき、受益証券の申込み、購入、保有、交換、実現またはその他の処分に伴う潜在的な税務上またはその他の影響について、各自の専門家の顧問と相談する必要がある。投資者に対するこれらの影響(税金控除の適用可能性およびその金額を含む。)は、投資者の国籍、住所、本籍または設立地の国の法律および慣行ならびに各投資者の個人的な状況によって異なる。ケイマン諸島、香港および米国の課税に関する以下の記載は、本書の日付時点において、ケイマン諸島および香港で有効な法律および慣行に関して、および、サブ・ファンドに関する特定の税務事項について米国連邦所得税法に基づき、管理会社が受けた一般的な助言に基づくものであり、投資者の特定の状況について特に言及することを意図したものではなく、また、そのような目的を有するものでもない。

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法等別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。）。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。
日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。)

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)。2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府はトラスト、サブ・ファンドまたは受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。またトラストに関する支払に対して適用あるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付の時点において、ケイマン諸島には為替管理が存在しない。

トラストは、信託法第81条に従って、ケイマン諸島総督より保証書を受領している。かかる保証書には、トラストの設定の日付から向こう50年間にケイマン諸島でその後制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律は、トラストを構成する資産もしくはトラストに帰因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連して受益会社または受益者には適用されないことが明記される。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに印紙税は課されない。

ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印した(以下、米国との間の協定を「US IGA」という。)。また、ケイマン諸島は、100か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」という。)を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行されている(以下「AEOI規則」と総称する。)。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局(以下「ケイマン諸島税務情報局」という。)は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録要件、デュー・ディリジェンス要件および報告要件を遵守する義務を負う。ただし、かかる金融機関が—または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関」(関連するAEOI規則において定義される。)となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合においては、登録要件のみがCRSに基づき適用される。

AEOIの目的において、サブ・ファンドは、トラストの一部である。トラストは、非報告金融機関の免除のいずれにも依拠することを企図しておらず、それゆえAEOI規則のすべての要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、報告金融機関としてのトラストは、とりわけ、() (US IGAに服する場合のみ) GIIN/グローバル仲介人識別番号を取得するためにIRS/米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)に登録すること、() ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、() トラストがCRSに基づく自らの義務に対処する方法を記載する書面による方針および手続を採用および実施すること、() 「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らに開設されている口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、() 当該報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することおよび() ケイマン諸島税務情報局に対しCRSコンプライアンス・フォームを届け出ることを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(例として、米国の報告対象口座の場合はIRS)に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島の金融機関は、アメリカ合衆国の外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってFATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、および非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島の報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのFATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となることがある。FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、トラスト/サブ・ファンドに対する支払いに対して課されないが、トラスト/サブ・ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関(US IGAに定義される。)とみなされた場合には、この限りではない。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸島の金融機関は、FATCAその他による口座保有者による支払いまたは口座保有者に対する支払いに対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

サブ・ファンドに対する投資および/またはサブ・ファンドに対する投資の継続により、投資者は、トラストに対する追加情報の提供が必要となることがあること、トラストによるAEOI規則への遵守の結果、投資者情報の開示に至ることがあること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換されることがあることを了解したとみなされるものとする。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しおよび/または投資者の口座の閉鎖を含む(ただし、これらに限られない。)対応措置を講じ、および/またはすべての救済措置を求める権利を留保することを義務付けられる場合があり、および/または留保している。ケイマン諸島税務情報局が発出した指針に従い、サブ・ファンドは、投資者の口座開設から90日以内に身元証明確認書類を受領しない場合、他人の口座を閉鎖する必要がある。

(C) 香港

現在の法律および慣行において、

(a) サブ・ファンドは、自らによって、または香港で自らの代理で決定(投資決定および/または売却決定を含むが、これらに限られない。)を行う一般的権限を有し、習慣的に行使している、香港で自らの代理で行為する他の者(例えば、投資運用会社)を通じて香港で取引または事業を行っているときみなされる場合、その投資活動に関して香港の課税対象となる場合がある。

「事業を行っている」という用語は、法律で定義されておらず、大部分は事実の問題である。例え

ば、サブ・ファンドが、香港で自らの代理で投資決定および/または売却決定を行う一般的権限を有し、習慣的に行使する他の者(例えば、管理会社)を香港で任命した場合、サブ・ファンドは、香港で事業を行っているものとみなされる。このように、香港外の外国で設立されているにもかかわらず、香港税務局によってサブ・ファンドが香港の事業所得税の課税対象とはみなされないと保証することはできない。サブ・ファンドの業務は、香港の事業所得税に対する潜在的な責任を最小限にすることを追求する方法で実施および管理される予定である。

サブ・ファンドが香港で取引または事業を行っているときみなされる場合、香港の事業所得税は、当該取引または事業からの関連収益が香港を源泉とする場合に発生する。固定資産売却益は香港では課税されない。ただし、投資対象の売買による売買益の創出を目的とする投資ファンドには、キャピタル・ゲイン請求権は適用されない。

非法人事業(サブ・ファンドを含む。)の現在の標準事業所得税率は15%である。2018年3月29日に2段階の事業所得税条例が制定された。2018年4月1日以降に開始する賦課年度に適用される。2段階税率において、グループ内の指名された個人の課税所得のうち最初の200万香港ドルは、一定の条件の下で、標準所得税率の50%(すなわち、7.5%)の軽減税率が適用され、残りの所得は15%の標準税率が適用される。

配当と利子に対する香港の源泉徴収税はない。さらに、香港では一般取引税、売上税または付加価値税は課されない。

上記の原則にかかわらず、2019年4月1日に2019年香港税務局(ファンドの事業所得税の免除)(修正)条例(以下「**ファンド免税条例**」という。)が施行され、一定の要件を満たすことを条件として、構造および規模にかかわらず、香港で運営される私募国内ファンドおよび国外ファンドの香港の事業所得税の免除が統一された。サブ・ファンドがファンド免税条例に定義される「ファンド」とみなされる場合、サブ・ファンドの適格取引および付随取引(5%の閾値を条件とする。)からの香港源泉所得は、以下の条件が満たされる場合、香港事業所得税が免除される。

- 1) サブ・ファンドの適格取引は、特定の者によりまたは特定の者を通じて香港で行われるか、または特定の者により香港で手配される。特定の者とは、証券先物条例第5部に基づいて同条例附則5第1部に定義する規制された活動において事業を行う免許を受けた法人、または当該事業を行うために同条例第5部に基づいて登録された認可された金融機関を意味する。

サブ・ファンドは適格投資ファンドであり、

- 2) 適格取引の実行に付随する取引から生じる所得はサブ・ファンドの売買収益合計の5%を超えない。サブ・ファンドが非公開会社に投資する場合、サブ・ファンドが香港事業所得税の免除を利用するために満たすべき一定の要件がある。

(i) 不動産テスト - サブ・ファンドは、香港の不動産(インフラを除く。)に資産の10%以下を(直接または間接的に)保有する。

() 保有期間テスト - サブ・ファンドは少なくとも2年間、非公開会社を保有している。

保有期間テストを通過しない場合3つめのテストが適用される。

() 短期資産テスト - サブ・ファンドは、非公開会社の支配持分を保有すべきではない、またはサブ・ファンドが非公開会社の支配持分を保有する場合、非公開会社は、短期資産(処分日まで3年未満の資産)に資産価値の50%超を保有しない。

サブ・ファンドは、香港源泉の利益および非適格取引からの収益に関してのみ課税される。適格取引から生じる利益については、引き続き香港事業所得税が免除される。

ファンド免除条例には、サブ・ファンド自体がファンド免除条例に基づいて免除されているにもかかわらず、またサブ・ファンドによる分配が行われていないにもかかわらず、特定の香港居住者がサブ・ファンドから課税対象所得を得たとみなす回避防止条項および「循環取引」条項が盛り込まれている。これらのみなし規定は、特に、香港居住者が単独で、またはその関連会社と共

にサブ・ファンドの受益権の30%以上を保有する場合、または当該香港居住者がサブ・ファンドの関連会社であり、サブ・ファンドのいずれかの割合の受益権を保有する場合に適用される。サブ・ファンドが善意で広く保有されているとみなされる場合、みなし規定は適用されない。受益者は、この問題に関して自らの独立した香港の税務アドバイスを求めるべきである。

(b) 受益証券の売却、換金またはその他の処分から生じるキャピタル・ゲインに関して、香港の受益者は、いかなる事業所得税も支払わない。受益者は、この問題に関して自らの独立した香港の税務アドバイスを求めるべきである。

(D) 米国

「配当等価物」に対する米国源泉徴収税

米国内国歳入法典の第871条(m)および同条に基づく米国財務省規則(以下、総称して、「第871条(m)」)という。)は、米国の株式(または米国の株式を含む指数)に連動する一定のデリバティブ取引および他の金融商品に関して、非米国人に対して支払われるものとして取り扱われる「配当等価物」に対して、30%の源泉徴収税を課す。適用ある規則に定める審査に基づき、関連する商品の発行時に決定されることにより、一般的に、一または複数の米国の株式の経済的パフォーマンスを実質的に複製する金融商品に対して、第871条(m)の適用がある。第871条(m)は、かかる源泉徴収の制度の一定の例外を規定しており、とりわけ一定の広範囲の指数に連動する商品または当該指数をトラックする有価証券に係るものがある。

第871条(m)の源泉徴収税の制度は、2017年以後に発行される金融商品に関して効力を有しているが、米国内国歳入庁は、2027年より前の年度において、限定された種類の金融商品に対してその適用がある旨公表している。

サブ・ファンドは、米国の株式に関連を有するオプション、スワップおよび/またはデリバティブ取引を取得することがある。これらの金融商品に対して、第871条(m)の適用がある場合、原則として、サブ・ファンドは、商品の期間を通じて、対象となる米国の株式について支払われる配当の30%を上限とする税額の米国の税金について、納税義務を負い、これは、源泉徴収によって、そこから通常徴収される。第871条(m)は、複雑であり、またその適用が不明確なことがあることから、米国内国歳入庁は、第871条(m)に基づくサブ・ファンドによるある商品の取扱いに対して、異議を申し立てることに成功することがあり、また潜在的には制裁を課すことがある。いずれの場合においても、その結果による債務は、サブ・ファンドに対する投資からのリターンに悪影響を及ぼす。

サブ・ファンドが投資する有価証券に係る税金

サブ・ファンドの計算において受託会社により実現される配当、利子およびその他の所得、ならびに有価証券の売却により実現されるキャピタル・ゲインは、当該所得の源泉となる法域により課税される源泉徴収税およびその他の税金の対象となる場合がある。受託会社がサブ・ファンドの計算において支払う税金の率は、各国に投資される資産の額およびかかる税金を軽減するサブ・ファンドの能力(もしあれば)が明らかではないため、予測することは不可能である。

受益証券の購入を検討する投資者は、サブ・ファンドに関する税金の勘案事項について自身の税務顧問に相談するべきである。

5【運用状況】

サブ・ファンドは、2025年5月2日から運用を開始した。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2026年4月末日現在)

資産の種類	発行地	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
国債	米国	22,679,822.30	84.13
	日本	3,670,003.78	13.61
スワップ	英国	-73,373.39	-0.27
現金・その他の資産(負債控除後)		680,772.60	2.53
合計 (純資産価額)		26,957,225.29 (約4,324百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2026年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率(%)	償還日	数量	通貨	額面金額	簿価		時価		投資比率(%)
									単価	合計	単価	合計	
1	米国財務省短期証券	米国	国債	0.00	2026年10月29日	11,600,000	米ドル	11,600,000.00	96.461	11,189,425.00	98.180	11,388,929.88	42.25
2	米国財務省短期証券	米国	国債	0.00	2027年4月15日	11,700,000	米ドル	11,700,000.00	96.449	11,284,482.83	96.503	11,290,892.42	41.88
3	日本短期国債	日本	国債	0.00	2027年4月20日	297,000,000	円	297,000,000	98.941	293,853,478	98.966	293,927,535	6.81
4	日本短期国債	日本	国債	0.00	2026年6月22日	294,000,000	円	294,000,000	99.490	292,501,028	99.896	293,695,122	6.80

種類別投資比率

(2026年4月末日現在)

種類	投資比率(%)
国債	97.75
スワップ	-0.27
現金・その他の資産	2.53
合計	100.00

【投資不動産物件】

該当事項なし（2026年4月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

スワップ

米ドル建て受益証券

(2026年4月末日現在)

数量	償還日	時価	スワップ銘柄	対象指数銘柄	通貨
40,446.00	2027年4月22日	-62,816.68	インデックス・スワップ	米国マーケット・ストラテジーベース指数	米ドル

円建て受益証券

(2026年4月末日現在)

数量	償還日	時価	スワップ銘柄	対象指数銘柄	通貨
1,118,581.00	2027年4月22日	-1,690,288	インデックス・スワップ	米国マーケット・ストラテジー円指数	円

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2026年4月末日前1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

米ドル建て受益証券

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2025年12月末日)	31,658,567.67	5,077,718	10.001	1,604
2025年5月末日	22,174,584.27	3,556,582	9.944	1,595
6月末日	25,498,389.27	4,089,687	10.118	1,623
7月末日	26,943,154.88	4,321,413	10.103	1,620
8月末日	31,306,636.84	5,021,271	10.200	1,636
9月末日	32,004,446.11	5,133,193	10.031	1,609
10月末日	31,781,571.82	5,097,446	10.106	1,621
11月末日	31,762,433.15	5,094,377	10.006	1,605
12月末日	31,658,567.67	5,077,718	10.001	1,604
2026年1月末日	30,791,132.44	4,938,590	9.910	1,589
2月末日	24,345,146.86	3,904,718	9.780	1,569
3月末日	24,338,835.31	3,903,706	10.014	1,606
4月末日	23,200,617.06	3,721,147	10.131	1,625

(注) 12月末日における純資産価額および1口当たり純資産価格の財務書類記載の数値との差異が、一定の調整の結果生じる場合がある。以下同じ。

円建て受益証券

	純資産価額(円)	1口当たり純資産価格(円)

第1会計年度末 (2025年12月末日)	694,608,825	975
2025年5月末日	466,293,858	993
6月末日	638,282,939	1,006
7月末日	747,136,815	1,002
8月末日	801,753,837	1,008
9月末日	784,543,380	987
10月末日	773,259,102	992
11月末日	709,474,909	980
12月末日	694,608,825	975
2026年1月末日	694,086,943	964
2月末日	633,950,123	948
3月末日	625,495,119	970
4月末日	601,489,327	980

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

米ドル建て受益証券

期間	収益率（％）（注）
第1会計年度	0.01

円建て受益証券

期間	収益率（％）（注）
第1会計年度	-2.50

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 各会計年度末の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

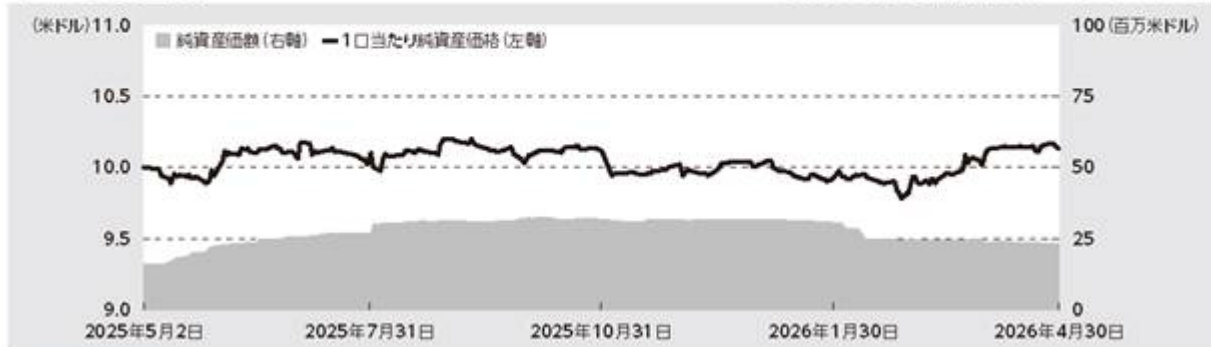
（第1会計年度の場合、1口当たり当初発行価格（米ドル建て受益証券：10米ドル、円建て受益証券：1,000円））

< 参考情報 >

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

米ドル建て受益証券

(2025年5月2日(運用開始日)~2026年4月末日)



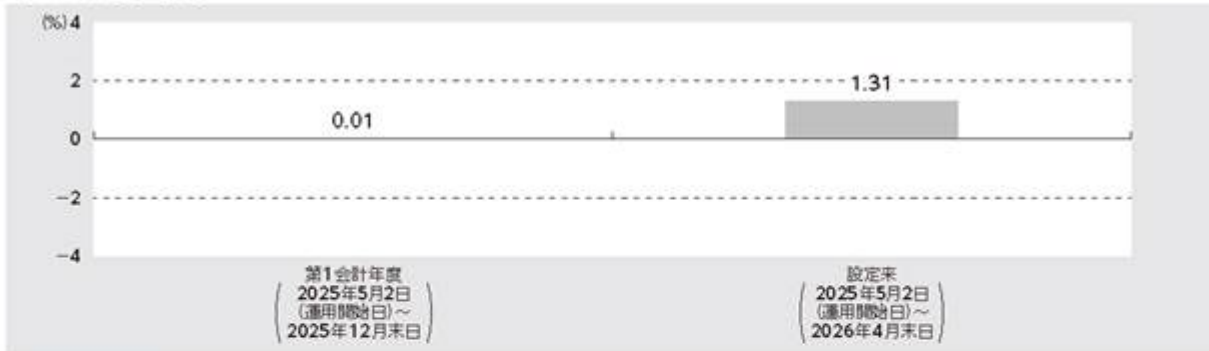
円建て受益証券

(2025年5月2日(運用開始日)~2026年4月末日)



収益率の推移

米ドル建て受益証券



円建て受益証券



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末(または上記期間末)の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末(または当該期間の直前の営業日)の1口当たり純資産価格(分配額の額)

(第1会計年度および設定来の場合、1口当たり当初発行価格(米ドル建て受益証券:10米ドル、円建て受益証券:1,000円))

※ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

米ドル建て受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	3,445,362.612 (3,445,362.612)	279,788.747 (279,788.747)	3,165,573.865 (3,165,573.865)

円建て受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	822,832.797 (822,832.797)	110,538.771 (110,538.771)	712,294.026 (712,294.026)

(注1) ()の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間(2025年4月8日から2025年4月30日まで)中の販売口数を含む。

(注3) 本「(4)販売及び買戻しの実績」の数値は、財務書類と基準時点や端数処理方法が異なることがあり、財務書類の数値とは一致していないことがある。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

サブ・ファンドは、欧州経済領域における一般投資者に対して、募集され、売り付けられ、またはその他入手可能とされることはない。かかる規定の目的における用語の意義は、以下のとおりである。

1. 「一般投資者」との用語は、次に掲げるいずれかである者（またはこれらの複数に該当する者）をいう。
 - a. 指令2014/65/EU（その後の改正を含み、以下「第二次金融商品市場指令」という。）第4（1）条第11号において定義される一般顧客。
 - b. 指令2002/92/EC（その後の改正を含み、以下「保険仲介業務指令」という。）の意味における顧客（かかる顧客が第二次金融商品市場指令第4（1）条第10号において定義される専門投資家の資格を有していない場合に限る。）。
 - c. 指令2003/71/EC（その後の改正を含み、以下「目論見書指令」という。）において定義される適格投資者でない者。
2. 「募集」との用語は、投資者をして、受益証券を買い付け、または取得することを決定することを可能とさせるような募集の要項および募集される受益証券に係る一切の形式および一切の方法による十分な情報の通信を含む。

英文目論見書および関連する補遺の交付および受益証券の募集または購入は日本の居住者に限定される。「日本の居住者」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号において定義され、日本に住所または居所を有する自然人および日本に主たる事務所を有する法人をいい、非居住者の日本の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなされる。

英文目論見書および関連する補遺は、募集もしくは勧誘が非合法である法域または募集もしくは勧誘を行う者が資格がないまたは募集もしくは勧誘を行うことが非合法である者に対して行われる、募集または勧誘を構成しない。情報を取得し関連する法域における適用ある法令を確認することは、英文目論見書および関連する補遺を保有する者および英文目論見書および関連する補遺に従って受益証券の申込みを希望する者の責任である。

制裁

受託会社およびサブ・ファンドは、適用ある制裁制度の対象である団体、個人、組織および/または投資との間で受託会社が取引を行うことを制限する法律の対象となっている。

したがって、受託会社および管理会社は、投資者に対して、同者が次に掲げる（ ）から（ ）に掲げるものに該当せず、および、同者が知り得、または信じ得る限りにおいて、同者の実質的な所有者、支配者または権限保持者（以下「関連当事者」という。）（もしあれば）が次に掲げる（ ）から（ ）に掲げるものに該当しない旨を継続的に表明および保証することを要求することがある。（ ）国際連合、米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」という。）および日本国財務省によって整備され、もしくは欧州連合（以下「EU」という。）および/もしくは連合王国（以下「英国」という。）の規則（後者については、行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによる。）および/もしくはケイマン諸島の法律に基づく制裁対象団体もしくは制裁対象個人の名簿に列挙されるもの、（ ）その国もしくは領域に関連して、国際連合、OFAC、日本国財務省、EU、英国および/もしくはケイマン諸島によって発動された制裁の適用がある国もしくは領域において、業務上の拠点を有しており、もしくは住所を有しているもの、または（ ）その他の国際連合、OFAC、日本国財務省、EU、英国（後者については、行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによる。）もしくはケイマン諸島によって発動された制裁の対象であるもの（以下、総称して、「制裁対象者」という。）。

投資者または関連当事者が制裁対象者であり、または制裁対象者となった場合、受託会社および管理会社は、直ちに、および申込者に対して通知することなく、投資者またはその関連当事者（適用ある方）が制裁対

象者ではなくなるまで、または適用法に基づき当該取引を継続するための許可が取得されるまで、申込者および/または申込者のサブ・ファンドに対する持分と追加の取引を行うことを中止することが必要となることがある（以下「制裁対象者事由」という。）。制裁対象者事由の結果投資者が被る一切の債務、経費、費用、損害および/または損失（直接損失、非直接損失または間接損失、利益の損失、収入の損失、外部評価の損失ならびにすべての利息、違約金および弁護士費用ならびに他の専門家の経費および費用を含むが、これらに限られない。）に関して、受託会社、管理会社およびサブ・ファンドは、いかなる性質の債務も負わないものとする。

さらに、サブ・ファンドまたは受益証券のクラスのために行われた投資が後に適用ある制裁の対象となる場合、受託会社および管理会社は、直ちに、および申込者に対して通知することなく、適用ある制裁が解除されるまで、または適用法に基づき当該取引を継続するための許可が取得されるまで、当該投資との取引を行うことを中止することがある。

米国の課税

受益証券を買い付けることにより、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人ではないことおよび各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を譲渡しないことを表明する。

申込期間

各クラスの受益証券は、以下に記載される場合を除いて、各取得日における受益証券の当該クラスの適用ある申込価格にて申し込むことができる。

クラスの受益証券1口当たりの申込価格は、当該取得日における当該受益証券のクラスに適用ある受益証券1口当たり純資産価格である（当該受益証券のクラスの単数処理に従う。）。

各取得日に行われた取得申込みに関して、当該受益証券に係る支払いは、全額、管理事務代行会社に支払われなければならない。ただし、管理会社は、特定の場合において、かかる決済期限を自らが必要とみなすその他の日時まで延長することに同意することができる。

手続き

受益証券の申込者は、記入済の口座開設書式を（必要に応じて申込者の身元および申込金の資金源の詳細を証明する補足情報および補足書類と併せて）、当該申込者が受益証券の取得申込みの際に使用する投資家口座を管理事務代行会社が開設できるように送付しなければならない。

投資家口座が開設された旨の確認を管理事務代行会社が申込者に行った後、申込者は、関連する申込書式を用いて受益証券を申し込むことができる。かかる申込書式は、電子メール（署名済みPDFの形式）または管理事務代行会社が事前に同意したその他の電子的手段により管理事務代行会社に提出することができる。

受益証券の申込者（既存の受益者を除く。）は、投資家口座が管理事務代行会社によって開設された旨の確認を受ける前に管理事務代行会社によって受領された申込書式は処理されないことに留意すべきである。かかる場合、申込者は、投資家口座が管理事務代行会社によって開設された旨の確認を自身が受けた後、新たな申込書式を記入し、提出する必要がある。投資家口座が開設された旨の確認を受ける前に受領された申込金は受理されない場合がある。

申込者は、記入済みの申込書式を取引期限までに管理事務代行会社に受領されるように送付しなければならない。

支払いが全額および決済資金にて上記の適用ある決済期限までに受領されない場合、管理会社は（期限までに支払いを行えない申込者についての請求を害することなく）対価なく関連する受益証券を強制的に買い戻す（以下「解約」という。）場合がある。当該解約にあたり、当該受益証券の申込者は、管理会社および受託会社に対して何ら請求する権利を有さず、当該受益証券の解約の結果としてそれ以前の純資産価額の計算は再開または無効とはならないものとする。管理会社および受託会社は、管理会社の決定により、申込者が関連する決済期限までに支払いを行わなかったことに関連する管理会社、受託会社および/または他の受益者が被った

損失を、申込者から回復する（および受益証券の関連するクラスの利益保有者のために留保する）権利を有するものとする。

すべての申込金は、申込者名義で保有される口座から払い出されなければならない。第三者方払いは認められない。

管理会社が特定の場合について別途決定する場合を除き、各クラスの受益証券については関連するクラス基準通貨で支払われなければならない。

受託会社、管理事務代行会社または管理会社は、それぞれの絶対的な裁量において、何らかの理由によりまたは理由なしに申込みを拒絶することができ、かつ当該理由を開示する義務を負わない。

記入済の申込書は、一旦管理事務代行会社により受領された場合、撤回不能となる。管理事務代行会社は、記入済の申込書の原本（ならびに必要なに応じて申込者の身元および申込金の資金源の証明に必要なすべての書類）の受領後に、申込手続きが完了した申込者に対して、所有確認書面を発行する。所有確認書面の発行がされる前に、管理事務代行会社が申込者からの追加情報を要求するべきであると決定した場合、管理事務代行会社は、申込者に対して書面による通知を行い、必要な情報を請求する。

疑義を避けるために付言すると、必要なに応じて申込者の身元および申込金の資金源を証明するために必要なすべての情報および書類が受領されるまで、受益証券の申込みは処理されず、受益証券は発行されない。管理事務代行会社が適用ある取得日から1か月以内に当該情報および書類を受領しない場合、申込みは、管理会社の裁量により、無効とみなされて解約されることがあり、受領された申込金は、利息を付さずに、当該申込金の払出口座に返金されることがある。当該場合において、受託会社および管理会社は、管理会社、受託会社および/または申込者による無効かつ解約された申込みに関係すると管理会社が決定するその他の受益者が被った損失を申込者から回収（および受益証券の保有者の利益のために保持）する権利を有する。

受益証券の取得申込みが受け付けられた場合、適用ある取得日より後まで当該受益証券の申込者が受益者名簿に記載されない場合であっても、当該受益証券は、適用ある取得日を効力発生日として、発行されたものとして取り扱われる。取得申込みが受け付けられた価格の詳細は、関連する受益者が管理事務代行会社から取得することができる。

非適格申込者

口座開設書式および各申込書式は、各申込予定者が、とりわけ、各自が適格投資家であり、かつ適用ある法律に違反することなく受益証券の取得および保有を行うことができる旨を表明し、保証することを要求する。

受益証券は、管理会社の意見において、サブ・ファンドが本来負担することのない納税義務を負い、または本来被ることのないその他の金銭的な不利益を被る可能性がある状況においては、いかなる者に対しても募集され、または発行されることができない。

受益証券の申込者は、とりわけ、サブ・ファンドに対する投資のリスクを評価するための金融に関する知識、専門能力および経験を有し、サブ・ファンドが投資する資産への投資に伴うリスクならびに当該資産の保有および/または取引の方法を認識し、またサブ・ファンドに対するそのすべての投資の損失を負うことができる旨を口座開設書式および各申込書式において表明し、保証しなければならない。

受益証券の様式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益者の権原は、受益証券の券面ではなく、受益者名簿への記載により証明される。

初回購入申込金額および端数

受益証券の各クラスの受益証券の取得申込みに係る一投資者当たり最低初回申込金額は、米ドル建て受益証券に関しては3,000米ドル以上0.01米ドル単位、円建て受益証券に関しては50万円以上1円単位とし、またはいずれの場合も管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額とする。

受益証券の取得申込みに関して発行される受益証券の口数は、受益証券1口の1,000分の1単位まで計算される。

最低継続申込金額および端数

受益証券の各クラスの受益証券の取得申込みに係る一投資者当たり最低継続申込金額は、米ドル建て受益証券に関しては100米ドル以上0.01米ドル単位、円建て受益証券に関しては1万円以上1円単位とし、またはいずれの場合も管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額とする。

受益証券の取得申込みに関して発行される受益証券の口数は、受益証券1口の1,000分の1単位まで計算される。

一時停止

受託会社は（管理会社と協議の上）、後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の発行および/または買戻しを停止することができる。いずれの受益証券も、当該停止期間中に発行され、および/または買い戻されることはない（該当する方）。

（2）日本における販売

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、（7）申込期間」に記載される申込期間中の日本における営業日に、同「第一部 証券情報」に従い、受益証券の申込みが行われる。その場合、販売会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。なお、日本における販売会社である株式会社S M B C 信託銀行では、通常申込の日に関連するクラス基準通貨にて申込金額等の引き落としを行う。

継続申込期間中の申込みについては、投資者は、適用ある取得日の3営業日後までに適用あるクラス基準通貨にて申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとする。なお、販売会社では、通常申込の日に関連するクラス基準通貨にて申込金額等の引き落としを行う。

受益証券の各クラスの受益証券の取得申込みに係る一投資者当たり最低初回申込金額は、米ドル建て受益証券に関しては3,000米ドル以上0.01米ドル単位、円建て受益証券に関しては50万円以上1円単位とし、またはいずれの場合も管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額とする。

受益証券の各クラスの受益証券の取得申込みに係る一投資者当たり最低継続申込金額は、米ドル建て受益証券に関しては100米ドル以上0.01米ドル単位、円建て受益証券に関しては1万円以上1円単位とし、またはいずれの場合も管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額とする。

申込期間中の追加購入単位の詳細については、販売会社に照会のこと。

日本の受益者は、関連する取得日から2営業日前の日の午後3時（東京時間）または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の時刻までに販売会社に通知を行うことにより、受益証券の購入の申込みをすることができる。

販売会社により、受益証券の取得申込みにあたって、以下の申込手数料が課される。

通貨単位	申込手数料（税込み）
10万米ドル未満 （円建て受益証券については1,000万円未満）	2.20%
10万米ドル以上50万米ドル未満 （円建て受益証券については1,000万円以上5,000万円未満）	1.65%
50万米ドル以上100万米ドル未満 （円建て受益証券については5,000万円以上1億円未満）	1.10%
100万米ドル以上300万米ドル未満 （円建て受益証券については1億円以上3億円未満）	0.55%
300万米ドル以上 （円建て受益証券については3億円以上）	0.275%

申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

（注1）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。

（注2）申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

（注3）円資金から該当通貨に交換した上でお申し込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかる。

(注4)上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

投資者は、受益証券の保管を販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売会社から受領する。申込金額の支払いは、米ドル建て受益証券については米ドルで、円建て受益証券については日本円で支払うものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

販売会社は、申込者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

前記「(1)海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

下記に定めるところに従い、受益証券は、各買戻日において受益者の任意により買い戻されることができる。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済の買戻通知または管理事務代行会社が随時決定することができるその他の通知を、適用ある買戻日に関する取引期限までに管理事務代行会社によって受領されるように送付しなければならない。

いずれの受益者も、管理会社または管理事務代行会社が別途合意しない限り、一旦提出した買戻通知を撤回することはできない。ただし、以上にかかわらず、受益者は、純資産価額もしくは受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/または受益証券の発行および買戻しのいずれかの停止期間中においては、買戻通知を取り消すことができる。

受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口以上1,000分の1口単位である。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が1口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができる。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、ある受益者に対する買戻代金の支払いによって、関連する法域においていずれかの者がマネー・ロンダリング防止に関する法律に抵触もしくは違反する結果となる疑いがあると判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、または当該支払いの拒絶が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社による関連する法域のマネー・ロンダリング防止に関する法律の遵守を確保するのに必要である場合、その絶対的な裁量において、当該受益者に対する買戻しの支払いを拒絶することができる。

いかなる適用法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とした規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要と考える情報および書類を要求する権利を留保する。受益者が受益権の買戻しを請求する際に管理事務代行会社が要求する情報の提供が遅れた場合、もしくはかかる情報の提供を怠った場合、または管理会社、受託会社または管理事務代行会社が適用される法律または規制に確実に遵守するために買戻通知の処理を拒否することが必要である場合、管理事務代行会社は買戻通知の処理を拒否するか、または買戻代金の支払いを遅延することができる。

買戻通知が受け付けられた場合、当該買戻しを行う受益者が受益者名簿から削除されたか否かにかかわらず、または買戻価格が算定され、もしくは支払われたか否かにかかわらず、関連する買戻日を効力発生日として、受益証券は、買い戻されたものとして取り扱われる。したがって、関連する買戻日以後、当該資格における受益者は、買い戻される受益証券に関して、（いずれも買い戻される受益証券に関して）買戻価格および関連する買戻日より前に宣言されたが、未払いである分配金を受領する権利を除くほか、信託証書または追補信託証書に基づき発生する一切の権利（サブ・ファンドについて通知を受ける権利、サブ・ファンドの集会に出席する権利またはサブ・ファンドの集会において投票する権利を含む。）を有さず、またはかかる権利を行使することができない。当該買戻しを行う受益者は、買戻価格に関して、サブ・ファンドの債権者となる。倒産による清算において、買戻しを行う受益者は、一般の債権者に対して劣後するが、受益者に対して優先する。

買戻価格

買戻しが行われる受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日における受益証券の関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。受益証券に適用される買戻価格の詳細は、関連する買戻しを行う受益者が管理事務代行会社から取得することができる。

決済

管理事務代行会社は、通常、受益者の指図に従って、関連する買戻日から3営業日以内に、買戻代金（送金費用の控除後）を適用あるクラス基準通貨により電信送金する。受託会社または管理会社のいずれも、かかる手続に従った結果として発生する損失につき責任を負わない。買戻代金には、関連する買戻日から実際の支払いまでの期間に関して利息が付されない。

買戻しの繰延べ

ある買戻日における買戻請求の総額が発行済受益証券の10%を上回った場合、管理会社は、当該買戻日に買い戻すことのできる受益証券の総口数を当該買戻日における発行済受益証券の10%に制限することを選択することができる。その場合、買戻請求は按分によって減らされ、残余の部分は、翌買戻日において、当該買戻日に受領された買戻請求に優先して買い戻される(この権限に従い当該買戻日の買戻しが制限された場合、常にさらなる繰延べの対象となる。)。

強制買戻し

受託会社は、下記「強制買戻しおよび譲渡」の項目に記載される状況において、受益者の保有する受益証券のすべてまたは一部について強制的に買い戻す場合がある。

受託会社は、管理会社および販売会社と協議の上、2035年5月2日以降に到来する買戻日において、ある受益証券のクラスのすべての受益証券を強制的に買い戻すことができる。

一時停止

受託会社は、(管理会社と協議の上、)後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1)資産の評価、(ロ)純資産価額の算定の一時停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の発行および/または買戻しを停止することができる。受益証券の関連するクラスのいずれの受益証券も、かかる停止期間中に発行され、および/または買い戻されることはない(該当する方)。

強制買戻しおよび譲渡

受託会社は、いつでも影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格(送金費用の控除後)により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- (a) 受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、または受託会社もしくは管理会社がそのように信じることについて理由がある場合。
 - (i) いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
 - () 関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
 - () 受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- (b) 受益証券が、受益者に対して、後記「第一部 ファンド情報、第4 外国投資信託受益証券事務の概要、(八)受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

(2) 日本における買戻し

「買戻日」とは、各営業日および/または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、関連する買戻日現在の受益証券の関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口以上1,000分の1口単位である。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が1口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができる。

日本の受益者は、関連する買戻日から2営業日前の日の午後3時(東京時間)または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の時刻までに販売会社に記入済みの買戻通知または販売会社が随時決定することのできる他の通知を行うことにより、受益証券の買戻しを請求することができる。

日本の投資者に対する買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、原則として、買戻日の後3営業日目(すなわち、買戻日に関連する申込日の原則5営業日目)の海外受渡日のさらに日本における2営業日目以降の日(または海外受渡日の日本における2営業日目以降の日に決済を行うことができない場合、直後の決済可能な日本における営業日)(「日本における受渡日」)に、販売会社を通じて、適用あるクラス基

準通貨で支払われるものとする。したがって、関連する買戻日から5営業日目以降を目途として受益者の口座へ入金される予定である。

(3) 海外におけるスイッチング

一時停止の期間を除き、またサブ・ファンドに適用される制約または条件に従い、受益者は(適用される取得日でもある)買戻日において、その受益証券の全部または一部について、受益証券のあるクラス(以下「スイッチング元クラス」という。)から受益証券の別のクラス(以下「スイッチング先クラス」という。)へのスイッチングを申し込むことができる。スイッチング請求書は、(適用される取得日でもある)関連する買戻日の直前の2営業日前の東京時間17時または管理事務代行会社が販売会社と協議の上で決定するその他の時間までに管理事務代行会社により受領されなければならない。スイッチング先クラスへのスイッチングを申し込む受益者は、最低申込金額要件の充足を含むが、これに限らない、スイッチング先クラスの受益証券を保有する資格がなければならない。管理会社は、サブ・ファンドの受益証券のあるクラスから受益証券の別のクラスへの受益証券のスイッチングを、その単独の裁量にて、拒絶することができる。いかなる受益者も、管理会社が別段の決定をしない限り、一度提出されたスイッチング請求書を撤回することができない。

スイッチング請求書に従って買い戻されるスイッチング元クラスの受益証券は、()1口以上1,000分の1口単位または()受益者が保有するすべての受益証券のスイッチングを請求した場合には1,000分の1口以上1,000分の1口単位で買い戻すことができる。スイッチング先クラスの受益証券は、1,000分の1口単位の端数にて発行することができる。

受益証券のスイッチングを実行するために、スイッチング元クラスの受益証券は、(適用される取得日でもある)適用される買戻日にて、当該買戻日におけるスイッチング元クラスの受益証券1口当たり買戻価格にて買い戻され、スイッチング先クラスの受益証券は、適用される取得日において利用可能なスイッチング先クラスの適用される受益証券一口当たり購入価格にて受益者に発行される。

スイッチング請求書に従って発行されるスイッチング先クラスの受益証券の口数は、以下の公式に従って決定されるものとする。

$$A = (B \times C) / D$$

A : スイッチング請求書に従って発行されるスイッチング先クラスの受益証券の口数

B : スイッチング請求書に従って買い戻されるスイッチング元クラスの受益証券の口数

C : スイッチング請求書に従ってスイッチング元クラスの受益証券の買戻しが効力を生ずる買戻日におけるスイッチング元クラスの受益証券1口当たり買戻価格

D : スイッチング請求書に従ってスイッチング先クラスの発行が効力を生ずる取得日におけるスイッチング先クラスの受益証券1口当たり購入価格

他のファンドとのサブ・ファンドの受益証券のスイッチングは認められない。

(4) 日本におけるスイッチング

受益者は、その受益証券のあるクラス(以下「スイッチング元クラス」という。)から別のクラス(以下「スイッチング先クラス」という。)(すなわち、米ドル建てクラスおよび円建てクラス)にスイッチングすることを申し込むことができる。

日本では、スイッチング請求は、スイッチング元クラスの受益証券の買戻しの買戻代金の支払日の後に、スイッチング元クラスの受益証券の買戻請求とスイッチング先クラスの受益証券の申込みから構成される個別の取引として販売会社により処理される。

受益者は、その受益証券のスイッチングをオンラインで申し込むことはできない。

販売会社は、スイッチングの処理を停止することができる。

スイッチング請求に従って発行されるスイッチング先クラスの受益証券の口数は、以下の公式に従って決定される。

$$A = (B \times C \times D) / E$$

- A：スイッチング請求に従って発行されるスイッチング先クラスの受益証券の口数
- B：スイッチング請求に従って買い戻されるスイッチング元クラスの受益証券の口数
- C：スイッチング請求に従ってスイッチング元クラスの受益証券の買い戻しが効力を生ずる買戻日におけるスイッチング元クラスの受益証券1口当たり買戻価格
- D：スイッチング元クラスの受益証券にかかる日本における受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）
- E：スイッチング請求に従ってスイッチング先クラスの受益証券の発行が効力を生ずる取得日におけるスイッチング先クラスの受益証券1口当たり購入価格

（注）当該受益証券について特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税相当額を控除した価格とする。

他のファンドとのサブ・ファンドの受益証券のスイッチングは認められない。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ)純資産価額の算定

管理事務代行会社は、各評価日に、適用あるクラス基準通貨建てで、受益証券の各クラスの受益証券1口当たり純資産価格を算定し、これを公表する。

受益証券1口当たり純資産価格は、受益証券の関連するクラスに帰属すべき純資産価額を必要な為替換算後に、受益証券の当該クラスの発行済受益証券の口数で除すことにより算定される。受益証券の各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、円建て受益証券については（通常の四捨五入の方法に従い）1円単位まで四捨五入し、他の受益証券のすべてのクラスについては（0.0005を切り上げる通常の四捨五入の方法に従い）関連するクラス基準通貨の最小単位の小数第3位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位まで切り上げられる。

純資産価額の算定において、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続きに従う。

- (a) 下記(b)および(c)の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、相場付けされ、取引され、または取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、管理事務代行会社により、当該計算が行われる日、または評価日が当該投資対象の主要な取引所の営業日でない場合は、評価日に先立つ当該取引所の直近の営業日の当該取引所の営業終了時点における、当該取引所におけるその現地の規則および慣行に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われる。特定の投資対象について証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の価額は、当該投資対象のマーケット・メイクを行う者、会社または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が受託会社と協議の上指定する特定のマーケット・メーカー）により相場付けされた当該投資対象の最新の入手可能な価格を参照して計算される。ただし、常に、管理会社が受託会社と協議の上その裁量において、他の取引所における価格またはブルームバーグもしくはインタラクティブ・データ・コーポレイションを含む独立したデータ提供事業者により提供された価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供するものと判断した場合、管理会社は、当該価格の採用を指示することができる。
- (b) 上記(a)の規定に従い最終取引価格、公式終値およびその他の価格相場を入手することができない場合には、関連する投資対象の価額は、管理会社が（受託会社と協議の上）決定する方法で随時算定される。
- (c) 上記(a)または(b)に従い投資対象の上場価格、相場価格、取引価格または市場取引価格を確認する目的において、管理事務代行会社は、機械化および/または電子化された価格配信システムにより提供された価格データおよび/または情報を利用し、それらに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記(a)または(b)の目的上、最終取引価格、公式終値または最新の入手可能な価格とみなされる。
- (d) 短期金融市場の投資対象および銀行預金は、取得価額に経過利息を加えた額で評価される。
- (e) 機能通貨以外の通貨建ての投資対象の価額（有価証券の価額であるか現金の価額であるかを問わない。）は、管理事務代行会社が関係するプレミアムまたは割引および交換費用を考慮した上で当該状況において適切とみなすレート（公式のものであるかその他のものであるかにかかわらず。）で機能通貨に換算されるものとする。
- (f) スワップ取引およびその他の店頭デリバティブ取引/商品は、予想キャッシュ・フローの正味現在価値に基づき評価される。当該スワップ取引または他の店頭デリバティブ取引/商品の計算代理人が取引相手方も務める場合、当該兼任に起因して生じる利益相反を回避するため、管理会社またはその受任者は、純資産価額の算定と同じかそれ以上の頻度で、当該評価に関する許容度チェックを実施する義務を負う。

(g) 上記にかかわらず、管理会社は(受託会社と協議の上)、他の評価方法の方が関連する投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、その他の評価方法の利用を許可することができる。

受託会社または管理事務代行会社による純資産価額(受益証券1口当たり純資産価格を含む。)の算定は、すべて、悪意または明白な過誤がない限り、最終的、確定的かつ拘束力を有する。悪意および明白な過誤がない限り、受託会社および管理事務代行会社は、第三者が提供した評価に依拠して行った純資産価額(受益証券1口当たり純資産価格を含む。)の算定における誤りについて何ら責任を負わない。受託会社および管理事務代行会社は、認められた価格情報源、評価代理人またはその他の第三者が受託会社または管理事務代行会社(場合に応じる。)に提供した評価に依拠することができ、悪意または明白な誤りがない限り、かかる依拠について何ら責任を負わない。

(ロ) 純資産価額の算定の一時停止

受託会社は(管理会社と協議の上)、以下に掲げる状況において、いずれかのサブ・ファンドの純資産価額または受益証券1口当たり純資産価格の決定、ならびに/またはいずれかのサブ・ファンドの受益証券の発行および/もしくは買戻しを停止することができる。

- (a) 当該サブ・ファンドの信託財産中の投資対象の相当部分が当該時に相場付けされ、上場され、取引されもしくは取扱いされている主要な市場または取引所であるいずれかの市場または取引所が閉鎖している期間(通常の休日を除く。)または取引が相当程度に制限されもしくは停止している期間
- (b) 緊急事態により受託会社によるまたは受託会社のための当該サブ・ファンドの信託財産内の投資対象の現実的な処分が妨げられている期間
- (c) 当該サブ・ファンドについて指定されるいずれかのシリーズ会社の純資産価額の計算または当該シリーズ会社の投資対象を買い戻す権利もしくは買い戻させる権利が停止している期間
- (d) 当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の価格またはいずれかの市場もしくは取引所の現行価格を算定するのに通常使用している通信手段が故障している期間
- (e) 当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換金または支払いに伴うまたはその可能性のある金銭の送金を行うことができない期間
- (f) 管理会社に対して当該サブ・ファンドの信託財産を構成する資産の相当な割合を清算させまたは当該サブ・ファンドを終了させる事由の発生
- (g) 管轄を有するいずれかの司法当局または監督当局により命令された場合

受託会社は、上記の停止が発生した場合、当該停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員が書面により通知を受けることを確保し、また停止が解除された場合、その旨を当該サブ・ファンドの受益者全員に通知するものとする。

受託会社は(管理会社と協議の上)、以上の一定の状況において、受益証券の発行および/または買戻しを停止することができる。受益証券の関連するクラスのいずれの受益証券も、当該停止期間中に発行され、および/または買い戻されることはない(該当する方)。さらに、受託会社は(管理会社と協議の上)、以下に掲げるいずれかの場合において、ある期間の全部または一部に関して、純資産価額および受益証券の関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/または受益証券の関連するクラスの受益証券の発行および/もしくは買戻しの一時的停止を宣言することができる。

- (a) サブ・ファンドが投資する市場および/またはサブ・ファンドが投資する投資対象の一部または全部が非常に激しく変動し、またはその流動性が著しく低下したため、合理的な期間にわたって、サブ・ファンドの投資対象の大部分を処分することが合理的に実行可能ではないと管理会社はその単独の裁量において判断した場合
- (b) 純資産価額および/もしくは受益証券1口当たり純資産価格を決定するのに通常使用している通信システムおよび/もしくは通信手段が故障している場合、またはその他の理由により、純資産価額および/もしくは受益証券1口当たり純資産価格が迅速もしくは正確な方法で確認することができない場合

- (c) サブ・ファンドの投資対象の換金もしくは支払い、または受益証券の発行もしくは買戻しに伴うまたはその可能性のある資金の送金または本国送金が、遅延しているか、または管理会社の意見によれば、通常の為替レートで迅速に実行することが不可能である場合
- (d) 管理会社、受託会社、管理事務代行会社またはそれらの各委託先の業務が、疫病、戦争行為、テロ行為、反乱、革命、市民騒擾、暴動、ストライキもしくは天変地異の結果として、またはこれらに起因して、実質的に中断または終了した場合
- (e) 受益証券の発行、買戻しもしくは譲渡により適用ある法律に違反することとなるか、または管理会社の意見によれば、一時停止もしくは延長が適用ある法律もしくは適用ある法的手続により要求された場合
- (f) 管理会社の意見によれば、結果として、サブ・ファンドの投資対象の評価もしくは換金が合理的に実行可能ではないか、または受益者の利益を著しく害することなくかかる評価もしくは換金を行うことが不可能な状況が存在する場合
- (g) 管理会社が、やむを得ない事情により、サブ・ファンドをその投資目的および投資方針に従って運用することができないと判断した場合
- (h) 管理会社がその旨判断した場合は、スワップ取引のトレーディングが停止された日
- (i) 管理会社において、そのようにすることがサブ・ファンドまたは受益者の利益に適うと考える場合

(2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の投資者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

(3) 【信託期間】

後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5) その他、(イ) トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い、または本書に記載するその他の状況において早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは、(i) いずれかの評価日において純資産価額が1,000万米ドル相当を下回り、当該日またはそれ以降に管理会社がサブ・ファンドを償還することを決定する場合、または() 償還日のうち、最も早く到来する日に終了する。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。

また、管理会社が(i) ボルカー・ルールに従いサブ・ファンドの運用を継続すること、または() サブ・ファンドの投資目的を達成することのいずれかが合理的に実現不可能であり、もしくは実現不可能となる見込みであるとして、管理会社がその単独の裁量により決定する場合(本指数へのエクスポージャーの獲得が不可能となったか、もしくは有利な条件でこれを行うことが不可能であると管理会社が決定する状況を含む(ただし、これらに限られない。)) またはインデックス・アロケーター契約が終了した場合、管理会社は、受益者にその旨の通知を行うことにより、サブ・ファンドを終了させることができる。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の12月31日に終了する。最初の計算期間は2025年12月31日に終了する。

(5) 【その他】

(イ) トラストまたはサブ・ファンドの終了

サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了する。

- (a) 当該サブ・ファンドが違法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見において、当該サブ・ファンドを継続させることが実行不能であり、経済的ではなく、得策ではなくもしくは当該サブ・ファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) 上記「(3) 信託期間」の項に規定される日付または条件に該当する場合
- (c) 任意または強制的買戻しのいずれかを問わず当該サブ・ファンドのすべての発行済受益証券が買い戻されている場合
- (d) 当該サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により決定した場合
- (e) 信託証書の日付より開始しその149年後に満了する期間の最終日である場合

サブ・ファンドが終了した場合、受託会社は、当該サブ・ファンドの受益者全員に対して、速やかに当該終了の通知を行う。

漸次の終了

受託会社と協議の上、管理会社がサブ・ファンドの投資戦略がもはや実現可能ではないと決定した場合、サブ・ファンドは、所定の方法により資産の換金の目的で運用され、信託証書および本書の条件に従い、受益者の最善に利益にかなう方法であると管理会社が決定した方法で手取金を受益者に分配することを決定する場合がある。このプロセスはサブ・ファンドの業務にとって不可欠であり、受益者の請求によらずに実行される。

(ロ) 信託証書の変更

信託証書に定める条項に従って、受託会社および管理会社は、関連するサブ・ファンドの受益者に対して書面による通知(かかる通知はサブ・ファンド決議によって免除されることができる。)をした上で、追補信託証書により、当該サブ・ファンドに関連する信託証書の規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社および受託会社が、() 受託会社がかかる修正、変更、削除、追加によっても関連するサブ・ファンドの既存の受益者の利益を重要な点において損なうことがなく、また当該サブ・ファンドの受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないか、または() がかかる修正、変更、削除、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求(法律による強制を伴うものがどうかは問わない。)により必要であると判断することを書面で保証しない限り、かかる修正、変更、削除、追加を行うには当該サブ・ファンドのサブ・ファンド決議による修正、変更、削除、追加にかかる承認を得ることを要するものとする。上記() または() の項に基づき行われる信託証書の変更は、変更が行われた後可能な限り速やかに関連する受益者に対して通知される。信託証書の修正、変更、削除、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務を課すものであってはならない。

(ハ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、管理会社または管理事務代行会社のいずれかが、6か月前までに通知をすることにより終了することができる。ただし、かかる通知は、一部の限定的な例外を除き、管理事務代行契約締結日から1年間および管理事務代行契約に定められたその他の特定の状況下においては、行うことができない。

管理事務代行契約は、シンガポールの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約に定めるところにより、投資運用契約の各当事者は、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において投資運用契約を終了させることができる。

投資運用契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、香港の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより、または同契約に記載されるその他一定の状況において、終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

副管理契約

副管理契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日以上前までに書面による通知をすることにより、または同契約に記載されるその他一定の状況において、終了させることができる。

同契約は、香港の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

() 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券の口数に応じて請求する権利を有する。

() 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

() 残余財産分配請求権

サブ・ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

() 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド(場合による。)の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

(a) 信託証書の規定により要求される場合

(b) 管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

(c) (全受益者集会の場合) 当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

(d) (いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合) 当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日(ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日)の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日(集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前)とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授権された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、トラストまたはサブ・ファンド(場合による。)の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議(場合による。)の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- () 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

辯護士 中野 恵 太

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a．ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー エルエルピー（ケイマン諸島事務所）（KPMG LLP）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は、豪ドル、ユーロ、日本円または米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について、2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.39円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d．ファンドの年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、ファンドの受託会社および管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。翻訳された年次財務書類および監査報告書には、ケーピーエムジーのブランドは含まれず、ケーピーエムジーの署名も含まれない。

(1) 【貸借対照表】

財政状態計算書
2025年12月31日現在
(表示：米ドル)

	注	2025年12月31日現在	
		米ドル	千円
資産			
現金	3,11	515,322	82,652
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4,9	36,193,282	5,805,040
前払金およびその他の未収金		248,360	39,834
資産合計		36,956,964	5,927,527
負債			
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	4,9	635,258	101,889
受益証券買戻未払金	6	40,144	6,439
未払費用およびその他債務	11,12	168,946	27,097
負債合計（受益者に帰属する純資産を除く）		844,348	135,425
受益者に帰属する純資産	10	36,112,616	5,792,102
発行済受益証券口数			
米ドル建て受益証券	10(a)	3,165,574 口	
円建て受益証券	10(a)	712,294 口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建て受益証券	10(a)	10.00 米ドル	1,604 円
円建て受益証券	10(a)	976 円	

2026年6月24日に受託会社および管理会社によって発行を承認、許可された。

[署名])
) C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・
) カンパニー（ケイマン）リミテッドを代表して
)
)
[署名]) シティグループ・ファースト・インベストメント・
) マネジメント・リミテッドを代表して
)

9 ページから33 ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

包括負債計算書

2025年5月2日（運用開始日）から2025年12月31日までの期間

（表示：米ドル）

	注	2025年5月2日（運用開始日） から2025年12月31日までの期間	
		米ドル	千円
受取利息	7,11	13	2
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損失	5	(61,974)	(9,940)
正味為替差損		(11,072)	(1,776)
損失合計		(73,033)	(11,714)
管理会社報酬	11	(47,928)	(7,687)
副管理会社報酬	11	(43,571)	(6,988)
管理事務代行会社および名義書換代理人の報酬	12	(33,654)	(5,398)
販売会社報酬	13	(152,498)	(24,459)
保管報酬	11	(2,164)	(347)
専門家報酬	11	(15,049)	(2,414)
監査報酬		(36,650)	(5,878)
受託会社報酬	11	(10,460)	(1,678)
財務書類作成費用	12	(5,500)	(882)
設立費用		(53,976)	(8,657)
その他の費用		(24,517)	(3,932)
営業費用合計		(425,967)	(68,321)
源泉徴収税		(781)	(125)
運用による受益者に帰属する純資産の変動および当期包括損失合計		(499,781)	(80,160)

9ページから33ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

受益者に帰属する純資産変動計算書

2025年5月2日(運用開始日)から2025年12月31日までの期間

(表示:米ドル)

	注	2025年5月2日(運用開始日) から2025年12月31日までの期間	
		米ドル	千円
期首現在残高		-	-
受益証券の販売			
米ドル建て受益証券	10(a)	34,511,886	5,535,361
円建て受益証券	10(a)	5,627,135	902,536
		40,139,021	6,437,898
受益証券の買戻し			
米ドル建て受益証券	10(a)	(2,815,011)	(451,500)
円建て受益証券	10(a)	(711,613)	(114,136)
		(3,526,624)	(565,635)
受益者との取引合計		36,612,397	5,872,262
運用による受益者に帰属する純資産の変動および当期包括損失合計		(499,781)	(80,160)
期末現在残高		36,112,616	5,792,102

9ページから33ページ(訳注:原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

キャッシュ・フロー計算書

2025年5月2日(運用開始日)から2025年12月31日までの期間

(表示:米ドル)

	2025年5月2日(運用開始日) から2025年12月31日までの期間	
	米ドル	千円
営業活動		
運用による受益者に帰属する純資産の変動および当期包括損失合計	(499,781)	(80,160)
調整:		
受取利息	(13)	(2)
運転資本変動前営業損失	(499,794)	(80,162)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の増加	(36,193,282)	(5,805,040)
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の増加	635,258	101,889
前払金およびその他の未収金の増加	(248,360)	(39,834)
未払費用およびその他債務の増加	168,946	27,097
受取利息	13	2
営業活動に使用された正味現金	(36,137,219)	(5,796,049)
財務活動		
受益証券の販売による収入	40,139,021	6,437,898
受益証券の買戻しに係る支払額(受益証券買戻未払金控除後)	(3,486,480)	(559,197)
財務活動から生じた正味現金	36,652,541	5,878,701
現金の純増加	515,322	82,652
期首現在の現金	-	-
期末現在の現金	515,322	82,652

9ページから33ページ(訳注:原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

1 概要

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)は、管理会社としてのシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「管理会社」という。)と受託会社としてのCIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)(以下あわせて「経営陣」という。)の間に2008年10月21日に締結され、2015年3月10日に修正および改訂された信託証書によりケイマン諸島の信託法に基づいて免除信託として設立されたアンブレラ型ユニット・トラストである。トラストは、2008年10月27日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。米国マーケット・ストラテジー・ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)は2025年5月2日に運用を開始した。サブ・ファンドの償還日は2157年10月21日、または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日である。

サブ・ファンドの投資目的は、受益証券保有者に対して、(a)確定利付商品のポートフォリオ、および(b)トータル・リターン・スワップ取引を締結することによって、関連する本指数を通じて米国の債券・金利市場における市場特性を活用することを目指す二つのシステムティックな戦略に対するエクスポージャーを提供するポートフォリオ、に連動するリターンを提供することである。サブ・ファンドの投資戦略の詳細については、下記の注記9(a)を参照のこと。

2025年12月31日現在、トラストおよびサブ・ファンドには従業員はいなかった。管理会社は、管理会社と三井住友DSアセットマネジメント株式会社(以下「副管理会社」という。))との間で締結された副管理契約に従い、一定の投資運用機能を副管理会社に委託している。副管理会社は、とりわけ、サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従って、トータル・リターン・スワップ契約の執行およびモニタリング、ならびにこれに関連する指数エクスポージャーのリバランスについて責任を負う。

サブ・ファンドの管理事務代行機能は、エイペックス・ファンド・サービスズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(以下「管理事務代行会社」という。))に委託されており、サブ・ファンドの保管機能は、シティバンク・エヌ・エイ香港支店(以下「保管会社」という。))に委託されている。

2 重要性がある会計方針

(a)法令遵守の表明

本財務書類は、香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。))に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。))が公表したすべての適用可能な個別のHKFRS、香港会計基準(以下「HKAS」という。))および解釈指針、ならびに香港で一般に公正妥当と認められている会計原則を含む総称である。サブ・ファンドが適用した重要性がある会計方針は、以下に記載されている。

本財務書類は、サブ・ファンドの最初の会計期間である、2025年5月2日(運用開始日)から2025年12月31日までの約8ヶ月間について作成されている。

H K I C P Aは、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用され、または早期適用が可能となる特定の新規および改訂されたH K F R Sを公表している。注記2（d）には、これらの変更の初度適用による重要性がある会計方針の変更に関する情報が本財務書類に反映される当会計期間および前会計期間においてサブ・ファンドに関連する範囲で記載されている。

サブ・ファンドは、期中を通して一貫して当該重要性がある会計方針を適用している。

(b)作成の基礎

サブ・ファンドの買戻可能受益証券の大部分は米ドル建てで発行および買戻しが行われ、サブ・ファンドのパフォーマンスは米ドル建てで測定されるという事実を反映して、本財務書類の機能通貨および表示通貨は、ケイマン諸島の現地通貨ではなく、米ドルである。

本財務書類の作成に使用される測定基準は、取得原価主義である。ただし、一部の金融商品は、注記2（e）の重要性がある会計方針において説明されているように、その公正価値で計上される。その他の金融資産および金融負債は、償却原価または買戻価額（すなわち買戻可能受益証券に関して）で計上される。

H K F R Sに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期と将来の期間の両方に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。サブ・ファンドの重要性がある会計方針は、期中を通して一貫して適用されている。

本財務書類に重要な影響を及ぼすH K F R Sの適用に際して経営陣が行った判断および見積りの不確実性の主な原因については、注記14に記載されている。

(c)外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日における為替レートで米ドルに換算されている。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間末現在の為替レートで米ドルに換算されている。

換算により生じる外貨換算差額は、正味為替差損益として損益に認識される。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品から生じるものを除く。これは、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益の構成要素として認識される。

(d)重要性がある会計方針の変更

H K I C P Aは、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、多くのH K F R Sの修正を公表した。このうち、サブ・ファンドの当期の経営成績および財政状態の作成または表示方法に重要な影響を及ぼす変更はない。

サブ・ファンドは、当会計期間において未発効の新会計基準または解釈指針を適用していない(注記15参照)。

(e)金融商品

()当初認識

サブ・ファンドは、下記()に記載されるように、設立時にその金融商品を様々なカテゴリーに分類している。金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る取引費用は、直ちに費用計上される。

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の通常の売買は、取引日基準で認識される。当該取引日より、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が発生時に計上される。

()分類

当初認識時に、サブ・ファンドは償却原価または純損益を通じた公正価値(以下「F V T P L」という。)で測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、F V T P Lとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること

- その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「S P P I」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

サブ・ファンドのその他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

事業モデル評価

サブ・ファンドは、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションに関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、経営陣に報告されているか
- 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- 管理会社にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

認識の中止の要件を満たさない取引における金融資産の第三者への譲渡は、サブ・ファンドが資産を継続的に認識していることと整合しており、この目的のための売却とはみなされない。

サブ・ファンドは、2つの事業モデルがあると判断した。

- 回収のために保有する事業モデル：これには、現金およびその他の未収金ならびに前払金およびその他の未収金が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- その他の事業モデル：これには、負債投資およびデリバティブ金融商品が含まれる。当該金融資産は、管理とその業績評価が公正価値ベースで行われ、頻繁に売却が発生している。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかを評価する際に、サブ・ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。サブ・ファンドは、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- レバレッジ要素
- 期限前償還要素と期限延長要素

- サブ・ファンドの請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

サブ・ファンドは、事業モデルと契約上のキャッシュ・フローの評価に基づいて投資を分類している。したがって、サブ・ファンドは、負債投資およびデリバティブ金融商品を含むすべての投資を、F V T P Lで測定する金融資産または金融負債の区分に分類する。償却原価で測定する金融資産には、現金ならびに前払金およびその他の未収金が含まれている。償却原価で測定する金融負債には、受益証券買戻未払金、未払費用およびその他債務ならびに受益者に帰属する純資産が含まれている。

分類変更

金融資産は、サブ・ファンドが金融資産の管理に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後に再分類されない。この場合、影響を受けるすべての金融資産は、事業モデルの変更後の最初の報告期間の初日に分類変更される。

()公正価値測定基準

公正価値とは、主要な市場、あるいは主要な市場がない場合には、測定日においてサブ・ファンドがアクセスを有する最も有利な市場での、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。負債の公正価値は、不履行リスクを反映している。

入手可能な場合には、サブ・ファンドは、活発な市場における相場価格を用いて金融商品の公正価値を測定する。資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている場合に、市場が活発であるとみなされる。サブ・ファンドは活発な市場で取引されている商品を売買気配内の取引価格により測定する。なぜなら、この価格は、換金価格の合理的な近似値を提供するからである。

公認証券取引所の取引相場価格や取引所で取引されない金融商品に関するブローカー/ディーラーによる価格がない場合、もしくは市場が活発でない場合、当該商品の公正価値は、実際の市場取引において入手し得る価格に関する信頼性のある見積りを提供する評価技法を用いて見積られる。

サブ・ファンドは、振替が生じる報告期間の期末時点で公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を認識する。

()償却原価

金融資産または金融負債の償却原価は、金融資産または金融負債について、当初認識時に測定された金額から元本返済額を控除し、かかる当初金額と満期金額の差額について実効金利法を用いて算定された累積償却額を加算または減算し、さらに金融資産については損失引当金を調整した金額である。

()減損

サブ・ファンドは、償却原価で測定する金融資産について、予想信用損失(以下「ECL」という。)に対する損失評価引当金を認識している。

サブ・ファンドは、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

サブ・ファンドは、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判断する際、またECLを見積もる際に、関連性があり、過大なコストや労力を掛けずに、入手可能である合理的で裏付け可能な情報について考慮する。これには、サブ・ファンドの過去の経験および情報に基づく信用評価による、また将来予測的な情報を含む、定量的および定性的情報と分析の両方が含まれる。

サブ・ファンドは、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

サブ・ファンドは、以下の場合に、金融資産が債務不履行に陥っているとみなす。

- サブ・ファンドが有価証券の現金化(保有されている場合)といった行動に遡及権を有していない場合で、借手がサブ・ファンドに対する信用義務を全額支払う可能性が低い場合
- 金融資産の期限経過が90日超である場合

サブ・ファンドは、相手方の信用格付けが「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融資産の信用リスクは低いとみなしている。サブ・ファンドは、これをムーディーズのBaa3以上またはスタンダード&プアーズのBBB-以上とみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、サブ・ファンドが信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、企業が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、サブ・ファンドが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

サブ・ファンドは、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 発行者または債務者の重大な財政的困難
- 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)
- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

サブ・ファンドがある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

()認識の中止

サブ・ファンドは、資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合または金融資産の所有に係るリスクと受益のほとんどすべてが移転される取引もしくはサブ・ファンドが金融資産の所有に係るリスクと受益のほとんどすべてを移転したわけでも保持しているわけでもないが金融資産に対する支配を保持していない取引において、サブ・ファンドが契約上のキャッシュフローを受け取る権利を移転する場合、金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識を中止する場合、当該資産の帳簿価額（または認識を中止した部分に配分された帳簿価額）と受け取った対価（取得した新たな資産から引き受けた新たな負債を控除した額を含む）との差額が損益として認識される。移転された当該金融資産に関してサブ・ファンドが新たに生じたまたは留保した持分は、別の資産または負債として認識される。

サブ・ファンドは、その契約上の義務が免除、取消または消滅した場合、金融負債の認識を中止する。

金融負債の認識を中止する場合、消滅した帳簿価額と支払った対価（移転された非現金および引き受けた負債を含む）との差額が損益として認識される。

サブ・ファンドは、デリバティブが金融資産および金融負債の双方について認識中止の要件を満たした場合にのみ、当該デリバティブの認識を中止する。変動証拠金の支払または受領が、時価評価により決済される先物契約またはその他のデリバティブの決済を表す場合には、当該デリバティブまたはその決済された部分の認識が中止される。

()相殺

金融資産および金融負債は、サブ・ファンドが該当金額を相殺する法的権利を有しており、純額で決済するか、資産の換金と負債の決済を同時に実行するかの意図を有している場合にのみ、相殺して財政状態計算書に純額で表示される。

損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る損益および為替差損益については、収益および費用が純額で表示される。

(f)現金

現金は、銀行預金で構成される。

(g) 受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、取得日または発生日に算定される商品の当初の実効金利を用いて、発生時に純損益に認識される。受取利息には、割引またはプレミアムの償却費、取引費用あるいは利付商品の当初の帳簿価額と実効金利ベースで算定される満期時の金額とその他の差額が含まれている。

(h) 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る利益または損失には、すべての実現および未実現の公正価値の変動と為替換算差額が含まれているが、受取利息および支払利息は含まれていない。

指数スワップに係る実現利益および実現損失は、取引相手方から提供される決済情報に基づき、各スワップのリセット日（または該当する場合には終了日）に認識される。

(i) 設立費用

サブ・ファンドの英文目論見書補遺に従い、サブ・ファンドの設立に関連して発生した設立費用（法律、会計およびその他の専門家報酬を含む。）は資産計上され、運用開始日から36か月にわたり償却される。受託会社および管理会社は、2025年12月31日現在の資産計上された設立費用の金額は、ファンドの財務書類にとって重要ではないと結論付けている。資産計上された設立費用は、財政状態計算書において「前払金およびその他の未収金」の一部として表示される。

(j) 費用

サブ・ファンドのその他の費用はすべて、発生基準で損益に認識される。

(k) 法人税

ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の課税制度に基づいて、サブ・ファンドは、収益、利益またはキャピタル・ゲインに係る税金の支払いを免除されている。トラストは、ケイマン諸島の総督から、トラストの設立日から50年間、税金が免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類において計上されていない。

香港

サブ・ファンドには、その投資活動のいずれに関しても香港の税金が課されないことが予想される。

(l) 受益証券保有者による受益証券の申込み

サブ・ファンドは、ファンドの管理事務代行会社により申込みが受理され、申込金の未回収リスクが僅少であると評価され、受益証券を発行する法的拘束力のある契約上の義務が成立した時点で、当該申込みを認識する。

(m) 受益証券保有者による受益証券の買戻し

受益証券保有者は、ロンドン、ニューヨーク、香港および東京の各地において商業銀行が営業しており、かつシカゴ・マーカントイル取引所がその通常の立会を行っている日、および/または管理会社により適宜書面で指定される他の日(以下「買戻日」という。)に、受益証券を買戻すことができる。受益証券は、関連する買戻日の受益証券1口当たり純資産価格で買戻される予定である。受益証券1口当たり純資産価格は、該当する買戻日現在のサブ・ファンドの純資産価額を参照して算定される。

(n) 発行済受益証券

サブ・ファンドは、金融商品の契約内容に応じて、発行済金融商品を金融負債または資本性金融商品に分類している。

発行体が現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務を含んでいるプッタブル金融商品は、以下の条件をすべて満たす場合に資本として分類される。

- () サブ・ファンドの清算の場合に、保有者にサブ・ファンドの純資産の比例持分に応じた権利を与える。
- () その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある。
- () その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある金融商品がすべて同じ特性を有する。
- () サブ・ファンドが現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務以外に、当該商品に金融負債としての分類が必要となる他の特性が含まれていない。
- () その契約期間にわたって当該商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計は、実質的に、当該商品の契約期間にわたるサブ・ファンドの純損益、認識される純資産の変動、または認識・未認識純資産の公正価値の変動に基づいている。

サブ・ファンドは、発行済の米ドル建て受益証券および円建て受益証券の2クラスの買戻可能受益証券を有している。これらのクラスは、全ての重要な点において同順位であり、基準通貨が異なる点を除き、同一の条件を有している。買戻可能受益証券は、受益証券保有者に、各取引日およびサブ・ファンドの清算時に、サブ・ファンドの純資産における受益証券保有者の持分に比例した価値で現金による買戻しを要求する権利を提供する。

サブ・ファンドの換金可能な受益証券は、金融負債に分類され、買戻金額の現在価値で測定される。

(o) 関連当事者

(a) 以下に該当する人物または当該人物の近親者は、サブ・ファンドに関連している。

- () サブ・ファンドに対して支配権または共同支配権を有している。
- () サブ・ファンドに重要な影響力を行使することができる。あるいは
- () サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社の経営幹部の一員である。

(b) 以下の条件のいずれかが該当する事業体は、サブ・ファンドに関連している。

- () 当該事業体とサブ・ファンドが同じグループの一員である(すなわち、サブ・ファンドの親会社、子会社および兄弟会社が互に関連している。)
- () 一方の事業体が、もう一方の事業体の関連会社または合併事業(あるいはもう一方の事業体が属しているサブ・ファンドの別の事業体の関連会社または合併事業)である。
- () 両方の事業体がいずれも同じ第三者の合併事業である。
- () 一方の事業体が第三者の事業体の合併事業であり、もう一方の事業体はその第三者の事業体の関連会社である。
- () 当該事業体がサブ・ファンドまたはサブ・ファンドに関連する事業体のいずれかの従業員給付のための退職後給付制度である。
- () 当該当事者が(a)で特定した人物の支配下または共同支配下にある。
- () (a)()で特定した人物が当該事業体に重要な影響力を行使することができる、あるいは当該事業体(または当該事業体の親会社)の経営幹部の一員である。
- () 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社に経営幹部サービスを提供する。

ある人物の近親者とは、サブ・ファンドとの取引において、当該人物に影響を及ぼす、または影響を受けることが予想される親族のことである。

3 現金

	2025年12月31日現在 米ドル
銀行預金	515,322

サブ・ファンドが保有する現金は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店に預けられている。

4 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

	2025年12月31日現在 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：	
デリバティブ以外の金融商品：	
- 負債証券	36,193,282
	36,193,282
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債：	
デリバティブ金融商品：	
- 指数スワップ	(635,258)
	(635,258)

5 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損失

	2025年5月2日（運用開始日）か ら2025年12月31日までの期間 米ドル
デリバティブ以外の金融商品：	
- 負債証券	421,669
デリバティブ金融商品：	
- 指数スワップ	(483,643)
	(61,974)
以下を表す：	
実現純利益	271,567
未実現純損失	(333,541)
	(61,974)

6 受益証券買戻未払金

	2025年12月31日現在 米ドル
受益証券買戻未払金	40,144

当該残高は買戻された受益証券に関する受益証券保有者に対する未払金（ただし、報告日時点でまだ決済されていないもの）の金額を示しており、期末日から1か月以内に決済された。

7 受取利息

2025年5月2日（運用開始日）か
ら2025年12月31日までの期間
米ドル

銀行残高からの受取利息

13

8 受取利息に係る源泉徴収税

2025年5月2日（運用開始日）か
ら2025年12月31日までの期間
米ドル

受取利息に係る源泉徴収税

781

サブ・ファンドが受領する一定の利息収入には、源泉地国において課される源泉徴収税が適用される。2025年12月31日終了年度における実効源泉徴収税率は15.3%であった。2025年4月1日以降、残存期間1年以内の日本国債については、15.3%の源泉徴収税率が元本額の0.2%に対して課されることとなったため、これらの負債投資の元本額に対する実効源泉徴収税率は0.03%に変更された。

9 金融商品および関連リスク

サブ・ファンドは、投資戦略に従って、投資を行う金融商品および市場に関連する様々なタイプの金融リスクにさらされている。サブ・ファンドがさらされているリスクは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。市場リスクには、金利リスクおよび為替リスクが含まれる。

報告期間末現在で保有している金融商品の性質と範囲および関連する金融リスク、ならびにサブ・ファンドが採用しているリスク管理方針は、以下のとおりである。

(a) 投資戦略

注記1に記載のとおり、サブ・ファンドの投資目的は、確定利付商品のポートフォリオ、およびトータル・リターン指数スワップ（本書において「指数スワップ」という。）を利用して実行されるシステムティックな戦略に連動するリターンを提供することである。

確定利付商品ポートフォリオに関して、サブ・ファンドは、米ドル建て買戻可能受益証券については米国財務省短期証券に投資し、円建て買戻可能受益証券については日本短期国債に投資する予定である。各確定利付商品の残存期間は、買付けの時点において12か月未満である。確定利付商品が満期に近づくと、サブ・ファンドの流動性ニーズに基づき、満期償還および/または売却により受領した資金を新たな確定利付商品（すなわち、残存期間が12か月未満のもの）に再投資するリバランスが行われる。

指数スワップに関しては、副管理会社が注文の発注および取引執行のために任命されている。買戻可能受益証券の各クラスに関する指数スワップの想定元本エクスポージャーは、指数スワップ取引締結時の純資産価額

と概ね同額となるよう意図されている。各クラスの想定元本エクスポージャーは、その純資産価額のおおよそ95%から105%の範囲内となるよう定期的にリバランスされる場合がある。

指数スワップは、サブ・ファンドに対し二つのシステムティックな戦略へのエクスポージャーを提供するよう設計されている。すなわち、(a)「金利ダイナミックカーブ戦略」(米ドル10年物-2年物金利スワップ・ダイナミック・カーブ・アクティブ指数をトラックするもの)および(b)「債券月末ポジション戦略」(10年物米国財務省証券TOMアクティブ指数をトラックするもの)である。副管理会社は、指数配分者として、80%から120%までの配分制約に従うことを条件として、その裁量により指数のウェイトを変更することができる。これら二つのシステムティックな戦略は、「米国マーケット・ストラテジー指数」と呼ばれる指数を構成する。シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドは当該指数の指数計算代理人であり、当該指数は市場で観測可能であり、市場データを用いて公表および取得することができる。

「金利ダイナミックカーブ戦略」は、異なる満期の二つの米ドル金利スワップの利回り格差の変動から収益を獲得することを目的とするカーブ戦略である。当該戦略は、特定の市場シグナルに応じて、2年物米ドル金利スワップのロングポジションおよび10年物米ドル金利スワップのショートポジション、または金利カーブの平坦化(フラットニング)の場合には、これと逆のポジションを取ることで、イールドカーブのスティーピングまたはフラットニングを収益化することを目指す。

「債券月末ポジション戦略」は、各暦月末に向かった期間において米国国債先物市場で観察されてきた「取引集中効果」を収益化することを目指す戦略である。この取引集中効果を活用するため、当該戦略は、「取引集中」期間の前に想定元本ベースのロールオーバー型エクスポージャーが設定されるようタイミングを調整し、米国国債市場に対する政府債券先物契約を連続的にロールするロング・エクスポージャーのパフォーマンスを反映することを目指す。当該エクスポージャーは、シティ金利債券先物市場トラッカー指数を通じて提供される。

(b)市場リスク

サブ・ファンド保有の投資はすべて、純損益を通じて公正価値で測定されるものであり、市況のあらゆる変動が損益に直接影響を及ぼす。市場リスクとは、金利または為替レートの変動の結果、投資の価値が変動するリスクである。

()金利リスク

金利リスクは、金利の変動が将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼすことにより、サブ・ファンドに潜在的な損益がもたらされる可能性から生じる。サブ・ファンドの金利リスクは、管理会社により継続的に管理されている。

以下の表は、報告年度末時点のサブ・ファンドの利付商品における金利プロファイルの詳細を示している。

	2025年12月31日現在 米ドル
変動利付商品：	
現金	515,322
ゼロ・クーポン債：	
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：	
- 負債証券	36,193,282
合計	36,708,604

現金から受領する利息収入は、当年度において僅少である。そのため、現金は金利感応度分析の対象から除外されている。

以下の表は、2025年12月31日時点の利息を伴う資産の満期を迎える期間を表示している。

	2025年			合計 米ドル
	1年以下 米ドル	1年から5年 米ドル	5年超 米ドル	
資産				
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産				
デリバティブ以外の金融商品				
- 負債証券	36,193,282	-	-	36,193,282
合計	36,193,282	-	-	36,193,282

金利感応度

財政状態計算書の日付において、他のすべての要因が変動しないと仮定した場合、50ベース・ポイントの金利の上昇によって、期中の受益者に帰属する純資産および包括利益合計が94,917米ドル減少し、逆方向への同程度の変動は、受益者に帰属する純資産がほぼ同額増加すると見積もられる。かかる増加/減少の影響は、2025年12月31日現在保有する負債証券の公正価値の変動を算定して見積もられており、その影響は負債証券の公正価値の変動のみによるものである。

()為替リスク

サブ・ファンドは、金融商品に投資し、サブ・ファンドの機能通貨以外の通貨建ての取引を行う場合がある。その結果、サブ・ファンドは、その機能通貨の為替レートが他の外貨に対して変動し、米ドル以外の通貨建てのサブ・ファンドの資産または負債の一部の価値に悪影響を及ぼすリスクにさらされる。

資産または負債の建値通貨と機能通貨との間の為替レートの変動は、当該資産または負債の公正価値の上昇または下落をもたらす可能性がある。管理会社は、サブ・ファンドの通貨エクスポージャーを継続的に監視している。

為替感応度

2025年12月31日時点で、他のすべての変数が一定であると仮定した場合、米ドルが日本円に対して10%下落していたならば、受益者に帰属する純資産および当年度の包括利益合計は、以下の金額だけ増加していたと見積もられる。

2025年12月31日現在	純エクスポージャー 米ドル	日本円が10%下落した 場合の純資産の変動 米ドル
通貨		
日本円	4,012,052	401,205

() 価格リスク

価格リスクとは、個別の投資銘柄または発行体に固有の要素によるか、あるいは市場で売買されるすべての金融商品に影響を及ぼす要素によるかにかかわらず、市場価格の変動の結果、金融商品の価値が変動するリスクである。債券価格は一般的な金利水準と相関しているため、米国財務省債務証券および日本国債に対するサブ・ファンドの保有資産の価格感応度については、本開示における金利リスクの項を参照のこと。疑義を避けるため付言すると、以下に記載される価格感応度は、サブ・ファンドの指数スワップへの投資に関するものである。

価格感応度

2025年12月31日現在、指数スワップの対象指数が10%上昇した場合、受益者に帰属する純資産が3,575,553米ドル増加すると見積もられる。同程度の逆方向の変動が生じた場合、受益者に帰属する純資産が3,575,553米ドル減少すると見積もられる。

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融商品取引の取引相手方が、サブ・ファンドと締結した義務または契約を遂行できないリスクである。サブ・ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、管理会社により継続的に監視される。

2025年12月31日時点で、サブ・ファンドの金融資産のすべてが、信用リスクの対象であった。これらは主に、指数スワップ、負債投資および銀行預金を含む。

2025年12月31日時点で、サブ・ファンドは、負債投資の比率として表される以下のムーディーズ提供の信用格付を有する負債投資に投資していた。

	負債投資の比率（％） 2025年
格付	
Aa 1	87.70
A 1	12.30
	100.00

信用リスクは、サブ・ファンドが保有する負債投資またはその発行体の信用力を継続的に見直し、監視することにより管理されている。2025年12月31日現在、負債投資の100％が米国および日本のゼロ・クーポン国債であった。

2025年12月31日現在、サブ・ファンドは、指数スワップの担保として、3,784,954米ドルの負債投資を移転した。当該担保を保有する取引相手方は、管理会社の兄弟会社であり、外部評価の高い金融機関である。管理会社は、当該取引相手方の信用リスクは低いと考えている。

取引業者との取引から生じる信用リスクは、決済待ちの取引に関連している。未決済取引に関連するリスクは、関連する決済期間が短いこと、および使用する取引業者の信用度が高いことから、小さいと考えられている。

サブ・ファンドが保有するすべての現金は、シティ・バンク・エヌ・エイの香港支店（保管会社でもある。）に預けられている。保管会社であるシティ・バンク・エヌ・エイの香港支店は、スタンダード&プアーズから、A+の信用格付けを得ている。指数スワップの取引相手方であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドもまた、スタンダード&プアーズから、A+の信用格付けを得ている。

EC Lから生じる金額

現金、その他の未収金ならびに取引業者からの未収金の減損は、12ヶ月予想信用損失基準で測定され、エクスポージャーの満期が短期であることを反映している。サブ・ファンドは、取引相手方の外部の信用格付に基づき、これらのエクスポージャーの信用リスクは低いと考えている。

サブ・ファンドは、取引相手方の公表された外部信用格付を追跡すること、および/または取引相手方に対する継続的な見直しを実施することにより、これらのエクスポージャーにおける信用リスクの変動を監視している。

管理会社は、取引相手方が短期的に契約上の義務を履行する十分な能力を有しているため、不履行の可能性はゼロに近いと考えている。現金、その他の未収金ならびに取引業者からの未収金に係る減損引当は認識されていない。

金融資産および金融負債の相殺

以下の表に記載された開示には、以下のいずれかの金融資産および金融負債が含まれる。

- 財政状態計算書において相殺されているもの。または、
- 財政状態計算書において相殺されているか否かにかかわらず、法的拘束力のあるマスター・ネットティング契約の対象となっているもの。

マスター・ネットティング契約は、財政状態計算書における相殺に関する要件を充足している。サブ・ファンドおよびその取引相手先は、純額で決済するか、または資産の換金と負債の決済を同時に実行する意図を有している。

法的拘束力のあるマスター・ネットティング契約の対象となる金融資産および金融負債

	財政状態計算書 における 金融商品の総額 および純額 米ドル	財政状態計算書において相殺されない 関連金額および法的拘束力のある マスター・ネットティング契約の 対象となる関連金額		純額 米ドル
		金融商品（現金以 外の担保を含む） 米ドル	差入現金担保 米ドル	
2025年12月31日現在				
純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債				
デリバティブ金融商品				
- 指数スワップ	(635,258)	635,258	-	-
	(635,258)	635,258	-	-

(d)流動性リスク

流動性リスクは、管理会社が、適時に現金化のニーズを満たすために投資を現金化できない可能性があるリスクから生じる。受益証券保有者はいずれの買戻日でも受益証券を買戻すことができるため、サブ・ファンドは、受益証券保有者の買戻しに応じるための流動性リスクの影響を受ける。受益証券の現金化に関して受益証券保有者に支払われる金額は、該当する投資の売却収入を受取ることを条件として、通常、関連する買戻日（2(m)に定義）後、ファンドの3営業日以内に支払われるものとする。

サブ・ファンドの投資には、店頭取引される指数スワップが含まれており、市場性のある有価証券に比べて流動性が低い場合がある。その結果、サブ・ファンドは、受益証券保有者からの買戻しに応じるために、これらの投資の一部を公正価値に近似した金額で現金化できない場合がある。

負債の期日までの残存期間別内訳

以下の表は、2025年12月31日現在のサブ・ファンドの負債の、契約上の期日までの残存期間の詳細を示している。

	2025年12月31日現在				
	合計 米ドル	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	満期の 定めなし 米ドル
非トレーディング負債					
未払費用およびその他債務	168,946	165,206	3,740	-	-
受益証券買戻未払金	40,144	40,144	-	-	-
受益証券保有者に 帰属する純資産（注）	36,112,616	-	-	-	36,112,616
合計	36,321,706	205,350	3,740	-	36,112,616
トレーディング負債					
純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債	635,258	635,258	-	-	-
合計	635,258	635,258	-	-	-

注：受益証券保有者に帰属する純資産の流動性プロファイルは、英文目論見書の関連する項に記載されるサブ・ファンドの流動性条件を反映している。

(e) 特定の商品

(i) 指数スワップ

期末現在における指数スワップの残高は、以下のとおりである。

2025年12月31日現在	対象指数 エクスポージャー	想定元本額 米ドル	リセット日	公正価値 米ドル
金融負債				
指数スワップ - ロング	US Market Strategy USD Index (CIMAUMSU)	31,831,821	2026年1月22日	(555,147)
指数スワップ - ロング	US Market Strategy JPY Index (CIMAUMSJ)	4,580,987	2026年1月22日	(80,111)
				(635,258)

スワップは、サブ・ファンドと他の当事者との間で、それぞれのキャッシュ・フローを支払いまたは受領する義務を交換する取引であり、例えば、変動金利による支払と固定金利による支払を交換する取引である。背景および詳細については、本注記の「投資戦略」の項も参照のこと。

指数スワップの取引相手方は、管理会社の兄弟会社であり、外部評価の高い金融機関であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドであるため、不履行のリスクは低いと考えられている。

(f) 公正価値

(i) 公正価値で計上される金融商品

継続的に報告期間末現在で測定されるサブ・ファンドの金融商品の公正価値について、HKFRS第13号「公正価値測定」に定義された3つのレベルの公正価値ヒエラルキーの内訳は、以下の表のとおりである。公正価値測定が分類されるレベルは、評価技法に用いられるインプットの観察可能性および重要性を参照して決定されており、以下のとおりである。

- レベル1の評価：レベル1のインプット、すなわち測定日現在の同一の金融資産または金融負債に関する活発な市場における無調整の相場価格のみを用いて測定される公正価値。
- レベル2の評価：レベル2のインプット、すなわちレベル1の基準を満たさない観察可能なインプットを用いるが、重要で観察不能なインプットは用いずに測定される公正価値。観察不能なインプットとは、市場データを入手できないインプットである。
- レベル3の評価：重要で観察不能なインプットを用いて測定される公正価値。

	2025年			
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：				
デリバティブ以外の金融商品				
- 負債投資	36,193,282	-	-	36,193,282
	36,193,282	-	-	36,193,282
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債：				
デリバティブ金融商品				
- 指数スワップ	-	(635,258)	-	(635,258)
	-	(635,258)	-	(635,258)

2025年5月2日（運用開始日）から2025年12月31日までの期間において、レベル1、レベル2およびレベル3の金融商品の間で振替はなかった。

() 公正価値以外で計上される金融商品

FVTPLで測定されない金融商品には、以下が含まれている。

現金、その他の未収金、受益証券買戻未払金ならびに未払費用およびその他債務。これらは、短期的な性質と相手方の高い信用の質により、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融資産および金融負債である。

受益者に帰属する純資産。サブ・ファンドは、本財務書類で使用されているものと一致する基準で計算された、買戻時のサブ・ファンドの純資産の比例持分に等しい金額で買戻可能受益証券を定期的

戻しおよび発行する。したがって、受益者に帰属する純資産の帳簿価額は、公正価値に近似している。

受益証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

10 受益証券保有者に帰属する純資産

(a) 発行済および買戻受益証券

クラス	受益証券口数			
	2025年5月2日 (運用開始日) 現在	発行済 受益証券	買戻 受益証券	2025年12月31日 現在
米ドル建て受益証券	-	3,445,363	(279,789)	3,165,574
円建て受益証券	-	822,833	(110,539)	712,294

2025年12月31日現在、サブ・ファンドが発行したすべての受益証券は資本に分類されている。

米ドル建て受益証券および円建て受益証券の当初申込は、それぞれ1口当たり10米ドルおよび1口あたり1,000円で行われた。

負債証券および指数スワップの各ポジションは、それぞれ対応する買戻可能受益証券クラスに帰属しており、投資ポートフォリオにおいて認識される利益/損失は、それぞれの買戻可能受益証券クラスに個別に配分される。営業費用およびその他の利益/損失は、すべての買戻可能受益証券クラスの間で比例按分ベースにより配分される。

サブ・ファンドに関する議案決議についての受益証券保有者の総会において、受益証券保有者は、本人出席、委任状出席または代理出席により、本人が保有する受益証券1口につき1議決権を有している。

トラストおよびサブ・ファンドは外部から資本要件を課されていない。2025年12月31日現在、サブ・ファンドの受益者に帰属する純資産は36,112,616米ドルであった。サブ・ファンドは、受益証券保有者が受益証券の買戻しを請求する場合の資金需要を満たす十分な流動性を維持すると同時に、サブ・ファンドの投資目的に沿った投資ポートフォリオに買戻可能受益証券の発行から受領した資金を投資するよう努めている。

サブ・ファンドの受益証券保有者は、保有受益証券をトラストの他のサブ・ファンドの受益証券と交換できない。

(b) 分配金

サブ・ファンドは、配当金またはその他分配金を支払うことを意図していない。

(c) 純資産の調整

サブ・ファンドの英文目論見書補遺に従い、サブ・ファンドの純資産は、すべての取引についてあらかじめ定められた基準時刻に基づいて計算されている。英文目論見書に基づいた基準時刻後の取引は、翌日に計上さ

れる。HKFRSの要求の下では、これらの取引は、金融商品の認識および認識中止基準に従うように同日に計上される。このアプローチにより、HKFRSの純資産および発行済受益証券と英文目論見書の純資産および発行済受益証券との間に期間差異が生じる。

2025年12月31日現在、英文目論見書およびHKFRSに従い報告された純資産と発行済受益証券との間に期間差異はなかった。

11 関連当事者

サブ・ファンドに提供されたサービスに関して関連当事者から生じる報酬および費用は以下のとおりである。

管理会社報酬： 管理会社は、サブ・ファンドの資産の投資運用業務、受益証券の発行および買戻し業務ならびにサブ・ファンドに対するその他の義務および機能の対価として、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.22%の管理報酬を受領する権利を有する。この報酬は、毎日発生し毎月後払いされる。

副管理会社報酬： 副管理会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.20%の副管理会社報酬を受領する権利を有する。副管理会社報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

保管報酬： その香港支店を通じて行為する、シティバンク・エヌ・エイは、サブ・ファンドの信託財産から、保管下にある米国資産の年率0.01%および保管下にある日本資産について年率0.015%の保管に係る報酬(以下「保管報酬」という。)を受領する権利を有する。保管報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

受託会社報酬： 受託会社は、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.01%の受託報酬(年間15,000米ドルの最低報酬の対象になる。)(以下「受託報酬」という。)を受領する権利を有する。受託報酬は毎日計算され、発生する。

代行協会員報酬： 代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を請求する。当該報酬は、毎日発生し、毎月後払いで支払われる。

専門家報酬： 受託会社は、専門的なAML報酬を請求する。この報酬は毎四半期発生し、毎四半期後払いされる。

2025年5月2日（運用開始日）から2025年12月31日の期間に発生したサブ・ファンドの重要な関連当事者取引は以下のとおり要約される。

	費用 米ドル	未払金 米ドル
管理会社報酬	47,928	6,977
副管理会社報酬	43,571	6,343
保管報酬	2,164	337
受託会社報酬	10,460	3,740
代行協会員報酬	2,179	317
専門家報酬	2,987	1,122

サブ・ファンドは、銀行業および有価証券保管業に関してシティバンク・エヌ・エイ香港支店の通常の営業過程における銀行サービスを利用している。現金および保管された債務証券に関する情報はそれぞれ注記3および注記4において開示されている。2025年5月2日（運用開始日）から2025年12月31日までの期間において、保管会社において保有されていた銀行残高から稼得した受取利息は、13米ドルであった。

指数スワップの対象指数の指数計算代理人は、管理会社の関連会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドである。指数計算代理人は、指数報酬の形で報酬を受ける権利を有しており、この報酬は指数レベルで直接控除され、公表される指数値の一部として反映されている。

12 ファンド管理事務代行

2025年3月3日付で、トラストおよび管理会社は、エイペックス・ファンド・サービスズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド（以下「エイペックス」という。）と管理事務代行契約を締結した。管理事務代行契約に基づき、エイペックスは日常的なファンド管理事務に加え、登録事務および名義書換代理業務を提供する。さらに、エイペックスはサブ・ファンドの資本取引の処理、年次財務書類の作成、および公式帳簿および記録の維持も担当する。ただし、エイペックスは受託者との合意に基づき、随時その他のサービスを提供する場合もある。2025年5月2日（運用開始日）から2025年12月31日までの期間において、サブ・ファンドには、エイペックスによるサービス提供に関連して、管理事務代行、財務書類作成およびその他のサービス費用として39,154米ドルが発生した。2025年12月31日現在、エイペックスに対する未払金は220米ドルであった。

13 販売会社報酬

サブ・ファンドの販売会社である株式会社S M B C 信託銀行は、サブ・ファンドに対し、日本におけるサブ・ファンドの買戻可能受益証券の販売、申込みおよび買戻しの取扱い、運用報告書の交付ならびに関連する受益証券保有者へのその他の報告等の業務を提供している。販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて計算される年率0.70%の販売会社報酬を受領する権利を有している。販売会社報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。2025年5月2日（運用開始日）から2025年12月31日までの期間において、サブ・ファンドは152,498米ドルの販売会社報酬費用を認識した。このうち、2025年12月31日現在、22,200米ドルが未払であった。

14 見積りの不確実性に関する主要な情報

公正価値の見積り

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値は、注記2(e)()に記載の通り、現在の市場パラメータを用いる評価モデルから得られる。公正価値の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、指定された時点で実施される。これらの見積りは主観的な性質を有し、不確実性および重要な判断事項を含むため、正確に算定することができない。それでも、公正価値は合理的な見積りの範囲内で信頼性をもって算定可能である。

15 2025年12月31日現在公表されているが未発効の修正、新会計基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HK I C P Aは、2025年12月31日現在未発効で本財務書類の作成に適用されていない、多くの改訂および新会計基準を公表した。これらにはサブ・ファンドに関連する可能性のある以下のものが含まれている。

	以下の日以降に開始する 会計期間に適用
HK F R S 第9号の修正「金融商品」およびHK F R S 第7号の修正 「金融商品：開示 - 金融商品の分類および測定に関する改訂」	2026年1月1日
HK F R S 会計基準の年次改善第11集	2026年1月1日
HK F R S 第18号「財務諸表における表示および開示」	2027年1月1日

サブ・ファンドは、これらの修正、新会計基準および解釈指針が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。サブ・ファンドは、これまでのところ、これらの適用がサブ・ファンドの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性は低いと結論づけている。

16 後発事象

サブ・ファンドは、本財務書類の作成に際して、監査報告書の日付までに発生したすべての後発事象の影響を評価している。

2026年5月28日付で、ザ・バンク・オブN.T.バタフィールド・アンド・サン・リミテッド（以下「バタフィールド」という。）（ニューヨーク証券取引所におけるコード「NTB」、バミューダ証券取引所におけるコード「NTB.BH」）は、C I B Cが保有する受託会社（すなわち、C I B C カリビアン・バンク・リミテッド）に対する91.7%の持分を取得する最終契約を締結した。当該契約は、バタフィールドの取締役会において満場一致で承認されている。本取引は、バタフィールドの株主および規制当局の承認、ならびに慣習的な取引完了条件の充足を条件として、2027年上半年期に完了する見込みである。管理会社および受託会社は、サブ・ファンドの業務に支障または変更が生じることはないと考えている。

上記を除き、サブ・ファンドは、本財務書類の作成に際して、監査報告書の日付、すなわち財務書類が発行可能な日付まで開示する必要のあるその他の後発事象はないと結論付けている。

その他の情報（未監査）

パフォーマンス表
（表示：米ドル）

2025年12月31日現在

純資産価額合計(英文目論見書補遺に準拠して計算されている。)

米ドル建て受益証券

31,658,568

円建て受益証券

4,454,048

受益証券1口当たり純資産価格(英文目論見書補遺に準拠して計算されている。)

米ドル建て受益証券

10.001米ドル

円建て受益証券

976円

計上金額(英文目論見書補遺に準拠して計算されている。):

2025年5月2日

(運用開始日)から

2025年12月31日までの期間

期中の受益証券1口当たり純資産価格最高額

米ドル建て受益証券

10.202米ドル

円建て受益証券

1,012円

期中の受益証券1口当たり純資産価格最低額

米ドル建て受益証券

9.888米ドル

円建て受益証券

971円

期中の投資純収益率

米ドル建て受益証券

0.01 %

円建て受益証券

(2.50) %

2025年5月2日（運用開始日）から2025年12月31日までの期間における米ドル建て受益証券および円建て受益証券の投資純収益率は、百分率によるリターンを算定するために、期末日時点におけるサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（英文目論見書補遺に準拠して計算されている。）と運用開始日時点の価格との差額を、運用開始日時点の価格で除した金額を参照して算定された。

(3) 【投資有価証券明細表等】

「(1) 貸借対照表」の財政状態計算書および注記 4 , 5 , 9 (f) (i) の項目を参照のこと。

[次へ](#)



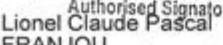

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

Statement of financial position as at 31 December 2025

(Expressed in United States Dollars)

	Note	As at 31 December 2025 USD
Assets		
Cash	3, 11	515,322
Financial assets at fair value through profit or loss	4, 9	36,193,282
Prepayments and other receivables		248,360
Total assets		36,956,964
Liabilities		
Financial liabilities at fair value through profit or loss	4, 9	635,258
Redemption payable	6	40,144
Accruals and other payables	11, 12	168,946
Total liabilities (excluding net assets attributable to unitholders)		844,348
Net assets attributable to unitholders	10	36,112,616
Total number of units in issue		
USD units	10(a)	3,165,574
JPY units	10(a)	712,294
Net asset value per unit		
USD units	10(a)	USD10.00
JPY units	10(a)	JPY976

Approved and authorised for issue by the Trustee and the Manager on 24 June 2026.

 MATLYN PHILLIPS Authorised Signatory)	For and on behalf of CIBC Caribbean Bank
 KAYSCHALEE GRAYSON Authorised Signatory)) and Trust Company (Cayman) Limited ("Trustee")
 Lionel Claude Pascal FRANJOU)) For and on behalf of
)) Citigroup First Investment Management
)) Limited ("Manager")

The notes on pages 9 to 33 form part of these financial statements.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

**Statement of comprehensive loss
for the period from 2 May 2025 (date of commencement of
operations) to 31 December 2025
(Expressed in United States Dollars)**

	Note	For the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025 USD
Interest income	7, 11	13
Net loss on financial instruments at fair value through profit or loss	5	(61,974)
Net foreign exchange loss		(11,072)
Total loss		<u>(73,033)</u>
Management fee	11	(47,928)
Sub-Manager management fees	11	(43,571)
Administrator and transfer agency fees	12	(33,654)
Distributor fee	13	(152,498)
Custodian fee	11	(2,164)
Professional fee	11	(15,049)
Audit fee		(36,650)
Trustee fee	11	(10,460)
Financial statements preparation fee	12	(5,500)
Preliminary expense		(53,976)
Miscellaneous expenses		(24,517)
Total operating expenses		<u>(425,967)</u>
Withholding tax		(781)
Change in net assets attributable to unitholders from operations and total comprehensive loss for the period		<u>(499,781)</u>

The notes on pages 9 to 33 form part of these financial statements.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust

Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

Statement of changes in net assets attributable to unitholders for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025
(Expressed in United States Dollars)

	<i>Note</i>	<i>For the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025 USD</i>
Balance at the beginning of the period		-
Subscription of units		
- USD units	10(a)	34,511,886
- JPY units	10(a)	5,627,135
		<u>40,139,021</u>
Redemption of units		
- USD units	10(a)	(2,815,011)
- JPY units	10(a)	(711,613)
		<u>(3,526,624)</u>
Total transactions with unitholders		<u>36,612,397</u>
Change in net assets attributable to unitholders from operations and total comprehensive loss for the period		(499,781)
Balance at the end of the period		<u>36,112,616</u>

The notes on pages 9 to 33 form part of these financial statements

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

Statement of cash flows
for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025
(Expressed in United States Dollars)

	For the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025 USD
Operating activities	
Change in net assets attributable to unitholders from operations and total comprehensive loss for the period	(499,781)
Adjustments for:	
Interest income	(13)
Operating loss before changes in working capital	(499,794)
Increase in financial assets at fair value through profit or loss	(36,193,282)
Increase in financial liabilities at fair value through profit or loss	635,258
Increase in prepayments and other receivables	(248,360)
Increase in accruals and other payables	168,946
Interest received	13
Net cash used in operating activities	(36,137,219)
Financing activities	
Proceeds from unit subscriptions	40,139,021
Payments on unit redemptions, net of redemption payable	(3,486,480)
Net cash generated from financing activities	36,652,541
Net increase in cash	515,322
Cash at the beginning of the period	-
Cash at the end of the period	515,322

The notes on pages 9 to 33 form part of these financial statements.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

Notes to the financial statements

(Expressed in United States Dollars unless otherwise indicated)

1 General

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust (the "Trust") is an umbrella unit trust established as an exempted trust under the Trusts Act of the Cayman Islands by a Trust Deed dated 21 October 2008, as amended and restated on 10 March 2015, between Citigroup First Investment Management Limited as manager (the "Manager") and CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited as trustee (the "Trustee") (jointly "Management"). The Trust registered under the Mutual Funds Act of the Cayman Islands on 27 October 2008. US Market Strategy Fund (the "Series Trust") commenced operations on 2 May 2025. The termination date of the Series Trust is on 21 October 2157, or such earlier date as may be agreed by the Manager and the Trustee.

The investment objective of the Series Trust is to provide unitholders with a return that is linked to: (a) a portfolio of fixed income instruments; and (b) a portfolio that provides exposure to two systematic strategies aimed to capitalise on market characteristics in the United States bond and interest rate markets through relevant indices by entering into total return swap transactions. Refer to note 9(a) for further details regarding the Series Trust's investment strategy.

As at 31 December 2025, the Trust and the Series Trust had no employees. The Manager has delegated certain investment management function to Sumitomo Mitsui DS Asset Management Company Limited ("Sub-Manager") pursuant to sub-management agreement between the Manager and the Sub-Manager. The Sub-Manager is responsible for, among other things, the execution, and monitoring of the total return swap contracts, and the rebalancing of index exposures associated thereof, in accordance with the investment objective and policies of the Series Trust.

The administration function of the Series Trust is delegated to Apex Fund Services (Singapore) Pte. Ltd. (the "Administrator") and the custodian functions of the Series Trust is delegated to Citibank N.A., Hong Kong Branch (the "Custodian").

2 Material accounting policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with HKFRS Accounting Standards, which collective term includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA") and accounting principles generally accepted in Hong Kong. The material accounting policies adopted by the Series Trust are set out below.

The financial statements are prepared for a reporting of 8 months covering the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025, which is also the initial financial period of the Series Trust.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust

Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

2 Material accounting policies (continued)

The HKICPA has issued certain new and revised HKFRSs that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Series Trust. Note 2(d) provides information on any changes in material accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Series Trust for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

The Series Trust has consistently applied the material accounting policies during the period.

(b) Basis of preparation

The functional and presentation currency of the financial statements is the United States Dollar ("USD") and not the local currency of the Cayman Islands reflecting the fact that the majority of the redeemable units of the Series Trust are issued and redeemed in USD and the Series Trust's performance is measured in USD terms.

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis except that certain financial instruments are stated at their fair value as explained in the material accounting policies, note 2(e). Other financial assets and financial liabilities are stated at amortised cost or redemption amount (i.e. for redeemable units).

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires Management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods. The material accounting policies of the Series Trust has been applied consistently throughout the period.

Judgements made by Management in the application of HKFRSs that have significant effect on the financial statements and major sources of estimation uncertainty are discussed in note 14.

(c) Foreign currency translation

Foreign currency transactions during the period are translated into USD at the foreign exchange rates at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD at the foreign exchange rate ruling at the end of the reporting period.

Foreign currency differences arising on translation are recognised in profit or loss as net foreign exchange gain or loss, except for those arising from financial instruments at fair value through profit or loss, which are recognised as a component of the net gain or loss on financial instruments at fair value through profit or loss.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust

Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

2 Material accounting policies (continued)

(d) Change in material accounting policies

The HKICPA has issued a number of amendments to HKFRSs that are first effective for the current accounting period of the Series Trust. None of these developments have had a material effect on how the Series Trust's financial result and financial position for the current period have been prepared or presented.

The Series Trust has not applied any new accounting standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (see note 15).

(e) Financial instruments

(i) Initial recognition

The Series Trust classifies its financial instruments into different categories at inception as mentioned in (ii) below. Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price. Transaction costs on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are expensed immediately.

The Series Trust recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss is recognised using trade date accounting. From these dates, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded as they occur.

(ii) Classification

On initial recognition, the Series Trust classifies financial assets as measured at amortised cost or fair value through profit or loss ("FVTPL").

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI").

All other financial assets of the Series Trust are measured at FVTPL.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust

Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

2 Material accounting policies (continued)

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Series Trust considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to Management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the Manager is compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Series Trust's continuing recognition of the assets.

The Series Trust has determined that it has two business models.

- Held-to-collect business model: this includes cash and other receivables. These financial assets are held to collect contractual cash flow.
- Other business model: this includes debt investments and derivative financial instruments. These financial assets are managed and their performance is evaluated, on a fair value basis, with frequent sales taking place.

Assessment whether contractual cash flows are SPPI

For the purposes of this assessment, 'principal' is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. 'Interest' is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust

Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

2 Material accounting policies (continued)

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Series Trust considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Series Trust considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Series Trust's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration for of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates).

The Series Trust classifies its investments based on the business model and contractual cash flows assessment. Accordingly, the Series Trust classifies all its investments, including debt investments and derivative financial instruments into financial assets or financial liabilities at FVTPL category. Financial assets measured at amortised cost include cash and prepayments and other receivables. Financial liabilities at amortised cost include redemption payable, accruals and other payables, and Net assets attributable to unitholders.

Reclassifications

- Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition unless the Series Trust were to change its business model for managing financial assets, in which case all affected financial assets would be reclassified on the first day of the first reporting period following the change in the business model.

(iii) Fair value measurement principles

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principal or, in its absence, the most advantageous market to which the Series Trust has access at that date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk.

When available, the Series Trust measures the fair value of a financial instrument using the quoted price in an active market for that instrument. A market is regarded as active if transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis. The Series Trust measures instruments quoted in an active market at a traded price within bid-ask spread, because this price provides a reasonable approximation of the exit price.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust

Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

2 Material accounting policies (continued)

If there is no quoted market price on a recognised stock exchange or a price from a broker/dealer for non-exchange-traded financial instruments, or if the market for it is not active, the fair value of the instrument is estimated using valuation techniques that provide a reliable estimate of prices which could be obtained in actual market transactions.

The Series Trust recognises transfers between levels of the fair value hierarchy as at the end of the reporting period in which the change has occurred.

(iv) Amortised cost measurement

The amortised cost of a financial asset or financial liability is the amount at which the financial asset or financial liability is measured on initial recognition minus the principal repayments, plus or minus the cumulative amortisation using the effective interest method of any difference between that initial amount and the maturity amount and, for financial assets, adjusted for any loss allowance

(v) Impairment

The Series Trust recognises loss allowances for expected credit loss ("ECL") on financial assets measured at amortised cost.

The Series Trust measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition.

When determining whether the credit risk of a financial asset has increased significantly since initial recognition and when estimating ECLs, the Series Trust considers reasonable and supportable information that is relevant and available without undue cost or effort. This includes both quantitative and qualitative information and analysis, based on the Series Trust's historical experience and informed credit assessment and including forward-looking information.

The Series Trust assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

The Series Trust considers a financial asset to be in default when:

- the borrower is unlikely to pay its credit obligations to the Series Trust in full, without recourse by the Series Trust to actions such as realising security (if any is held); or
- the financial asset is more than 90 days past due.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust

Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

2 Material accounting policies (continued)

The Series Trust considers a financial asset to have low credit risk when the credit rating of the counterparty is equivalent to the globally understood definition of 'investment grade'. The Series Trust considers this to be Baa3 or higher per Moody's or BBB- or higher per Standard & Poor's.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months).

The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Series Trust is exposed to credit risk.

Measurement of ECLs

ECLs are a probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the entity in accordance with the contract and the cash flows that the Series Trust expects to receive). ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Series Trust assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation.

Presentation of allowance for ECLs in the statement of financial position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

Write-off

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Series Trust has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust

Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

2 Material accounting policies (continued)

(vi) Derecognition

The Series Trust derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the asset expire, or it transfers the rights to receive the contractual cash flows in a transaction in which substantially all of the risks and rewards of ownership of the financial assets are transferred or in which the Series Trust neither transfers nor retains substantially all of the risks and rewards of ownership and does not retain control of the financial asset.

On derecognition of a financial asset, the difference between the carrying amount of the asset (or the carrying amount allocated to the portion of the asset that is derecognised) and the consideration received (including any new asset obtained less any new liability assumed) is recognised in profit or loss. Any interest in such transferred financial assets that is created or retained by the Series Trust is recognised as a separate asset or liability.

The Series Trust derecognises a financial liability when its contractual obligations are discharged, cancelled, or expired.

On derecognition of a financial liability, the difference between the carrying amount extinguished and the consideration paid (including any non-cash assets transferred or liabilities assumed) is recognised in statement of comprehensive income.

The Series Trust derecognises a derivative only when it meets the derecognition criteria for both financial assets and financial liabilities. Where the payment or receipt of variation margin represents a settlement of futures contracts or other derivatives that are characterised as settled-to-market, the derivative, or the settled portion, is derecognised

(vii) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the statement of financial position when, and only when, the Series Trust has a legal right to offset the amounts and it intends to either settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Income and expenses are presented on a net basis for gains and losses from financial instruments at fair value through profit or loss and foreign exchange gains and losses.

(f) Cash

Cash comprises cash at a bank.

(g) Interest income and expenses

Interest income and interest expense are recognised in profit or loss as it accrues, using the original effective interest rate of the instruments calculated at the acquisition or origination date. Interest income includes the amortisation of any discount or premium, transaction costs or other differences between the initial carrying amount of an interest-bearing instrument and its amount at maturity calculated on an effective interest rate basis.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

2 Material accounting policies (continued)

(h) **Net gain or loss on financial instruments at fair value through profit or loss**

Net gain or loss on financial instruments at fair value through profit or loss includes all realised and unrealised fair value changes and foreign exchange differences, excluding interest income and interest expense.

Realised gains and losses on index swaps are recognized on each swap reset date (or termination date, as relevant), based on counterparty provided settlement information.

(i) **Preliminary expenses**

In accordance with the Series Trust' explanatory memorandum, preliminary expenses (including legal, accounting and other professional fees) incurred in connection with its establishment is capitalized and amortised over a period of 36 months, commencing from its date of commencement of operations. The Trustee and Manager have concluded that the amount of capitalised organisation costs as of 31 December 2025 as immaterial to the Fund's financial statements. Capitalised preliminary expenses are presented on the statement of financial position as part of "prepayments and other receivables".

(j) **Expenses**

All other expenses of the Series Trust are recognised in profit or loss on an accrual basis.

(k) **Income tax**

Cayman Islands

Under the current taxation regime in the Cayman Islands, the Series Trust is exempt from paying taxes on income, profits or capital gains. The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from tax for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

Hong Kong

The Series Trust is not expected to be subject to Hong Kong tax in respect of any of its investment activities.

(l) **Subscription of units by unitholders**

The Series Trust recognises subscriptions upon the point of which it has been accepted by the fund administrator, and risk of non-collection of subscription proceeds is evaluated as remote, and an enforceable contractual obligation to issue unit has been established.

(m) **Redemption of units by unitholders**

Unitholders may redeem units on any day on which commercial banks are open for business in each of Hong Kong, London, New York and Tokyo, and on which the Chicago Mercantile Exchange is open for its regular trading sessions, and/or such other day or days designated in writing by the Manager from time to time (the "Repurchase Day"). Units will be redeemed at the net asset value per unit on the relevant Repurchase Day, a price which is calculated by reference to the net asset value of the Series Trust as at the applicable Repurchase Day.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust

Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

2 Material accounting policies (continued)

(n) Units in issue

The Series Trust classifies financial instruments issued as financial liabilities or equity instruments in accordance with the substance of the contractual terms of the instruments.

A puttable financial instrument that includes a contractual obligation for the issuer to repurchase or redeem that instrument for cash or another financial asset is classified as equity if it meets all of the following conditions:

- (i) it entitles the holder to a pro rata share of the Series Trust's net assets in the event of the Series Trust's liquidation;
- (ii) it is in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments;
- (iii) all financial instruments in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments have identical features;
- (iv) apart from the contractual obligation for the Series Trust to repurchase or redeem the instrument for cash or another financial asset, the instrument does not include any other features that would require classification as a liability; and
- (v) the total expected cash flows attributable to the instrument over its life are based substantially on the profit or loss, the change in the recognised net assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised net assets of the Series Trust over the life of the instrument.

The Series Trust has two classes of redeemable units in issue: USD units and JPY units that rank *pari passu* in all material respects and have the identical terms and conditions except for having different base currencies. The redeemable units provide the unitholders with the right to require redemption for cash at a value proportionate to the unitholders' share in the net assets of the Series Trust at each dealing day, and also in the event of the Series Trust's liquidation.

The Series Trust's realisable units are classified as financial liabilities and are measured at the present value of the redemption amounts.

(o) Related parties

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Series Trust if that person:
 - (i) has control or joint control over the Series Trust;
 - (ii) has significant influence over the Series Trust; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Series Trust or the Series Trust's parent.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

2 Material accounting policies (continued)

(o) Related parties (continued)

- (b) An entity is related to the Series Trust if any of the following conditions applies:
- (i) The entity and the Series Trust are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a Series Trust of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Series Trust or an entity related to the Series Trust.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
 - (viii) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Series Trust or to the Series Trust's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the Series Trust.

3 Cash

	<i>As at 31 December 2025 USD</i>
Cash at a bank	515,322
	515,322

Cash held by the Series Trust is deposited with Citibank N.A. Hong Kong Branch.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

4 Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

	<i>As at 31 December 2025 USD</i>
Financial assets at fair value through profit or loss:	
Non-derivative financial instruments:	
- Debt investments	36,193,282
	36,193,282
Financial liabilities at fair value through profit or loss:	
Derivative financial instruments:	
- Index swaps	(635,258)
	(635,258)

5 Net loss on financial instruments at fair value through profit or loss

	<i>For the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025 USD</i>
Non-derivative financial instruments:	
- Debt investments	421,669
Derivative financial instruments:	
- Index swaps	(483,643)
	(61,974)
Representing:	
Net realised gain	271,567
Net unrealised loss	(333,541)
	(61,974)

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

6 Redemption payable

	<i>As at 31 December 2025 USD</i>
Redemption payable	40,144

The balance represent amounts payable to unitholders for redeemed units but not yet settled as at the reporting date. The balance was settled within one month.

7 Interest income

	<i>For the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025 USD</i>
Interest income on bank deposits	13

8 Withholding taxes

	<i>For the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025 USD</i>
Withholding tax on interest income	781

Certain interest income received by the Series Trust is subject to withholding tax imposed in the country of origin. During the year ended 31 December 2025, the effective withholding tax rate was 15.3%. Effective from 1 April 2025, for Japanese government bonds matured within 1 year, the 15.3% withholding tax rate would be charged at 0.2% of the principal amount, the effective withholding tax rate was changed to 0.03% on principal amount of these debt investments.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust

Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

9 Financial instruments and associated risks

The Series Trust's investing activities expose it to various types of financial risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests according to the investment strategy. The risks that the Series Trust is exposed to are market risk, credit risk and liquidity risk. Market risk includes interest rate risk and currency risk.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of the reporting period and their associated financial risks, as well as the risk management policies employed by the Series Trust are discussed below.

(a) Investment strategy

As mentioned in note 1, the Series Trust's investment objective is to provide a return that is linked to a portfolio of fixed income securities, and systematic strategies effected by using total return index swaps (referred to herein as index swaps).

With respect to the fixed income securities portfolio, the Series Trust intends to invest in US treasury bills for the USD redeemable units, and to invest in Japanese treasury bills for the JPY redeemable units. The term of maturity for each of the fixed income securities will not be more than 12 months at the time of purchase. When the fixed income securities approach maturity, a rebalancing occurs whereby the proceeds received from maturity and/or disposal will be reinvested in new fixed income securities (i.e. also with a term to maturity of less than 12 months) based on the liquidity needs of the Series Trust.

With respect to the index swaps, the Sub-Manager has been appointed for placing orders and trade execution. The approximate notional exposure of the index swap with respect to each class of redeemable units is intended to be its net asset value at the time of entering into the index swap transactions. Each of the class's notional exposure may be rebalanced periodically to be within the range of approximately 95% to 105% of its net asset values.

The index swaps are designed to provide the Series Trust exposures to 2 systematic strategies: (a) "rates dynamic curve strategy", which tracks the "USD 10Y-2Y Interest Rate Swap Dynamic Curve Active Index"; and (b) "bond month-end position strategy", which tracks the "10Y US Treasury TOM Active Index". The Sub-Manager, as the index allocator, may change the weighting of the indices at its discretion, subject to the allocation constraints of between 80% to 120%. The two systematic strategies form an index called "US Market Strategy Index"; Citigroup Global Markets Limited is the index calculation agent, and such index is market observable and is it published and obtainable by using market data.

The "rates dynamic curve strategy" is a curve strategy which aims to benefit from changes in the yield difference between two USD interest rate swaps of different maturities. This strategy aims to monetise interest rate curve steepening or flattening by taking a long position in a 2 year USD interest rate swap and a short position in a 10 year USD interest rate swap; or vice versa for interest rate curve flattening, depending on a specific market signal.

The "bond month-end position strategy" is a strategy that aims to monetise the "congestion effect" an effect that had been observed in the U.S. treasury bond futures market during periods towards the end of each calendar month. To capitalise on this "congestion effect", the strategy aims to reflect the performance of a notional rolling long exposure via a succession of government bond future contracts to the U.S. treasury market, timed so that notional rolling exposures are established before the "congested periods". The exposure will be provided through the Citi Interest Rate Bond Futures Market Tracker Index.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

9 Financial instruments and associated risks (continued)

(b) Market risk

All investments held by the Series Trust are measured at fair value through profit or loss, and all changes in market conditions directly affect profit or loss. Market risk is the risk that the value of the investments will fluctuate as a result of changes in interest rates or exchange rates.

(i) Interest rate risk

Interest rate risk arises from the possibility that changes in interest rates will affect the future cash flows or the fair value of financial instruments and therefore result in a potential gain or loss to the Series Trust. The Series Trust's interest rate risk is managed on an ongoing basis by the Manager.

The following table details the interest rate profile of the Series Trust's interest-bearing instruments at the end of the reporting period:

	As at 31 December 2025 USD
Floating rate instruments:	
Cash	515,322
Zero coupon bond:	
Financial assets at fair value through profit or loss:	
- Debt investments	36,193,282
Total	36,708,604

The interest income received from cash is minimal during the year. As a result, cash is excluded from the interest rate sensitivity analysis.

The following table indicates the period in which the interest-bearing assets mature as at 31 December 2025.

	2025			Total USD
	1 year or less USD	Over 1 year to 5 years USD	Over 5 years USD	
	USD	USD	USD	
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Non-derivative financial instruments				
- Debt investments	36,193,282	-	-	36,193,282
Total	36,193,282	-	-	36,193,282

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

9 Financial instruments and associated risks (continued)

Interest rate sensitivity

At the date of statement of financial position, assuming all other factors unchanged, it is estimated that an increase in interest rates of 50 basis points would result in a decrease in the net assets attributable to unitholders and the total comprehensive income for the period by USD94,917; an equal change in the opposite direction would result in an increase in the net assets attributable to unitholders by an approximately equal amount. The impact of such an increase/decrease has been estimated by calculating the fair value changes of the debt investments held at 31 December 2025, and the impact is solely from the change in the fair value of the debt investments.

(ii) Currency risk

The Series Trust may invest in financial instruments and enter into transactions denominated in currencies other than its functional currency. Consequently, the Series Trust is exposed to risks that the exchange rate of its functional currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse effect on the value of that portion of the Series Trust's assets or liabilities denominated in currencies other than USD.

The fluctuations in the rate of exchange between the currency in which the asset or liability is denominated and the functional currency could result in an appreciation or depreciation in the fair value of that asset or liability. The Manager monitors the Series Trust's currency exposures on an ongoing basis.

Currency sensitivity

As at 31 December 2025, had USD weakened by 10% in relation to JPY, with all other variables held constant, net assets attributable to unitholders and the total comprehensive income for the year would have increased by the amounts.

	<i>Net exposure USD</i>	<i>Change in net assets if JPY weakened by 10% USD</i>
As at 31 December 2025		
<i>Currency</i>		
Japanese Yen	4,012,052	401,205

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

9 Financial instruments and associated risks (continued)

(iii) Price risk

Price risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate as a result of changes in market prices, whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or all factors affecting all instruments traded in the market. As bond pricing is correlated to prevailing interest rates, refer to the interest rate risk section of this disclosure for the price sensitivity of the Series Trust's holdings in US and Japan treasury debt securities. For avoidance of doubt, the price sensitivity shown below are with respect to the Series Trust's investments in index swaps.

Price sensitivity

As at 31 December 2025, it is estimated that an increase of 10% of the underlying Indices of the index swaps would have increased/decreased the net assets attributable to unitholders by USD3,575,553; an equal change in the opposite direction would result in an decreased in the net assets attributable to unitholders by USD3,575,553.

(c) Credit risk

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Series Trust. The Series Trust's exposure to credit risk is monitored by the Manager on an ongoing basis.

As at 31 December 2025, all of the Series Trust's financial assets were exposed to credit risk. These mainly include investment in index swaps, debt investments and cash placed with a bank.

As at 31 December 2025, the Series Trust invested in its' debt investments with the following credit ratings provided by Moody's rating services expressed as a percentage of debt investments:

Rating	<i>% of debt investments 2025</i>
Aa1	87.70
A1	12.30
	<hr style="width: 100%; border: 0.5px solid black;"/>
	100.00
	<hr style="width: 100%; border: 0.5px solid black;"/>

Credit risk is managed by reviewing and monitoring the credit quality of debt investments or the issuers of the debt investments held by the Series Trust on an ongoing basis. At 31 December 2025, 100% of the debt investments were zero coupon U.S. and Japan treasuries.

As at 31 December 2025, the Series Trust transferred debt investments as collateral for index swaps in the amount of USD3,784,954 for margin requirements. The counterparty holding the collateral is a fellow subsidiary of the Manager and a reputable financial institution. The Manager considers the credit risk of the counterparty to be low.

Credit risk arising from transactions with broker relates to transactions awaiting settlement. Risk relating to unsettled transactions is considered low due to the short settlement period involved and the high credit quality of the broker used.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

9 Financial instruments and associated risks (continued)

(c) Credit risk (continued)

All the cash held by the Series Trust is deposited with Citibank N.A. Hong Kong Branch, which is also the Custodian. The credit rating of Citibank N.A., Hong Kong Branch, the Custodian, is "A+" as rated by Standard & Poor's. The credit rating of Citigroup Global Markets Ltd., the counterparty of index swaps, is "A+" as rated by Standard & Poor's.

Amounts arising from ECL

Impairment on cash, other receivable and amounts due from broker has been measured on a 12-month expected loss basis and reflects the short maturities of the exposures. The Series Trust considers that these exposures have low credit risk based on the external credit ratings of the counterparties. The Series Trust monitors changes in credit risk on these exposures by tracking published external credit ratings of the counterparties and/or performed ongoing review of the counterparties. The Manager considers the probability of default to be close to zero as the counterparties have a strong capacity to meet their contractual obligations in the near term. There is no impairment allowance recognised on cash, other receivables and amounts due from broker.

Offsetting of financial assets and financial liabilities

The disclosure set out in the tables below includes financial assets and financial liabilities that:

- are offset in the statement of financial position; or
- are subject to an enforceable master netting arrangement, irrespective of whether they are offset in the statement of financial position.

The master netting arrangements do meet the criteria for offsetting in the statement of financial position. The Series Trust and its counterparty do intend to settle on a net basis or to realise the assets and settle the liabilities simultaneously.

Financial assets and liabilities subject to enforceable master netting arrangements

	Gross and net amounts of financial instruments in the statement of financial position USD	Related amounts that are not offset in the statement of financial position and subject to an enforceable master netting agreement		Net amount USD
		Financial instruments (including non-cash collateral) USD	Cash collateral pledged USD	
As at 31 December 2025				
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
Derivative financial instruments				
- Index swaps	(635,258)	635,258	-	-
	<u>(635,258)</u>	<u>635,258</u>	<u>-</u>	<u>-</u>

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

9 Financial instruments and associated risks (continued)

(d) Liquidity risk

Liquidity risk arises from the risk that the Manager may not be able to convert investments into cash to meet liquidity needs in a timely manner. As unitholders may realise units on any Repurchase Day, the Series Trust is exposed to liquidity risk of meeting unitholder redemptions. Any amount payable to unitholders in respect of the realisation of units shall normally be paid within three fund business days following the relevant Repurchase Day as defined in note 2(m), subject to the receipt of the applicable sale proceeds of the investments.

The Series Trust's investments include index swaps traded over the counter, which may be less liquid than marketable securities. As a result, the Series Trust may not be able to liquidate some of these investments at an amount close to fair value in order to meet unitholder redemptions.

Analysis of liabilities by remaining maturity

The following table details the remaining contractual maturities of the Series Trust's liabilities as at 31 December 2025:

	<i>As at 31 December 2025</i>				
	Total USD	Within 1 month USD	1 month to 3 months USD	3 months to 1 year USD	No stated maturity USD
Non-trading liabilities					
Accruals and other payables	168,946	165,206	3,740	-	-
Redemption payable	40,144	40,144	-	-	-
Net assets attributable to unitholders (note)	36,112,616	-	-	-	36,112,616
Total	36,321,706	205,350	3,740	-	36,112,616
Trading liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	635,258	635,258	-	-	-
Total	635,258	635,258	-	-	-

Note: The liquidity profile of the net assets attributable to unitholders is subject to the liquidity terms of the Series Trust as outlined in the relevant sections of the Offering Memorandum

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust

Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

9 Financial instruments and associated risks (continued)

(e) Specific instruments

(i) Equity swaps

The following equity swap were outstanding as at period end:

As at 31 December 2025

Financial liabilities	Underlying index Exposure	Notional amount USD	Reset Date	Fair value USD
Index swaps – long	US Market Strategy USD Index (CIMAUMSU)	31,831,821	22 January 2026	(555,147)
Index swaps – long	US Market Strategy JPY Index (CIMAUMSJ)	4,580,987	22 January 2026	(80,111)
				<u>(635,258)</u>

A swap involves the exchange by the Series Trust with another party of their respective commitments to pay or receive cash flows, for example, an exchange of floating rate payments for fixed-rate payments. Also refer to the "investment strategy" section of this note for context, and further details.

The counterparty of the index swaps is Citigroup Global Markets Limited, a fellow subsidiary of the Manager, which is a reputable financial institution, hence the risk of default is considered low.

(f) Fair values

(i) Financial instruments carried at fair value

The following table presents the fair value of the Series Trust's financial instruments measured at the end of the reporting period on a recurring basis, categorised into the three-level fair value hierarchy as defined in HKFRS 13, *Fair value measurement*. The level into which a fair value measurement is classified is determined with reference to the observability and significance of the inputs used in the valuation technique as follows:

- Level 1 valuations: Fair value measured using only Level 1 inputs i.e. unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities at the measurement date
- Level 2 valuations: Fair value measured using Level 2 inputs i.e. observable inputs which fail to meet Level 1, and not using significant unobservable inputs. Unobservable inputs are inputs for which market data are not available
- Level 3 valuations: Fair value measured using significant unobservable inputs

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

9 Financial instruments and associated risks (continued)

(i) Financial instruments carried at fair value

	2025			Total USD
	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	
Financial assets at fair value through profit or loss:				
Non-derivative financial instruments				
- Debt investments	36,193,282	-	-	36,193,282
	<u>36,193,282</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>36,193,282</u>
Financial liabilities at fair value through profit or loss:				
Derivative financial instruments				
- Index swaps	-	(635,258)	-	(635,258)
	<u>-</u>	<u>(635,258)</u>	<u>-</u>	<u>635,258</u>

During the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025, there were no transfers among instruments in Level 1, Level 2 and Level 3.

(ii) Financial instruments carried at other than fair value

The financial instruments not measured at FVTPL include:

cash, other receivables, redemption payable and accruals and other payables. These are short-term financial assets and financial liabilities whose carrying amounts approximate fair value, because of their short-term nature and the high credit quality of counterparties; and

Net assets attributable to unitholders. The Series Trust routinely redeems and issues the redeemable units at the amount equal to the proportionate share of net assets of the Series Trust at the time of redemption, calculated on a basis consistent with that used in these financial statements. Accordingly, the carrying amount of net assets attributable to unitholders approximates their fair value. The units are categorised into Level 2 of the fair value hierarchy.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

10 Net assets attributable to unitholders

(a) Units issued and redeemed

Class	Units at 2 May 2025 (date of commencement of operations)	Units issued	Units redeemed	Units at 31 December 2025
USD units	-	3,445,363	(279,789)	3,165,574
JPY units	-	822,833	(110,539)	712,294

As at 31 December 2025, all units issued by the Series Trust are classified as equity.

The initial offering of Class USD units and Class JPY Units were at a price of USD10 and JPY1,000 per unit respectively.

Each of the debt securities and index swaps positions are attributable to a corresponding class of redeemable units, and the gains/losses recognised on the investment portfolio are specially allocated to each respective classes of redeemable units. Operating expenses, and other income/losses are shared amongst all classes of redeemable units on a pro-rata basis.

In meetings of unitholders for any resolution to be proposed in respect of the Series Trust, individual unitholder present in person, by proxy or by representative, has one vote for every unit of which he is the holder.

The Trust and the Series Trust do not have any externally imposed capital requirements. As at 31 December 2025, the Series Trust had net assets attributable to unitholders of USD36,112,616. The Series Trust strives to invest the funds received from the issuance of redeemable units in an investment portfolio that meet the Series Trust's investment objective while maintaining sufficient liquidity to meet the funding needs when unitholders redeem their units.

Unitholders of the Series Trust cannot switch their units into units of any other series trust of the Trust.

(b) Distributions

The Series Trust does not intend to pay dividends or other distributions.

(c) Reconciliation of net assets

In accordance with the Series Trust's Explanatory Memorandum, the net assets of the Series Trust are computed using the pre-determined cut-off time for all transactions. Transactions after the offering memorandum based cut-off time are recorded the next day. Under the HKFRSs requirements, these transactions are recorded on the same day to comply with recognition and derecognition criteria for the financial instruments. This approach creates a timing difference between the HKFRSs net assets and units issued and the offering memorandum net assets and units issued.

As at 31 December 2025, there were no timing differences between net assets and units issued reported under HKFRSs and the offering memorandum.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

11 Related party transactions

Charges and expenses from related parties in respect of services provided to the Series Trust are as follows:

Management fee:	The Manager is entitled to receive out of the Trust Fund of the Series Trust a management fee of 0.22% per annum of the Net Asset Value, calculated and accrued daily and payable monthly in arrear in consideration of its investment management services in relation to the assets of the Series Trust and the issue and repurchase of Units, and any other duties and functions to the Series Trust.
Sub-Manager management fees	Sumitomo Mitsui DS Asset Management Company Limited as the Sub-Manager is entitled to receive sub-manager management fee of 0.20% per annum of the net asset value of the Series Trust. Sub-manager management fees are calculated, and accrued daily, and payable monthly in arrears.
Custodian fee:	Citibank N.A., acting through its Hong Kong branch, is entitled to receive, out of the Trust Fund of the Series Trust, a custody fee (the "Custody Fee") of 0.01% per annum of the US assets under custody and 0.015% per annum for the Japanese assets under custody, calculated and accrued daily, and payable monthly in arrears.
Trustee fee:	The Trustee is entitled to receive out of the Trust Fund of the Series Trust a trustee fee (the "Trustee Fee") of 0.01% per annum of the Net Asset Value, calculated and accrued daily, subject to a minimum fee of USD15,000 per annum.
Agent company fee:	The agent company charges a fee of 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust. The fee is accrued daily and payable monthly in arrears.
Professional fee:	The Trustee charges professional AML fee which is accrued quarterly and payable quarterly in arrears.

The following summarises the significant related party transactions of the Series Trust, incurred during the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025.

	Expenses USD	Payable USD
Management fee	47,928	6,977
Sub-Manager management fees	43,571	6,343
Custodian fee	2,164	337
Trustee fee	10,460	3,740
Agent company fee	2,179	317
Professional fee	<u>2,987</u>	<u>1,122</u>

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust

Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

11 Related party transactions (continued)

The Series Trust utilises the banking services of the Citibank N.A., Hong Kong Branch in the ordinary course of their banking and securities custodian business. Information relating to cash and and custodied debt securities is disclosed in note 3 and note 4 respectively.

During the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025, the interest income earned from the bank balances maintained with the custodian amounted to USD13.

The index calculation agent of the underlying indices of the index swaps is Citigroup Global Markets Limited, which is an affiliated entity of the Manager. The index calculation agent is entitled to compensation in the form of an index fee which is directly charged at the index level and accounted for as part of the published index value.

12 Fund administration

Effective from 3 March 2025, the Trust, and the Manager entered into an administration agreement with Apex Fund Services (Singapore) Pte. Ltd. ("Apex"). Pursuant to the administration agreement, Apex will provide day to day fund administration services, and also registrar and transfer agency services. In addition, Apex is also engaged to process capital transactions, annual financial statement preparation, and to maintain the official books and records of the Series Trust. Notwithstanding, Apex may also render other services from time to time as agreed upon with the Trustee. For the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025, the Series Trust incurred administration, financial statement preparation and other services expenses of USD39,154 with respect to services rendered by Apex; at 31 December 2025, payables to Apex amounted to USD220.

13 Distribution fee

SMBC Trust Bank Ltd. as the distributor of the Series Trust provides the following services to the Series Trust: distribution of the Series Trust's redeemable units in Japan, processing of subscriptions and redemptions, delivery of management reports, and other reporting to the relevant unitholders. The Distributor is entitled to receive a distributor fee of 0.70% per annum, calculated based on the net asset value of the Series Trust. Distributor fee is calculated, and accrued daily, and payable monthly in arrears. During the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025, the Series Trust recognised distribution fee expense of US\$152,498, of which US\$22,200 remained payable as of 31 December 2025.

14 Key sources of estimation uncertainty

Estimation of fair values

The fair values of financial instruments designated at fair value through profit or loss are derived by valuation models using current market parameters as described in note 2(e)(iii). Fair value estimates are made at a specified point in time, based on market conditions and information about the financial instruments. These estimates are subject in nature and involve uncertainties and matters of significant judgement and there cannot be determined with precision. Nevertheless, fair values can be reliably determined within a reasonable range of estimates.

US Market Strategy Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

15 Possible impact of amendments, new accounting standards and interpretations issued but not yet effective as of 31 December 2025

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments and new accounting standards which are not yet effective as of 31 December 2025 and which have not been adopted in preparing these financial statements. These include the following which may be relevant to the Series Trust:

	<i>Effective for accounting periods beginning on or after</i>
Amendments to HKFRS 9, <i>Financial instruments and HKFRS 7, Financial instruments: disclosures – Amendments to the classification and measurement of financial instruments</i>	1 January 2026
Annual improvements to HKFRS Accounting Standards – Volume 11	1 January 2026
HKFRS 18, <i>Presentation and disclosure in financial statements</i>	1 January 2027

The Series Trust is in the process of making an assessment of what the impact of these amendments, new accounting standard and interpretations is expected to be in the period of initial application. So far, the Series Trust has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the Series Trust's results of operations and financial position.

16 Subsequent events

In preparing these financial statements, the Series Trust has evaluated the effect of all subsequent events occurring through the date of the auditors' report.

On 28 May 2026, The Bank of N.T. Butterfield & Son Limited ("Butterfield") (NYSE: NTB | BSX: NTB.BH) has entered into a definitive agreement to acquire CIBC's 91.7% interest in the Trustee (i.e. CIBC Caribbean Bank Limited). This agreement has been unanimously approved by the Board of Directors of Butterfield. The transaction is expected to close in the first half of 2027, subject to receipt of Butterfield shareholder and regulatory approvals and the satisfaction of customary closing conditions. The Manager and the Trustee do not expect any disruption or changes to the Series Trust's operations.

Other than above, the Series Trust concluded that there are no other subsequent events required to be disclosed up to the date of the auditors' report, which is the date that the financial statements are available to be issued.

US Large Cap Equity Bear Intraday Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025

Supplementary information (unaudited)

Performance table

(Expressed in United States Dollars)

	31 December 2025 USD
Total net asset value (calculated in accordance with the Explanatory Memorandum)	
- USD units	31,658,568
- JPY units	4,454,048
Net asset value per unit (calculated in accordance with the Explanatory Memorandum)	
- USD units	USD10.001
- JPY units	JPY976
	For the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025
Price record (calculated in accordance with the Explanatory Memorandum):	
Highest net asset value per unit during the period	
- USD units	USD10.202
- JPY units	JPY1,012
Lowest net asset value per unit during the period	
- USD units	USD9.888
- JPY units	JPY971
Net investment return during the period	
- USD units	0.01%
- JPY units	(2.50)%

The net investment return for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025 for USD units and JPY units was calculated by reference to the difference between the net asset value per unit (calculated in accordance with the Explanatory Memorandum) of the Series Trust at the period end date and its date of commencement of operations price divided by the date of commencement of operations price to obtain the return in percentage.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年4月末日現在)

		米ドル (. および . を除く)	円 (. を除く)
. 資産総額		27,236,055.85	4,368,390,998
. 負債総額		278,830.56	44,721,634
. 純資産総額 (. - .)		26,957,225.29	4,323,669,364
. 発行済口数	米ドル建て受益証券	2,290,031.142口	
	円建て受益証券	613,843.453口	
. 1口当たり純資産価格	米ドル建て受益証券	10.131米ドル	1,625
	円建て受益証券	980円	-

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 エイペックス・ファンド・サービス（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド

取扱場所 シンガポール、038989、9 テマセク・ブルバード、サンテック・タワー 2、#12-01 / 02

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド（場合による。）の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

（a）信託証書の規定により要求される場合

（b）管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

（c）（全受益者集会の場合）当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

（d）（いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合）当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日）の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日（集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前）とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授権された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、時点におけるトラストまたはサブ・ファンド（場合による。）の当該時点における発行済受益証券の所有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議（場合による。）の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

いかなる特典も、受益者に対して、付与されない。

受益証券の譲渡

以下に記載される規定および管理会社が決定するその他の条件に基づき、受益者は、管理会社および受託会社の承諾を得た上、自らが保有する受益証券を管理会社が随時承認するいかなる書式の書面証書によっても譲渡することができる。すべての譲渡証書は、譲渡人またはその代理人および譲受人またはその代理人の署名が付されなければならない。

いずれかの譲渡に関して、管理会社または受託会社は、それぞれの絶対的な裁量により、譲受人に対して、管理会社または受託会社が必要もしくは望ましいと判断するいかなる様式によるいかなる情報（関連する法域または適用ある法域における制定法の規定、政府その他の要件もしくは規則または当該時に有効な管理会社もしくは受託会社の方針の遵守を容易にするために管理会社または受託会社が要求する情報または文書を含む。）も提供することを要求することができる。

受託会社および管理会社は、信託証書の規定に反するいかなる譲渡の確認、合意、名義書換または名義書換の取次ぎも行わず、また受託会社または管理会社が譲受人の氏名を受益者名簿に記入するか、または受益者名

簿への記入を取次ぐまでは、譲渡の対象である受益証券に対するあらゆる権利に関して引き続き譲渡人を受益者として扱う。

受託会社または管理会社のいずれも、関連する譲渡契約または申込契約における表明に依拠してその承諾を行うことにつき責任を有することはなく、またそれぞれ完全に保護される。

上記の規定に違反して譲渡されるいずれの受益証券も、下記「強制買戻しおよび譲渡」の項に記載される方法による強制的な買戻しまたは譲渡の対象となる。

強制買戻しおよび譲渡

受託会社はいつでも、影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格(送金費用の控除後)により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- (a) 受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、または受託会社もしくは管理会社がそのように信じることについて理由がある場合。
 - (i) いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
 - () 関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
 - () 受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- (b) 受益証券が、受益者に対して、本「(八) 受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は、200万200香港ドル（約4,094万円）で、2026年4月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約2,047円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、2026年4月末日現在70,097,608香港ドル（約14億円）であった。

過去5年間、管理会社の資本金の増減はない。

(2) 会社の機構

管理会社が総会で異なる決定を下さない限り、取締役の人数は一名以上とし、最大人数はないものとする。

取締役の資格として管理会社の株式を保有する必要はない。管理会社の株主でない取締役は総会またはいずれかの種類株式の保有者総会に出席して、発言する権利を有するものとする。

管理会社の事業は取締役会が管理するものとする。取締役会は管理会社の設立および登録に関するすべての費用を支払うものとする。取締役会は香港会社（解散および雑則）法（第32章）および香港会社法（第622章）ならびにこれと一体をなすその他一切の法令（以下「香港会社法」という。）または通常定款に従って管理会社によって総会で行使されるべき管理会社のすべての権限を、通常定款に定める規則、香港会社法に定める規定および管理会社が総会で定めた上記の規則および規定と矛盾しない規則に従って、行使することができる。ただし、管理会社が総会で定めた規則は、かかる規則が定められていなければ有効な以前の取締役会の行為を無効化しないものとする。

香港会社法に定める関係規定に従って、取締役会は香港等において管理会社の業務を管理する委員会、地方委員会または機関を設置し、事業を行うために適当と判断する規則を定め、変更し、いずれかの者を上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に選任し、報酬を定めるほか、取締役会に帰属する権限または裁量権を、上記の委員会、地方委員会または機関に委託し、上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に欠員を補充し、または欠員を補充することなく職務を務めることを認めることができる。上記の選任または委託は取締役会が適当と判断する条件に基づくものとする。また取締役会は上記の要領で選任された者を解任し、または委託を撤回し、もしくは変更することができるが、誠実に取引を行い、かつかかる撤回または変更を通知されていない者は上記の規定による影響を受けないものとする。

取締役会は随時管理会社の社印を押した委任状により、いずれかの者を、取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える目的のために、取締役会が適当と考える権限および裁量権（再委託の権限を含む。）を授与した上で、管理会社の代理人または委託先に選任することができる。上記の選任は、（取締役会が適当と判断する場合）取締役または上記の委員会もしくは地方委員会の構成員またはいずれかの企業もしくは会社の取締役、名義人もしくは経営者または取締役会が直接もしくは間接的に指名した人もしくは団体を受益者とし、また上記の委任状には上記の代理人と取引を行う者を保護し、かつ便宜を図るために取締役会が適当と考える規定を織り込むことができる。

取締役会は、随時取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える報酬により、一名以上の取締役を管理会社の業務執行取締役または共同業務執行取締役に選任し、または管理会社の事業の管理、運営に携わる役職に就任させることができる。また取締役会は、随時（取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）上記の取締役を解任し、他の取締役を後任に選任することができる。

業務執行取締役または共同業務執行取締役に（業務執行取締役または共同業務執行取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）管理会社のその他の取締役の辞任および解任に関する規定と同じ規定が適用されるものとし、取締役ではなくなった場合、直ちに業務執行取締役または共同業務執行取締役ではなくなるものとする。

取締役会は業務執行取締役、共同業務執行取締役または管理会社の事業の管理、運営に携わるその他の役職を務める取締役に、取締役会が適当と考える条件および制限に従い、定款に基づき行使され得る取締役会が適当と考える権限を、取締役会自身の権限と併存し、または取締役会自身の権限を排除して授与し、委託するとともに、随時かかる権限の一部または全部を撤回し、取消し、または変更することができる。

- (i) 取締役会は、随時管理会社の支配人を選任して、報酬、手数料を支払い、または管理会社の利益への参加権を授与し、またはそれらの混合による報酬を定め、管理会社の事業により支配人が雇用した支配人の職員の費用を支払うことができる。
- () 支配人の選任は取締役会が決定した期間として、取締役会は適当と考える権限の一部または全部を支配人に授与することができる。
- () (i) 号および() 号に関連して、取締役会は、その独自の裁量により、適当と判断する条件(管理会社の事業を行うために副支配人またはその他の従業員を選任する支配人の権限を含む。)に基づき支配人と契約を締結することができる。

2【事業の内容及び営業の概況】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を(関連するサブ・ファンドの費用で)委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- (a) 管理会社は、各委託先が信託証書の規定(適用ある範囲において)を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- (b) 適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト(いずれかのサブ・ファンドを含む。)が被った損失について一切責任を負わない。
- (c) 当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償権を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用(すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。)または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- (a) 管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- (b) 管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が選任されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および/または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を選任している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担または被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担または被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。SF0第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

本書の日付現在、管理会社の取締役は以下のとおりである。

リオネル・クロード・パスカル・フランジュ氏は、管理会社の取締役兼責任者である。フランジュ氏は、シティのマルチ・アセット・グループ内におけるシティのコンプレックス・ストラクチャリングのAPAC責任者兼管理会社の責任者でもある。

ウェイ（ヴィヴィアン）グォ氏は、管理会社の取締役兼日本、北アジアおよびオーストラリア（JANA）クラスターのエグゼクティブ・ディビジョン・サポートの責任者であり、同クラスターの財務・戦略分析および予算編成活動を主導している。

管理会社は、2026年4月末日現在、27本のファンドを運用している。

管理会社が運用している27本のファンドは、以下のとおり、分類される。

分類		内訳	
A分類	通貨建別運用金額	米ドル建	886,163,624米ドル
		円建	302,246,454,369円
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型	16本
		ケイマン籍・会社型・オープン・エンド型	1本
		アイルランド籍・アイルランド集合資産運用 ヴェークル(ICAIV)・オープン・エンド型 (管理会社に対する投資運用会社として)	1本
		日本籍・証券投資信託・オープン・エンド型 (委託会社に対する副運用会社として)	9本

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近事業年度の日本語の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー（香港事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、香港ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝20.47円）で換算された円換算額が併記されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d．管理会社の年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。翻訳された年次財務書類および監査報告書には、ケーピーエムジーのブランドは含まれず、ケーピーエムジーの署名も含まれない。

(1) 【貸借対照表】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2025年12月31日に終了した事業年度の財務書類

純損益およびその他の包括利益計算書
2025年12月31日に終了した事業年度
(表示：香港ドル)

	注記	2025年 香港ドル	2025年 円	2024年 香港ドル	2024年 円
収益	2	32,594,274	667,204,789	45,421,853	929,785,331
受取利息		3,165,143	64,790,477	3,159,756	64,680,205
為替差(損)/益		(71,146)	(1,456,359)	86,301	1,766,581
		35,688,271	730,538,907	48,667,910	996,232,118
その他の営業費用		(31,670,620)	(648,297,591)	(41,112,826)	(841,579,548)
税引前利益	3	4,017,651	82,241,316	7,555,084	154,652,569
法人税(費用)/税額控除	4(a)	(149,465)	(3,059,549)	1,635,514	33,478,972
当期利益および当期包括利益合計		3,868,186	79,181,767	9,190,598	188,131,541

11ページから27ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。当期利益に帰属する当社株主に支払われる配当金の詳細は、注記13に記載されている。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2025年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財政状態計算書

2025年12月31日現在

(表示: 香港ドル)

	注記	2025年 香港ドル	2025年 円	2024年 香港ドル	2024年 円
非流動資産					
繰延税金資産	4 (d)	1,497,588	30,655,626	1,647,053	33,715,175
流動資産					
売掛金およびその他の資産	7	1,066,406	21,829,331	5,494,418	112,470,736
現金および現金同等物	6	79,736,011	1,632,196,145	107,750,084	2,205,644,219
		80,802,417	1,654,025,476	113,244,502	2,318,114,956
流動負債					
買掛金および未払費用	8	10,692,364	218,872,691	47,152,100	965,203,487
		10,692,364	218,872,691	47,152,100	965,203,487
純流動資産		70,110,053	1,435,152,785	66,092,402	1,352,911,469
純資産		71,607,641	1,465,808,411	67,739,455	1,386,626,644
資本および剰余金					
株式資本	9 (a)	2,000,200	40,944,094	2,000,200	40,944,094
剰余金		69,607,441	1,424,864,317	65,739,255	1,345,682,550
資本合計		71,607,641	1,465,808,411	67,739,455	1,386,626,644

2026年4月23日に取締役会によって発行を承認、認可された。

)
 [署名])
) 取締役
 [署名])
)

11ページから27ページ(訳注: 原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2025年12月31日に終了した事業年度の財務書類

資本変動計算書

2025年12月31日に終了した事業年度

(表示：香港ドル)

	注記	株式資本 香港ドル	剰余金 香港ドル	合計 香港ドル
2024年1月1日現在残高		2,000,200	56,548,657	58,548,857
当期包括利益合計		-	9,190,598	9,190,598
2024年12月31日現在および2025年1月1日現在残高		2,000,200	65,739,255	67,739,455
当期包括利益合計		-	3,868,186	3,868,186
2025年12月31日現在残高		2,000,200	69,607,441	71,607,641

	注記	株式資本 円	剰余金 円	合計 円
2024年1月1日現在残高		40,944,094	1,157,551,009	1,198,495,103
当期包括利益合計		-	188,131,541	188,131,541
2024年12月31日現在および2025年1月1日現在残高		40,944,094	1,345,682,550	1,386,626,644
当期包括利益合計		-	79,181,767	79,181,767
2025年12月31日現在残高		40,944,094	1,424,864,317	1,465,808,411

11ページから27ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2025年12月31日に終了した事業年度の財務書類

キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日に終了した事業年度

(表示：香港ドル)

	注記	2025年 香港ドル	2025年 円	2024年 香港ドル	2024年 円
営業活動					
税引前利益		4,017,651	82,241,316	7,555,084	154,652,569
調整：					
受取利息		(3,165,143)	(64,790,477)	(3,159,756)	(64,680,205)
運転資本変動前営業活動による キャッシュ・フロー		852,508	17,450,839	4,395,328	89,972,364
売掛金およびその他の資産の減 少/(増加)		4,428,012	90,641,406	(489,207)	(10,014,067)
買掛金および未払費用の(減少)/ 増加		(36,459,736)	(746,330,796)	9,916,792	202,996,732
営業活動(に使用した)/から生じ た現金		(31,179,216)	(638,238,552)	13,822,913	282,955,029
香港法人税支払額		-	-	(139,680)	(2,859,250)
営業活動(に使用した)/から生じ た正味現金		(31,179,216)	(638,238,552)	13,683,233	280,095,780
投資活動					
利息受取額		3,165,143	64,790,477	3,159,756	64,680,205
投資活動から生じた正味現金		3,165,143	64,790,477	3,159,756	64,680,205
現金および現金同等物の純(減 少)/増加		(28,014,073)	(573,448,074)	16,842,989	344,775,985
1月1日現在の現金および現金同 等物		107,750,084	2,205,644,219	90,907,095	1,860,868,235
12月31日現在の現金および現金同 等物	6	79,736,011	1,632,196,145	107,750,084	2,205,644,219

11ページから27ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2025年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財務書類に対する注記

(表示：香港ドル)

1 重要性がある会計方針

(a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべてのHKFRS会計基準に準拠して作成されている。HKFRS会計基準とは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表した該当するすべての個々の香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、香港で一般に公正妥当と認められる会計原則ならびに香港会社法の適用要件を含む総称である。当社が適用した重要性がある会計方針は、以下に開示されている。

HKICPAは、当社の当会計期間に初度適用される、または早期適用が可能である、特定のHKFRS会計基準の修正を公表している。注記1(c)には、これらの変更の初度適用による会計方針の変更に関する情報が、本財務書類に反映される当会計期間および過年度の会計期間において当社に関連する範囲で記載されている。

(b) 財務書類作成の基礎

本財務書類の作成に用いている測定基準は、取得原価主義である。

当社は、当社に関連する原資産および状況の経済的実質を反映する機能通貨として香港ドルを選択している。別段の指示がない限り、すべての価額について香港ドル未満の位は四捨五入されている。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期間および将来の期間に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

(c) 会計方針の変更

複数の新しい基準が2025年1月1日から適用されるが、これらは当社の財務書類に重要な影響を与えるものではない。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金、手元現金、銀行およびその他の金融機関に対する要求払預金、ならびに取得時点から満期までの期間が3ヶ月以内であり、確定金額に容易に換金が可能で、かつ価格の変動リスクが小さい、短期で流動性の高い投資から構成される。

(e) 収益およびその他の収益

収益は、当社の通常の事業の過程において、サービスの提供から生じる収益として当社によって分類される。

当社は収益取引において本人であり、収益を総額で認識している。当社が本人として行動するか代理人として行動するかを決定するにあたっては、顧客に移転する前にサービスの支配を獲得しているかどうかを検討する。支配とは、サービスの使用を指図し、サービスからの残りの便益のほとんどすべてを獲得する当社の能力を指す。

収益は、サービスに対する支配が顧客に移転される場合、第三者のために回収された金額を除き、当社が権利を有すると予想される約束された対価の金額で認識される。

当社の収益およびその他の収益の認識基準の詳細は以下の通りである。

- 受取投資運用報酬は、該当するサービスが提供された時点で認識される。
- 受取利息は、金融資産の予想存続期間を通じた将来の見積現金受取額を、金融資産の帳簿価額総額まで正確に割り引く率を使用する実効金利法を用いて、発生した時点で認識される。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社に過去の事象の結果として発生した法的債務または推定債務があり、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性の高い見積りが可能な場合に認識される。貨幣の時間的価値が重要な場合、引当金は当該債務を決済するために予想される費用の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低い、または信頼性をもって金額を見積ることができない場合、当該債務は偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。発生可能性のある債務で、その存在が将来の1つまたは複数の事象が発生する、あるいは発生しないことによるのみ確認される場合もまた、偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。

(g) 売掛金およびその他の債権

債権は、当社が無条件で対価を受領する権利を有する場合に認識される。対価を受領する権利は、その対価の支払期限が到来するまでに時間の経過のみが必要な場合に無条件であるとされる。当社が対価を受領する無条件の権利を有する前に収益が認識された場合、その金額は契約資産として表示される。

重要な金融要素を含まない売掛金は当初、取引価格で測定される。重要な金融要素を含む売掛金およびその他の債権は当初、公正価値に取引費用を加えた金額で測定される。すべての債権は、その後、実効金利法を用いた償却原価で計上され、また以下のとおり算定された損失評価引当金を減額する。

損失評価引当金は、営業債権の予想存続期間にわたって発生が見込まれる全期間の予想信用損失（以下「ECL」という。）と同額で測定される。損失評価引当金は、当社の過去の信用損失実績に基づく引当マトリックスを用いて見積もられ、債務者に固有の要因および報告日現在の一般的な経済状況の現状と予測に関する評価によって調整される。

ECLは、各報告日において再測定され、その変動は損益における減損利得または減損損失として認識される。当社は、損失評価引当金勘定を通じて営業債権およびその他の債権の帳簿価額を調整し、減損利得または減損損失を認識する。

(h) 買掛金

買掛金およびその他の債務は当初、公正価値で認識される。当初認識後、買掛金およびその他の債務は償却原価で計上される。割引の影響が重要でない場合は債務額で計上される。

(i) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日現在の外国為替レートで香港ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間の期末時点の為替レートで香港ドルに換算される。為替差損益は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。

(j) 法人税

当期法人税は、当期税金費用および繰延税金資産の変動で構成される。当期税金費用および繰延税金資産の変動は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。ただし、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される項目に関連する場合には、法人税のうちの該当する金額がそれぞれ、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される。

当期税金費用は、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用した、当期の課税所得に係る予想未払税額および過年度の未払税金に対する調整額である。

繰延税金資産は、資産および負債の財務報告上の帳簿価額と課税基準の差額である、減算一時差異から発生する。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも発生する。資産および負債の当初認識時から発生する差額を除き、すべての繰延税金資産は、当該資産が利用できる将来の課税所得の実現可能性が高い場合に限り認識される。

繰延税金の認識額は、当該資産および負債の帳簿価額の実現または決済において予想される方法に基づき、実現もしくは決済される期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用して測定される。繰延税金資産は割り引かれない。

当期税金残高および繰延税金残高ならびにその変動は、それぞれ個別に表示され、相殺されない。当社が当期税金資産を当期税金負債と相殺する法的強制力のある権利を有する場合に限り、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。相殺の原則は通常、同一の税務当局が同一の課税企業に課す法人税に対して適用される。

(k) 関連当事者

(a) 個人または当該個人の近親者は、当該個人が次のいずれかに該当する場合には、当社と関連がある。

- () 当社に対する支配または共同支配を有している。
- () 当社に対する重要な影響力を有している。あるいは
- () 当社または当社の親会社の経営幹部の一員である。

(b) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、当社と関連がある。

- () 当該企業および当社が同一のグループの一員である(これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している)。
- () 一方の企業が、他方の企業の関連会社または共同支配企業(あるいは他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社または共同支配企業)である。
- () 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
- () 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
- () 当該企業が当社または当社と関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。
- () 当該企業が(a)に示した個人に支配または共同支配されている。
- () (a)()に示した個人が当該企業に重要な影響力を有しているか、あるいは当該企業(または当該企業の親会社)の経営幹部の一員である。

() 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、当社または当社の親会社に経営幹部サービスを提供する。

個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与えるか、または影響されると予想される親族の一員のことである。

2 収益

当社の主たる事業は、投資運用サービスの提供である。

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
H K F R S 第15号の範囲に含まれる顧客との契約から生じる収益		
受取投資運用報酬	32,594,274	45,421,853

3 税引前利益

税引前利益は、以下の費用が計上後の金額で計上されている。

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
支払管理報酬	13,088,010	15,115,231
支払サブ・マネージャー報酬	11,330,466	15,653,675
弁護士および専門家報酬	4,836,177	7,266,517
監査報酬	540,764	565,410
保管費用	220,495	55,733
その他	1,654,708	2,456,260

4 法人税

(a) 純損益およびその他の包括利益計算書に係る法人税は以下の通りである。

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
当期税金費用 - 香港法人税		
過年度に係る超過引当金	-	-
当期の香港法人税に対する未払税金	-	-
	-	-
繰延税金		
一時差異の発生および解消	149,465	(1,635,514)
	149,465	(1,635,514)

2025年の香港法人税に対する未払税金は、当期の見積課税所得の16.5% (2024年：16.5%) で計算されている。

(b) 純損益に計上された法人税と適用税率に基づく会計上の利益の調整：

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
税引前利益	4,017,651	7,555,084
税率16.5% (2024年：16.5%) での税引前利益に係る想定税額	662,913	1,246,589
非課税所得および損金不算入損失の税効果	(513,448)	(534,703)
過年度発生した税務上の欠損金に対する繰延税金資産の認識	-	(2,347,400)
法人税借方計上額 / (貸方計上額)	149,465	(1,635,514)

(c) 繰延税金資産認識額：

財政状態計算書において認識される繰延税金資産の内訳および当期における変動は、以下の通りである。

	減価償却限度超過額 香港ドル	税務上の欠損金 香港ドル	合計 香港ドル
2024年1月1日現在	11,539	-	11,539
純損益およびその他の包括利益計算書への (借方) / 貸方計上額	(1,390)	1,636,904	1,635,514
2024年12月31日現在	10,149	1,636,904	1,647,053
2025年1月1日現在	10,149	1,636,904	1,647,053
純損益およびその他の包括利益計算書への 借方計上額	(1,204)	(148,261)	(149,465)
2025年12月31日現在	8,945	1,488,643	1,497,588

2025年12月31日現在、未認識の重要な繰延税金資産または繰延税金負債はない(2024年：なし)。

5 取締役の報酬

香港会社法の第383条(1)および社内規定のパート2(取締役の給付に関する情報の開示)に準拠して開示される取締役の報酬は以下の通りである。

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
取締役の報酬	-	-
給与、手当および現物給付	329,383	350,255
変動賞与	205,320	166,281
株式報酬	36,924	23,386
退職制度への拠出額	16,172	17,472
退職後給付	-	-
	587,799	557,394

6 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、以下から構成される。

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
当座預金	79,736,011	107,750,084

7 売掛金およびその他の資産

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
未収投資運用報酬	969,649	1,912,474
未収弁護士および専門家報酬	95,859	158,299
その他	898	3,423,645
	1,066,406	5,494,418

上記の未収報酬はすべて、当社が運用するファンドから支払われる。すべての未収報酬は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

8 買掛金および未払費用

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
未払弁護士および専門家報酬	1,787,391	903,915
グループ内未払金	8,364,209	45,712,774
監査報酬	540,764	535,411
	10,692,364	47,152,100

すべての買掛金および未払費用は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

9 株式資本

(a) 発行済株式資本

	2025年		2024年	
	株数	金額 香港ドル	株数	金額 香港ドル
発行済、全額払込済普通株式：				
1月1日および12月31日現在	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

香港会社法の第135条に準拠して、当社の普通株式は無額面株式である。

普通株式の株主には、折々に宣言される配当を受け取る権利があり、当社の株主総会において1株につき1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残存資産に関して同等に位置づけられている。

(b) 資本管理

資本管理における当社の主たる目的は、継続企業として存続する当社の能力を保護することである。当社はある大規模なグループの一部であるため、当社の追加資本の源泉および余剰資金の分配に関する方針は、当該グループの資本管理目的の影響も受けることがある。

当社は、資本のすべての構成要素を含めて「資本」として定義している。この基準において、2025年12月31日現在の資本金額は71,607,641香港ドル(2024年：67,739,455香港ドル)であった。

当社の資本構造は、当社が所属するグループの資本管理の方策に配慮して定期的に見直され、管理されている。当社の資本構造の調整は、当社またはグループに影響を及ぼす経済環境の変化を考慮し、当社に対する取締役会の忠実義務または香港会社法の要件と矛盾しない範囲で行われる。

取締役会による当社の資本構造の見直しの結果は、配当が宣言される場合に、配当水準を決定するための基準として使用される。

証券先物法に基づき登録された認可企業として、当社は証券先物(金融資源)規則(以下「FRR」という。)の資本規制の対象にもなっている。流動資本の最低必要額は、100,000香港ドルとFRRで定められた必要流動資本のいずれか高い方である。当社は、FRRの要件を遵守していることを日次ベースでモニターしている。当期中、当社は常にFRRの要件を遵守していた。

10 重要性がある関連当事者取引

本財務書類において別途開示されている取引の他、当社は、通常の営業過程において関連当事者と以下の取引を行った。

(a) 財政状態計算書

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
資産		
売掛金およびその他の資産	262	3,442,228
現金および現金同等物	79,736,011	107,750,084
負債		
買掛金および未払費用	8,364,209	45,712,775

(b) 収益および費用

	注記	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
収益			
受取投資運用報酬	()	32,594,274	45,421,853
受取利息		3,165,143	3,159,756
費用			
支払サブ・マネージャー報酬	()	(13,088,010)	(15,653,675)
支払管理報酬	()	(11,330,466)	(15,115,231)

当社は当期において以下のファンドのファンド・マネージャーである。

- グローバル・バランス・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ25」という。)
- 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ27」という。)
- トレジャーリー・プレミアム・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ28」という。)
- トレジャーリー・プレミアム・プラス ファンド(以下「ファンド・シリーズ31」という。)
- JGBアセット・スワップ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ36」という。)
- 日経225連動イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ37」という。)
- チャイナ・ホンコン・エクイティ・オポチュニティーズ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ39」という。)(2025年11月11日に償還)
- フレキシベータ・ファンド(V T 5 ディフェンシブおよびV T 10 アクティブ)(以下「ファンド・シリーズ43」という。)
- 米ドル建てシティグループ・ノート・リターン・リファリング・ザ・ハイ・ウォーターマーク・オブ・グローバル・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド(以下「ファンド・シリーズ44」という。)(2025年1月23日に償還)

- グローバル・マルチ・セマティック・エクイティ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ45」という。)
(2025年11月11日に償還)
- 米国エクイティ・イントラデイ・モメンタム・ファンド(以下「ファンド・シリーズ46」という。)(2025年11月12日に償還)
- アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド(以下「ファンド・シリーズ47」という。)
- 日経225ベア・イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ49」という。)(2025年10月6日に償還)
- 米国大型株イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ50」という。)
- 米国大型株ベア・イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ52」という。)
- シティグループ社債 償還時目標設定型ファンド2203(以下「ファンド・シリーズ53」という。)
- シティグループ社債 償還時目標設定型ファンド(以下「ファンド・シリーズ54」という。)
- 米国財務省中期証券ベア・イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ55」という。)
- 米国T B Aベア・イントラデイ・ファンド・シリーズ1(以下「ファンド・シリーズ56」という。)(2025年1月7日に償還)
- シティグループ社債 / 満期時目標設定型ファンド(以下「ファンド・シリーズ57」という。)
- J P Y ・ I Rベア・イントラデイ・ファンド・シリーズ2(以下「ファンド・シリーズ59」という。)
- シティグループ社債 / 償還時指数連動型ファンド(以下「ファンド・シリーズ60」という。)
- J G Bベア・イントラデイ・ファンド・シリーズ1(以下「ファンド・シリーズ62」という。)
- C F I M米国マーケット・ストラテジー・ファンド(以下「ファンド・シリーズ65」という。)(2025年5月2日に設定)
- C G M Y Lインデックス・ターゲット・ボラティリティ・ファンド2012(S P)(以下「C G M Y L」という。)

() 当社は、当社の管理下にある以下のファンドから、報酬を受け取る権利を有している。

受取投資運用 / 助言報酬

ファンド・シリーズ25、27、28、31、36、37、39、43、44、45、46、47、49、50、52、53、54、55、56、57、59、60、62、65およびC G M Y Lの受取投資運用報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.01%から0.50%で計算される。

() 当社とシリーズ39、45、57および65のサブ・マネージャーとの間で締結されたサブ・マネジメント契約に従い、支払サブ・マネージャー報酬が、受取管理報酬総額のそれぞれ55%、55%、70%および48%で算定され、サブ・マネージャーに支払われる。2025年12月31日現在においてシリーズ39、45、57および65のサブ・マネージャーに支払われた支払サブ・マネージャー報酬総額は、11,330,466香港ドル(2024年:15,653,675香港ドル)であった。

() 支払管理報酬

当社は、当社に付帯的な販売サポート・サービスを提供している兄弟会社に管理報酬を支払った。

(c) 経営幹部の報酬

注記5に開示されている取締役の報酬以外に、その他の主要経営幹部の報酬はない。

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
経営幹部の報酬	587,799	557,394

特定の経営幹部に対する報酬の開示金額が、シティグループ内の兄弟会社(以下「グループ会社」という。)によって支払われた。当社は、経営幹部の役務の提供についてグループ会社を直接補償しなかった。

11 金融リスク管理

信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクならびに為替リスクに対するエクスポージャーは、当社の通常の営業過程において生じる。これらのリスクは、下記の当社の財務管理方針および施策によって管理されている。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主に兄弟会社の銀行に保有されている現金および現金同等物、当社の投資運用活動により生じる未収報酬に起因する。経営陣は、信用方針を整備しており、信用リスクのエクスポージャーを継続的にモニターしている。

未収運用報酬は定期的に見直され、定期的なスケジュールで決済される。兄弟会社に対する債権については、経営陣は、グループ会社に預け入れている金融資産の不履行リスクは僅少であると考えている。

信用リスクの最大エクスポージャーは、報告期間の期末時点の当該金融資産の帳簿価額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社の流動性リスク管理プロセスは、シティグループおよびシティグループ・ネットワーク全体のブローカー・ディーラーの流動性および資金調達プロセスならびに流動性監視フレームワークに統合されている。シティグループの方針では、シティグループおよびシティグループ・ネットワーク全体のブローカー・ディーラーは、強固な流動性ポジションを維持し、予想および予想外の現在および将来のキャッシュ・フローと担保のニーズの両方を満たすのに十分なキャッシュ・フローを確保する必要がある。

2025年および2024年12月31日現在、すべての金融負債は1年以内に満期が到来するか、または、要求に応じて返済される。金融負債の最も早い契約上の決済日の詳細は、注記8に開示されている。

(c) 金利リスク

金利リスクとは、金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが市場金利の変動により変動するリスクを指す。当社は、財務書類において公正価値で測定される定期預金を保有していない。当社は、2025年および2024年に当社が現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲でのみ、金利リスクにさらされていたが、これは重要性が低いと考えられる。

(d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動が金融商品の価値に影響を与える可能性によって生じる。

為替リスクのエクスポージャーを最小化するため、経営陣は、相殺が必要な外貨を直物レートで売買することにより正味エクスポージャーが許容水準に保たれることを確認している。

() 為替リスクに対するエクスポージャー

当社の機能通貨以外の通貨建である資産および負債の認識額から生じた為替リスクに対する、当社の報告期間の期末時点のエクスポージャーの詳細は以下の表の通りである。

	2025年			
	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当	その他の通貨建 香港ドル相当
売掛金およびその他の資産	-	599,836	465,939	734
現金および現金同等物	97	3,223,593	7,734,640	-
買掛金および未払費用	-	(2,047,686)	(7,907,673)	(45,333)
正味エクスポージャー	97	1,775,743	292,906	(44,599)

	2024年			
	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当	その他の通貨建 香港ドル相当
売掛金およびその他の資産	-	716,907	1,347,800	734
現金および現金同等物	90	2,536,549	48,262,829	-
買掛金および未払費用	-	(1,653,637)	(44,756,942)	1
正味エクスポージャー	90	1,599,819	4,853,687	735

() 感応度分析

以下の表は、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合に、報告期間の期末時点で当社が多額のエクスポージャーを有している為替レートが同日に変更された場合に生じると考えられる当社の税引前利益の瞬時的な変動を表している。

		2025年		2024年	
		為替レートの上昇/(下落)	税引前利益の増加/(減少) 香港ドル	為替レートの上昇/(下落)	税引前利益の増加/(減少) 香港ドル
豪ドル	最大	6.05%	6	5.06%	5
	最小	-	-	-	-
日本円	最大	8.50%	150,938	11.34%	181,419
	最小	-	-	-	-
ユーロ	最大	-	-	2.31%	17
	最小	(2.13)%	948	(0.59)%	(4)

香港ドルは米ドルに対するペッグ制が施行されているため、当社は米ドルと香港ドルの為替レート変動のリスクは重要ではないと考えている。

感応度分析では、為替レートの変動が、報告期間の期末時点で為替リスクのある当社保有の金融商品の再測定に適用されたと仮定し、機能通貨以外の通貨建である内部取引による債権債務を含めている。感応度分析は、2024年と同じ基準で実施されている。

(e) 金融資産および負債の公正価値

金融資産および負債の公正価値は、2025年12月31日および2024年12月31日現在の財政状態計算書の帳簿価額と大きな相違はないと考えられる。

12 直接および最終的な持株会社

2025年12月31日現在、取締役会は、当社の直接の親会社は、香港で設立されたシティグループ・グローバル・マーケット・ホンコン・ホールディングス・リミテッドであるとしている。同社は財務書類を作成しているが、公衆の閲覧に供されていない。2025年12月31日現在の当社の最終的な持株会社は、米国で設立されたシティグループ・インクであるとされる。シティグループ・インクは米国で一般に認められる会計原則に基づき連結財務書類を作成しており、公衆の閲覧に供されている。

13 公表されているが2025年12月31日に終了した事業年度において未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HKICPAは2025年12月31日に終了した事業年度において未発効で、本財務書類に適用されていない、複数の新規または修正基準を公表した。本変更には、当社に関連する可能性がある以下が含まれている。

以下の日付以降に開始する
会計期間より適用

HKFRS第9号の修正「金融商品」およびHKFRS第7号の修正「金融商品：開示 - 自然依存電力を参照する契約」	2026年1月1日
HKFRS第9号の修正「金融商品」およびHKFRS第7号の修正「金融商品：開示 - 金融商品の分類および測定に関する修正」	2026年1月1日
HKFRS会計基準の年次改善 - 第11集	2026年1月1日
HKFRS第18号「財務諸表における表示および開示」	2027年1月1日
HKFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」	2027年1月1日

当社は、これらの修正が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。これまでのところ、以下を除き、これらの修正の適用が本財務書類に重要な影響を及ぼす可能性は低いと考えている。

HKFRS第18号「財務諸表における表示および開示」

HKFRS第18号は、HKAS第1号「財務諸表の表示」に代わるものであり、企業の財務諸表に関する情報の透明性および比較可能性の向上を目的とするものである。HKFRS第18号は、2027年1月1日以降に開始する年次報告期間から適用され、遡及適用される。

その他の変更点として、HKFRS第18号の下では、企業は損益計算書においてすべての収益および費用を、営業活動、投資活動、財務活動、法人所得税等および非継続事業の5つの区分に分類することが求められる。また、企業は財務諸表の単一の注記において、経営者が定義した業績指標に関する具体的な開示を行うことが求められる。

当社はHKFRS第18号を早期適用する予定はなく、現在も同基準の適用による影響を評価中である。

[次へ](#)

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

**Statement of profit or loss and other comprehensive income
for the year ended 31 December 2025**
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2025 \$	2024 \$
Revenue	2	32,594,274	45,421,853
Interest income		3,165,143	3,159,756
Foreign exchange (loss)/ gain		(71,146)	86,301
		<u>35,688,271</u>	<u>48,667,910</u>
Other operating expenses		<u>(31,670,620)</u>	<u>(41,112,826)</u>
Profit before taxation	3	4,017,651	7,555,084
Income tax (expense)/ credit	4(a)	<u>(149,465)</u>	<u>1,635,514</u>
Profit and total comprehensive income for the year		<u>3,868,186</u>	<u>9,190,598</u>

The notes on pages 11 to 27 form part of these financial statements. Details of dividends paid to equity shareholders of the Company attributable to the profit for the year are set out in note 13.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025Statement of financial position as at 31 December 2025
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2025 \$	2024 \$
Non-current assets			
Deferred tax assets	4(d)	<u>1,497,588</u>	<u>1,647,053</u>
Current assets			
Accounts receivable and other assets	7	1,066,406	5,494,418
Cash and cash equivalents	6	<u>79,736,011</u>	<u>107,750,084</u>
		<u>80,802,417</u>	<u>113,244,502</u>
Current liabilities			
Accounts payable and accrued expenses	8	<u>10,692,364</u>	<u>47,152,100</u>
		<u>10,692,364</u>	<u>47,152,100</u>
Net current assets		<u>70,110,053</u>	<u>66,092,402</u>
NET ASSETS		<u>71,607,641</u>	<u>67,739,455</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Share capital	9(a)	2,000,200	2,000,200
Reserves		<u>69,607,441</u>	<u>65,739,255</u>
TOTAL EQUITY		<u>71,607,641</u>	<u>67,739,455</u>

Approved and authorised for issue by the board of directors on **23 APR 2026**


)
)
) Directors
)

The notes on pages 11 to 27 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025Statement of changes in equity
for the year ended 31 December 2025

(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Note</i>	<i>Share capital \$</i>	<i>Retained profits \$</i>	<i>Total \$</i>
Balance at 1 January 2024		2,000,200	56,548,657	58,548,857
Total comprehensive income for the year		-	9,190,598	9,190,598
Balance at 31 December 2024 and 1 January 2025		2,000,200	65,739,255	67,739,455
Total comprehensive income for the year		-	3,868,186	3,868,186
Balance at 31 December 2025		2,000,200	69,607,441	71,607,641

The notes on pages 11 to 27 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

Statement of cash flows
for the year ended 31 December 2025
(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Note</i>	2025 \$	2024 \$
Operating activities			
Profit before taxation		4,017,651	7,555,084
Adjustment for:			
Interest income		(3,165,143)	(3,159,756)
Operating cashflow before changes in working capital		852,508	4,395,328
Decrease/ (increase) in accounts receivable and other assets		4,428,012	(489,207)
(Decrease)/ increase in accounts payable and accrued expenses		(36,459,736)	9,916,792
Cash (used in)/ generated from operating activities		(31,179,216)	13,822,913
Hong Kong Profits Tax paid		-	(139,680)
Net cash (used in)/ generated from operating activities		(31,179,216)	13,683,233
Investing activities			
Interest received		3,165,143	3,159,756
Net cash generated from investing activities		3,165,143	3,159,756
Net (decrease)/ increase in cash and cash equivalents		(28,014,073)	16,842,989
Cash and cash equivalents at 1 January		107,750,084	90,907,095
Cash and cash equivalents at 31 December	6	79,736,011	107,750,084

The notes on pages 11 to 27 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

Notes to the financial statements

(Expressed in Hong Kong dollars)

1 Material accounting policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable HKFRS Accounting Standards, which collective term includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"), accounting principles generally accepted in Hong Kong and the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. Material accounting policies adopted by the Company are disclosed below.

The HKICPA has issued certain amendments to HKFRS Accounting Standards that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Company. Note 1(c) provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Company for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

(b) Basis of preparation of the financial statements

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The Company has chosen Hong Kong dollars as its functional currency which reflects the economic substance of the underlying assets and circumstances relevant to the Company. All values are rounded to the nearest Hong Kong dollar, unless otherwise indicated.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

1 Material accounting policies (continued)

(c) Changes in accounting policies

A number of new standards are effective from 1 January 2025 but they do not have a material effect on the Company's financial statements.

(d) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand, demand deposits with banks and other financial institutions, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) Revenue and other income

Income is classified by the Company as revenue when it arises from the provision of services in the ordinary course of the Company's business.

The Company is the principal for its revenue transactions and recognises revenue on a gross basis. In determining whether the Company acts as a principal or as an agent, it considers whether it obtains control of the services before they are transferred to the customers. Control refers to the Company's ability to direct the use of and obtain substantially all of the remaining benefits from the services.

Revenue is recognised when control over service is transferred to the customer, at the amount of promised consideration to which the Company is expected to be entitled, excluding those amounts collected on behalf of third parties.

Further details of the Company's revenue and other income recognition policies are as follows:

- Investment management fee income is recognised when the relevant services have been rendered.
- Interest income is recognised as it accrues using the effective interest method using the rate that exactly discounts estimated future cash receipts through the expected life of the financial asset to the gross carrying amount of the financial asset.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

1 Material accounting policies (continued)

(f) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events, are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) Accounts and other receivables

A receivable is recognised when the Company has an unconditional right to receive consideration. A right to receive consideration is unconditional if only the passage of time is required before payment of that consideration is due. If revenue has been recognised before the Company has an unconditional right to receive consideration, the amount is presented as a contract asset.

Accounts receivable that do not contain a significant financing component are initially measured at their transaction price. Accounts receivable that contain a significant financing component and other receivables are initially measured at fair value plus transaction costs. All receivables are subsequently stated at amortised cost, using the effective interest method and including an allowance for credit losses as determined below:

The loss allowance is measured at an amount equal to lifetime expected credit losses (ECLs), which are those losses that are expected to occur over the expected life of the trade receivables. The loss allowance is estimated using a provision matrix based on the Company's historical credit loss experience, adjusted for factors that are specific to the debtors and an assessment of both the current and forecast general economic conditions at the reporting date.

ECLs are remeasured at each reporting date with any changes recognised as an impairment gain or loss in profit or loss. The Company recognises an impairment gain or loss with a corresponding adjustment to the carrying amount of trade and other receivable through a loss allowance account.

(h) Accounts payable

Account and other payables are initially recognised at fair value. Subsequent to initial recognition, account and other payables are stated at amortised cost unless the effect of discounting would be immaterial, in which case they are stated at invoice amounts.

Citygroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

1 Material accounting policies (continued)

(i) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into Hong Kong dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Hong Kong dollars at the exchange rates ruling at the end of reporting period. Exchange gains and losses are recognised in statement of profit or loss and other comprehensive income.

(j) Income tax

Income tax for the year comprises current tax and movements in deferred tax assets. Current tax and movements in deferred tax assets are recognised in the statement of profit or loss except to the extent that they relate to items recognised in other comprehensive income or directly in equity, in which case the relevant amounts of tax are recognised in other comprehensive income or directly in equity, respectively.

Current tax is the expected tax payable on the taxable income for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of the reporting period, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax assets arise from deductible temporary differences, being the differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the tax bases. Deferred tax assets also arise from unused tax losses and unused tax credits. Apart from differences which arise on initial recognition of assets and liabilities, all deferred tax assets to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the asset can be utilised, are recognised.

The amount of deferred tax recognised is measured based on the expected manner of realisation or settlement of the carrying amount of the assets and liabilities, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of reporting period. Deferred tax assets are not discounted.

Current tax balances and deferred tax balances, and movements therein, are presented separately from each other and are not offset. Current tax assets are offset against current tax liabilities, and deferred tax assets against deferred tax liabilities if, and only if, the Company has the legally enforceable right to set off current tax assets against current tax liabilities. The principle of offsetting usually applies to income tax levied by the same tax authority on the same taxable entity.

(k) Related parties

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
- (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

1 Material accounting policies (continued)

- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
- (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
 - (viii) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the Company's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

2 Revenue

The principal activity of the Company is the provision of investment management services.

	2025	2024
	\$	\$
Revenue from contracts with customers within the scope of HKFRS 15		
Investment management fee income	<u>32,594,274</u>	<u>45,421,853</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025**3 Profit before taxation**

Profit before taxation is arrived at after charging:

	2025	2024
	\$	\$
Management fee expenses	13,088,010	15,115,231
Sub-manager fee expenses	11,330,466	15,653,675
Legal and professional fee	4,836,177	7,266,517
Auditors' remuneration	540,764	565,410
Custody expenses	220,495	55,733
Others	1,654,708	2,456,260
	<u>13,620,510</u>	<u>31,072,826</u>

4 Income tax**(a) Income tax in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:**

	2025	2024
	\$	\$
Current tax - Hong Kong Profits Tax		
Over-provision in respect of the prior years	-	-
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	-	-
	<u>-</u>	<u>-</u>
Deferred tax		
Origination and reversal of temporary differences	149,465	(1,635,514)
	<u>149,465</u>	<u>(1,635,514)</u>

The provision for Hong Kong Profits Tax for 2025 is calculated at 16.5% (2024: 16.5%) of the estimated assessable profits for the year.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025**4 Income tax (continued)****(b) Reconciliation between income tax charged to profit or loss and accounting profit at applicable tax rates:**

	2025 \$	2024 \$
Profit before taxation	<u>4,017,651</u>	<u>7,555,084</u>
Notional tax on profit before taxation at 16.5% (2024: 16.5%)	662,913	1,246,589
Tax effect of non-taxable income and non-deductible loss	(513,448)	(534,703)
Recognition of deferred tax assets on prior year tax losses	<u>-</u>	<u>(2,347,400)</u>
Actual tax expense/ (credit)	<u>149,465</u>	<u>(1,635,514)</u>

(c) Deferred tax assets recognised:

The components of deferred tax assets recognised in the statement of financial position and the movements during the year are as follows:

	<i>Depreciation in excess of the related depreciation allowances</i> \$	<i>Tax loss</i> \$	<i>Total</i> \$
At 1 January 2024	11,539	-	11,539
(Charged)/credited to statement of profit or loss and other comprehensive income	(1,390)	1,636,904	1,635,514
At 31 December 2024	<u>10,149</u>	<u>1,636,904</u>	<u>1,647,053</u>
At 1 January 2025	10,149	1,636,904	1,647,053
Charged to statement of profit or loss and other comprehensive income	(1,204)	(148,261)	(149,465)
At 31 December 2025	<u>8,945</u>	<u>1,488,643</u>	<u>1,497,588</u>

As at 31 December 2025, there is no significant deferred tax asset or liability not provided for (2024: \$Nil).

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

5 Directors' emoluments

Directors' emoluments disclosed pursuant to section 383(1) of the Hong Kong Companies Ordinance and Part 2 of the Companies (Disclosure of Information about Benefits of Directors) Regulations are as follows:

	2025	2024
	\$	\$
Directors' fees	-	-
Salaries, allowances and benefits in kind	329,383	350,255
Discretionary bonuses	205,320	166,281
Share based payments	36,924	23,386
Retirement scheme contributions	16,172	17,472
Post-employment benefits	-	-
	<u>587,799</u>	<u>557,394</u>

6 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise:

	2025	2024
	\$	\$
Cash at bank	<u>79,736,011</u>	<u>107,750,084</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

7 Accounts receivable and other assets

	2025	2024
	\$	\$
Investment management fee receivable	969,649	1,912,474
Legal and professional fee receivable	95,859	158,299
Others	898	3,423,645
	<u>1,066,406</u>	<u>5,494,418</u>

All of the above fee receivables are due from funds managed by the Company. All the fee receivables are interest-free, unsecured and expected to be settled within three months.

8 Accounts payable and accrued expenses

	2025	2024
	\$	\$
Legal and professional fee payable	1,787,391	903,915
Intercompany payable	8,364,209	45,712,774
Audit fee	540,764	535,411
	<u>10,692,364</u>	<u>47,152,100</u>

All accounts payable and accrued charges are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

9 Share capital

(a) Issued share capital

	2025		2024	
	No. of shares	Amount \$	No. of shares	Amount \$
Ordinary shares, issued and fully paid:				
At 1 January and 31 December	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

In accordance with section 135 of the Hong Kong Companies Ordinance, the ordinary shares of the Company do not have a par value.

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objective when managing capital is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives.

The Company defines "capital" as including all components of equity. On this basis the amount of capital employed at 31 December 2025 was \$71,607,641 (2024: \$67,739,455).

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company or the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance.

The results of the directors' review of the Company's capital structure are used as a basis for the determination of the level of dividends, if any, that are declared.

As a licensed corporation registered under the Securities and Futures Ordinance, the Company is also subject to the capital requirements of the Securities and Futures (Financial Resources) Rules ("FRR"). The minimum liquid capital requirement is the higher of \$100,000 and the variable required liquid capital as defined in the FRR. The Company monitors its compliance with the requirements of the FRR on a daily basis. The Company complied with the requirements of the FRR at all times during the year.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025**10 Material related party transactions**

In addition to those disclosed elsewhere in the financial statements, the Company had transactions in the normal course of business with related parties as follows:

(a) Statement of financial position

	2025 \$	2024 \$
Assets		
Accounts receivable and other assets	262	3,442,228
Cash and cash equivalents	<u>79,736,011</u>	<u>107,750,084</u>
Liabilities		
Accounts payable and accrued expenses	<u>8,364,209</u>	<u>45,712,775</u>

(b) Income and expenses

	Note	2025 \$	2024 \$
Income			
Investment management fee income	(i)	32,594,274	45,421,853
Interest income		3,165,143	3,159,756
Expenses			
Sub-manager fee expenses	(ii)	(13,088,010)	(15,653,675)
Management fee expenses	(iii)	<u>(11,330,466)</u>	<u>(15,115,231)</u>

The Company is the fund manager of the following funds during the year:

- Global Balance Plus Fund ("Fund Series 25")
- US Focused Growth Equity Foreign Currency Series ("Fund Series 27")
- Treasury Premium Plus Fund ("Fund Series 28")
- Treasury Premium Plus II Fund ("Fund Series 31")
- JGB Asset Swap Fund ("Fund Series 36")
- Nikkei 225 Intraday Fund ("Fund Series 37")
- China Hong Kong Equity Opportunities Fund ("Fund Series 39") (Terminated on 11 November 2025)

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

10 Material related party transactions (continued)

- Flexibeta Fund (VT5 Defensive and VT10 Active) ("Fund Series 43")
- USD Denominated Citigroup Note, Return Referring the High Watermark of Global Multi Asset Strategy Fund ("Fund Series 44") (Terminated on 23 January 2025)
- Global Multi-Thematic Equity Fund ("Fund Series 45") (Terminated on 11 November 2025)
- US Equity Intraday Momentum Fund ("Fund Series 46") (Terminated on 12 November 2025)
- Algebris Financial Hybrid Securities Fund ("Fund Series 47")
- Nikkei 225 Bear Intraday Fund ("Fund Series 49") (Terminated on 6 October 2025)
- US Large Cap Equity Intraday Fund ("Fund Series 50")
- US Large Cap Equity Bear Intraday Fund ("Fund Series 52")
- Citigroup Note Target Setting at Maturity Fund 2203 ("Fund Series 53")
- Citigroup Note Target Setting at Maturity Fund ("Fund Series 54")
- US T-Note Bear Intraday Fund ("Fund Series 55")
- US TBA Bear Intraday Fund Series 1 ("Fund Series 56") (Terminated on 7 January 2025)
- Citigroup Note - Target Setting at Termination Fund ("Fund Series 57")
- JPY IR Bear Intraday Fund Series 2 ("Fund Series 59")
- Citigroup Note - Index Linked Maturity Fund ("Fund Series 60")
- JGB Bear Intraday Fund Series 1 ("Fund Series 62")
- CFIM US Market Strategy Fund ("Fund Series 65") (Launched on 2 May 2025)
- CGMYL Index Target Volatility Fund 2012 (SP) ("CGMYL")

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025**10 Material related party transactions (continued)**

- (i) The Company is entitled to fee income from the following funds under its management:

Investment management/advisory fee income

For Fund Series 25, 27, 28, 31, 36, 37, 39, 43, 44, 45, 46, 47, 49, 50, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 59, 60, 62, 65 and CGMYL, fees are calculated at 0.01% to 0.50% per annum of the net asset value of the funds.

- (ii) Pursuant to the sub-management agreement signed between the Company and the sub-managers for Series 39, 45, 57 and 65, the sub-managers' fee expenses are payable to the sub-managers calculated at 55%, 55%, 70% and 48% respectively of the gross management fee income received. The total sub-managers' fee expenses paid to the sub-managers for Series 39, 45, 57 and 65 as at 31 December 2025 amounted to \$ 11,330,466 (2024: \$15,653,675).

- (iii) Management fee expenses

The Company paid management fee expenses to fellow subsidiaries, which provided ancillary sale support services to the Company.

(c) Key management personnel emoluments

Besides the directors' emoluments disclosed in note 5, there is no other key management personnel emoluments.

	2025	2024
	\$	\$
Amounts disclosed include emoluments totalling	587,799	557,394

Amounts disclosed emoluments to certain key management personnel were paid by fellow subsidiaries within Citigroup ("group companies"). The Company did not directly reimburse the group companies for the service provided.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

11 Financial risk management

Exposure to credit, liquidity and interest rate risks and foreign currency risk arise in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to cash and cash equivalents held at a fellow subsidiary bank and outstanding fees receivable arising from the Company's investment management activities. Management has a credit policy in place and exposure to credit risks is monitored on an ongoing basis.

Management fee receivables are regularly reviewed and settled on a regular schedule. For the balance due from fellow subsidiaries, management considers the default risk of the financial assets placed with the group companies to be remote.

The maximum exposure to credit risk is equal to the carrying amount of these financial assets as of the end of the reporting period.

(b) Liquidity risk

The Company's liquidity risk management process is integrated into the liquidity and funding process and liquidity monitoring framework of Citigroup and broker dealers across the Citigroup network. Citigroup policy requires Citigroup and broker dealers across the Citigroup network to maintain a strong liquidity position and ensure sufficient cash flows to meet both expected and unexpected current and future cash flow and collateral needs.

At 31 December 2025 and 2024, all financial liabilities mature within one year or are repayable on demand. Details of the earliest contractual settlement dates of the financial liabilities are disclosed in notes 8.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025**11 Financial risk management (continued)****(c) Interest rate risk**

Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates. The Company does not hold any fixed rate deposits which are measured at fair value in the financial statements. The Company was exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents in 2025 and 2024 which is considered to be insignificant.

(d) Currency risk

Currency risk arises from the possibility that changes in foreign exchange rate will impact the value of financial instruments.

To minimise the exposures to foreign currency risk, management ensures that the net exposure is kept at an acceptable level by buying or selling foreign currencies at spot rates where necessary to cover the foreign currencies.

(i) Exposure to currency risk

The following table details the Company's exposure at the end of the reporting period to currency risk arising from recognised assets or liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company to which they relate.

	2025				2024			
	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent	Other Currencies HKD equivalent	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent	Other Currencies HKD equivalent
Accounts receivable and other assets	-	599,836	465,939	734	-	716,907	1,347,800	734
Cash and cash equivalents	97	3,223,593	7,734,640	-	90	2,536,549	49,262,829	-
Accounts payable and accrued expenses	-	(2,047,686)	(7,907,673)	(45,333)	-	(1,653,637)	(44,756,942)	1
Overall net exposure	97	1,775,743	292,906	(44,599)	90	1,599,819	4,853,687	735

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025**11 Financial risk management (continued)****(ii) Sensitivity analysis**

The following table indicates the instantaneous change on the Company's profit before tax that would arise if foreign exchange rate to which the Company has significant exposure at the end of reporting period had changed at that date, assuming all other risk variables remained constant.

		2025		2024	
		Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %	Increase/ (decrease) on profit before tax \$	Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %	Increase/ (decrease) on profit before tax \$
Australian dollars	Maximum	6.05	6	5.06	5
	Minimum	-	-	-	-
Japanese Yen	Maximum	8.50	150,938	11.34	181,419
	Minimum	-	-	-	-
Euro	Maximum	-	-	2.31	17
	Minimum	(2.13)	948	(0.59)	(4)

Hong Kong dollar ("HKD") is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company therefore consider the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

The sensitivity analysis assumes that the change in foreign exchange rates had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to foreign currency risk at the end of the reporting period, including intercompany payables and receivables that are denominated in currencies other than the functional currency. The analysis is performed on the same basis for 2024.

(e) Fair values of financial assets and liabilities

The fair values of financial assets and liabilities are considered not to be materially different from the carrying values in the statement of financial position as at 31 December 2025 and 31 December 2024.

12 Immediate and ultimate holding company

At 31 December 2025, the directors consider the Company's immediate holding company to be Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited, which was incorporated in Hong Kong. This entity produces financial statements but not available for public use. Its ultimate holding company at 31 December 2025 is considered to be Citigroup Inc., which was incorporated in the United States of America. Citigroup Inc. produces consolidated financial statements under generally accepted accounting principles in the United States of America, which are available for public use.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

13 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2025

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of new or amended standards, which are not yet effective for the year ended 31 December 2025 and which have not been adopted in these financial statements. These developments include the following which may be relevant to the Company.

	<i>Effective for accounting periods beginning on or after</i>
Amendments to HKFRS 9, <i>Financial instruments</i> and HKFRS 7, <i>Financial instruments: disclosures – Contracts referencing nature-dependent electricity</i>	1 January 2026
Amendments to HKFRS 9, <i>Financial instruments</i> and HKFRS 7, <i>Financial instruments: disclosures – Amendments to the classification and measurement of financial instruments</i>	1 January 2026
Annual improvements to HKFRS Accounting Standards – Volume 11	1 January 2026
HKFRS 18, <i>Presentation and disclosure in financial statements</i>	1 January 2027
HKFRS 19, <i>Subsidiaries without public accountability: disclosures</i>	1 January 2027

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these developments is expected to be in the period of initial application. So far it has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the financial statements except for the following:

HKFRS 18, *Presentation and disclosure in financial statements*

HKFRS 18 will replace HKAS 1 *Presentation of financial statements* and aims to improve the transparency and comparability of information about an entity's financial statements. HKFRS 18 is effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2027 and is to be applied retrospectively.

Among other changes, under HKFRS 18, entities are required to classify all income and expenses into five categories in the statement of profit or loss, namely the operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations categories. Entities are also required to provide specific disclosures about management-defined performance measures in a single note in the financial statements.

The company does not plan to early adopt HKFRS 18 and is still in the process of assessing the impact of the adoption.

（２）【損益計算書】

管理会社の損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の純損益およびその他の包括利益計算書を御参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

利益相反

受託会社および管理会社の業務は、トラストに対するものに限られず、受託会社および管理会社は、その他の者に対して、受託会社および管理会社が取り決める条件により類似のまたはその他のサービスを自由に提供し、またこれにより支払われる報酬またはその他の金銭を、自らの利用および利益のために保持することができる。管理会社は、管理会社がその他の者に類似のサービスを提供する過程において、またはその他の資格におけるもしくは信託証書に基づくその義務を履行する過程におけるもの以外の何らかの方法によるその業務の過程において、管理会社またはその従業員もしくは代理人の知るところとなった事実または事項に関する通知により影響を受け、または受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うことになるとはみなされない。

適用ある法律および規制に定めるところに従い、信託証書のいかなる記載も、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）が以下に掲げることを行うことを妨げるものではない。

- (a) 受益証券の保有者となり、また管理会社が信託証書の当事者でなかった場合に有するものと同一の権利をもって受益証券の保有、処分またはその他取引を行うこと。
- (b) 自らの計算において信託財産を構成するいずれかの投資対象と同一または類似の投資対象を買い付け、保有しおよび取引すること。ただし、受託会社が、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）から資産を買い付けまたは管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）に対して信託財産を構成する資産を売り付ける場合、関連するサブ・ファンドは、公開市場で、同一の規模および同一の性質の取引が信頼性のある相手方との間に行われる際に関連する市場において利用可能な最良の条件をもって取引を実行した場合より劣位の条件には置かれないものとする。
- (c) (前項(b)項に定めるところに従い) 受託会社との間に金融取引、銀行取引もしくはその他の取引またはいずれかの受益者または信託財産を構成する証券を有するいずれかの者との間に当該取引を契約しもしくは締結すること、またはかかる契約もしくは取引に関与すること。管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）は、いかなる場合も受益者および受託会社に対する管理会社の義務に基づき、関連する当事者間の関係のみを理由としてかかる契約または取引に関して説明することを要求されないものとする。
- (d) 管理会社のいずれかの取締役もしくはパートナーまたは当該取締役の関係者のいずれかの取締役もしくはパートナーが利害関係を有すると管理会社が認識する信託財産に関して、受託会社との間に、または受託会社のために取引を行うこと。ただし、当該利害関係の性質が最初に受託会社に対して開示されることを条件とする。

5【その他】

（１）定款の変更

総会の特別決議により、管理会社の通常定款は変更することができる。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当なし。

（３）出資の状況

該当なし。

（４）訴訟事件その他の重要事項

本有価証券報告書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実または与えたと予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、12月末日に終了する１年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2026年4月末日現在、2,592万1千米ドル(約41億5,747万円)

(ロ) 事業の内容

CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、また存続する会社である。受託会社は、CIBC カリビアン・バンク・リミテッド(CIBC Caribbean Bank Limited)が間接的な91.67%を所有する子会社であり、世界有数の規模の銀行の一つであるカナダ帝国商業銀行が過半数を所有する子会社である。1965年に設立された受託会社は、ケイマン諸島における有数の完全に統合された銀行および信託会社の一つであり、銀行業、信託業および投資業のすべての分野の業務を提供している。同社の顧客には、ケイマン諸島および世界中の個人、法人およびその他の機関が含まれる。受託会社は、適式に設立され、有効に存続しており、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済)の規定に基づく業務を引受けることについて認可を得ている。同社は、ミューチュアル・ファンド法の規定に基づくミューチュアル・ファンド管理者の免許も受けている。

(2) 香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイ(「保管会社」)

(イ) 資本金の額

該当する資本金はない。

(ロ) 事業の内容

シティバンク・エヌ・エイおよびその子会社(以下、総称して「シティバンク・エヌ・エイ」という。)は、1814年にアメリカ合衆国において設立されて以来、国内外の顧客に対する保管および決済業務の提供者である。1962年から1990年にかけて、シティバンク・エヌ・エイは、シティバンクの支店、子会社およびコルレス銀行によって組織される国際的な保管ネットワークを設立した。今日、シティバンク・エヌ・エイの国際的な保管ネットワークは、すべての先進市場および新興市場を網羅している。

シティバンク・エヌ・エイは、香港において1970年代の中頃から証券業務の提供を開始し、1980年代の中頃には完全に運営される保管業務を開始した。今日、香港におけるシティバンク・エヌ・エイの証券業務は、一流の銀行、ファンド・マネージャー、証券業者、保険会社および政府団体による国際的な顧客基盤を有している。

(3) エイペックス・ファンド・サービズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

2026年4月末日現在、約8億8,700万円

(ロ) 事業の概要

エイペックス・グループは、世界中のファンドおよび集団投資スキームに対し、専門的なファンド管理事務および名義書換代理業務を提供している。管理事務代行会社は、評価の作成、財務記録の保管、名義書換代理機関および譲渡代理機関としての業務など、サブ・ファンドの一般的な管理業務を行う。

(4) シティグループ証券株式会社(「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2026年4月末日現在、963億7百万円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づく登録を受け、日本において金融商品取引業を行っている。同社の主たる業務は、投資銀行業務、セールス・アンド・トレーディング業務、リサーチ業務である。同社はまた、外国投資信託の日本における販売の取扱いを行っている。

(5) 株式会社S M B C信託銀行(「販売会社」)

(イ) 資本金の額

2026年4月末日現在、875億5,000万円

(ロ) 事業の内容

株式会社S M B C信託銀行は、銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務および併営業務を営んでいる。

(6) 三井住友D Sアセットマネジメント株式会社(「副管理会社」)

(イ) 資本金の額

2026年4月末日現在、20億円

(ロ) 事業の内容

三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っている。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド

C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、トラストの受託会社である。受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、以下に掲げる事項を条件として、法律または信託証書に基づき付与された権利、特典、機能、職務、信託および裁量の全部または一部をいずれかの人、機関、団体または法人(管理会社を含むが、これに限られない。)に対して委託する機能を有する。

(a) 受託会社は、管理会社に対して、当該委託が生ずる前または当該委託の発生後合理的期間内に当該委託について通知するものとする。

(b) 受託会社は、各当該委託先が(適用ある限り)信託証書の規定を遵守することを確保するためその合理的な努力のすべてを用いるものとする。

(c) かかる者との間の書面による契約においては、同契約に基づく求償権が関連するサブ・ファンドの信託財産のみに制限され受託会社の自己勘定の資産に及ばないように制限する旨の条項が含まれているものとする。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

受託会社は、いかなる時においても、いかなる原因によるものであっても、あるサブ・ファンドの信託財産もしくはその一部もしくはその収益について発生し、またはこれらが被った損失、損害、請求、経費または費用に関して責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が受託会社自身の現実の詐欺または故意の不履行によって生じた場合はこの限りではない。

受託会社は、トラストに関する潜在的な債権者との間のいかなる取引においても、支払義務が生じ、かつ当該債権者に対して支払われるべき負債、債務または責任を履行するために当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみに対して求償権を有することを確保する。

受託会社は、受託会社に対して、当該サブ・ファンドの受託会社として提示され、発生したまたは被ったいかなる訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用(一切の訴訟費用、専門家費用およびその他類似の費用を含む。)のすべてまたはこれらのいずれかに対して、関連するサブ・ファンドの信託財産から補償を受ける。上記にかかわらず、

(a) 受託会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、その他のサブ・ファンドに関連して発生した責任について補償を受ける権利を有さない。

(b) ケイマン諸島の裁判所によって受託会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行の結果生じたものであると認定された受託会社が被った訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用または要求に関しては、受託会社が補償を受けることはできない。

受託会社は、管理会社および全受益者に90日以上前の事前の通知を行うことにより退任することができる。かかる退任は、後任の受託会社の選任後にのみ効力を生ずる。受益者は、受益者決議による承認を得た上で、いつでも受託会社を解任し、後任の受託会社を指定することができる。

(2) 香港支店を通じて行爲するシティバンク・エヌ・エイ

受託会社は、香港支店を通じて行爲するシティバンク・エヌ・エイを預託されるサブ・ファンドの資産の保管会社として行爲するよう選任した。

保管会社は、保管契約の条項に基づき、預託されるサブ・ファンドの資産の安全な保管業務を提供することに同意した。

受託会社または保管会社のいずれも、他方当事者に対して90日前までに書面による通知を行うことにより、保管契約を終了させることができる。

受託会社は、保管契約に関して保管会社が被った一切の損失、経費、損害および費用(合理的な弁護士費用を含む。)ならびにあらゆる請求、要求または訴訟についての債務(以下、それぞれを「損失」という。)に関して、保管会社に対してサブ・ファンドの資産からのみ補償し、かつ保管会社を保護することに同意した。ただし、保管会社の過失、故意の不正行爲もしくは詐欺、またはその名義人、支店もしくは子会社の過失、故意の不正行爲もしくは詐欺の結果による損失を除く。かかる過失または故意の不正行爲の場合、損失または損害に関連する保管会社の債務は、(i) 有価証券の代替物または受託会社が当該過失または故意の不正行爲を合理的に認識すべきであった時点における当該損失または損害に関連する有価証券の市場価格のうち少ない方、および() 「現金」(保管契約に定義される。)の代替物に、() 現金勘定の基準となる通貨に適用されるレートでの当該時点までの補償利息を加えた額を超えない。保管会社は、いかなる状況においても、結果的な損失または損害について、受託会社に対し責任を負わず、これは当該損失または損害の可能性を知らされていた場合においても同様である。

保管会社は、香港、セントラル、ガーデン・ロード3、チャンピオン・タワー50/Fに登録事務所を有する。

保管会社は、香港金融管理局によって、香港において規制される。

(3) エイペックス・ファンド・サービス(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド

英文目論見書の規定にかかわらず、エイペックス・ファンド・サービス(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドは、サブ・ファンドの管理事務代行者兼名義書換代行者として選任された。管理事務代行契約の条項に基づき、管理事務代行会社は、受益証券の発行、譲渡および買戻しに関連する登録事務および名義書換代行業務(取得申込みおよび買戻請求の回収および処理(適用されるマネー・ロンダリング防止規定の遵守を確保するための申込人および受益者の確認の実施を含む。))、申込金の回収および買戻代金の支払いならびに受益者名簿の維持または維持の監督を含むが、これらに限られない。)を提供すること、サブ・ファンドの一切の財務および会計の記録ならびに財務書類を維持することならびに純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を集計、計算および公表すること、サブ・ファンドの財務および会計の記録および財務書類を管理会社と調整すること、サブ・ファンドまたは保管会社もしくはこれに相当するその他の者(ファンド管理事

務代行者、プライベート・エクイティ・マネージャーまたは副保管者等)により維持される投資の記録について毎暦月1回以上調整を行うこと、ならびに監査手続をサポートすることを含むが、これらに限られないサブ・ファンドの運営に必要とされる管理事務業務を提供する。提供される管理事務業務の詳細は、管理事務代行契約に規定される。

管理事務代行会社は、シンガポール、038989、9 テマセク・ブルバード、サンテック・タワー 2、#12-01/02に登録事務所を有する。

(4) シティグループ証券株式会社

日本における代行協会員業務を行う。

(5) 株式会社S M B C 信託銀行

管理会社は、受益証券販売・買戻契約に基づき、受益証券の販売会社として行為するために、株式会社S M B C 信託銀行を選任した。受益証券販売・買戻契約の条件に基づき、販売会社は、日本法に従い、管理会社から受益証券を購入し、日本国内(のみ)の投資者から注文された購入申込みを完了する責任を負う。

受益証券販売・買戻契約に従い、管理会社は、管理会社の故意の不法行為または過失により生じ、販売会社が負担または被った一切の損失、責任、訴訟、手続き、請求、費用および経費(合理的な弁護士費用を含む(ただし、これらに限られない。)) (以下「損失等」という。)につき、当該損失等が販売会社の故意の不履行または詐欺から生じた場合を除き、販売会社をサブ・ファンドの資産によって補償することに同意している。

販売会社の選任は、管理会社により、または販売会社が相手方当事者に3か月前までに書面による通知を行い、または受益証券販売・買戻契約に記載されるその他一定の状況において終了されない限り(かつ、その終了のときまで)、継続する。

(6) 三井住友D S アセットマネジメント株式会社

管理会社と副管理会社との間の副管理契約に基づき、管理会社は、副管理会社を選任しており、副管理会社は、サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い、とりわけ、マネージド指数を管理すること、ならびにサブ・ファンドの投資目的および投資方針に従って受益証券の各クラスの計算において関連するスワップ取引を発注することについて責任を負う。

管理会社は副管理契約において、副管理契約に基づく副管理会社の業務の遂行において、副管理会社に対して、課され、発生し、または主張され得るあらゆる種類または性質の責任、債務、損失、損害、制裁、行為、判決、訴訟、合理的経費、費用または支出(副管理会社、その使用人、代理人または委託先の側の詐欺、故意の不履行または過失によるものを除く。)について、もっぱらサブ・ファンドの資産から補償することを合意している。

3【資本関係】

管理会社および保管会社ならびに代行協会員は、シティグループ・インクの子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要
 - 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
 - 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
 - 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
 - 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本投資信託制度の概要の残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
 - 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
 - 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しておりケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- (a) 投資持分の所有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合
- (b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合
- ただし、以下を除く。
- (a) 銀行および信託会社またはケイマン諸島の保険法（改正済）に基づく免許を受けた者
- (b) ケイマン諸島の住宅金融組合法（改正済）またはケイマン諸島の共済会法（改正済）に基づき登録された者、または
- (c) 非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一例は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）
- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の（改正）ミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならず、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4 . 投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔のまたは犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島の投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5 . 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社またはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれのタイプの免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。)に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の(i)および(ii)に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
 - (i) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

(ii) 免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(改正済)(以下「BOTA」という。)

において「法人向けサービス提供者」として定義されている場合

- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- (i) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。

- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としていない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服しないと約定を取ることができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、パイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登録をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。

- (vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、（免除会社と同様に）別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬／プラン・ピークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ピークルを含む。）がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。ケイマン諸島の契約（第三者の権利）法（改正済）により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOTAに基づく義務を遵守しなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、

本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること

- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュア

ル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) BOTAに定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、BOTAに違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはしようとして意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、

- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えずに、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
- 9 . ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行
- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者

が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索すること
- (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、以下の場合はこの限りでない。

- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報公開法(改正済)、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改正済)(以下「犯罪収益に関する法律」という。)またはケイマン諸島の薬物濫用法(改正済)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
- (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。)に関係する場合
- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
- (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
- (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
- (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合

- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11.1 ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法（改正済）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

(i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

(ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていけば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

(a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法（改正済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法（改正済）第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照：第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照：第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - (iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任

務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表第2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること

- (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
 - (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。

- (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託

託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

(b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- (v) 監査人の氏名および住所
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- (x) 証券の発行および売却に関する手順および条件
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手順および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xxi) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xxii) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xxiii) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv) 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

該当事項なし。

第5【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

別紙A 定義

文脈上別異に解すべき場合を除き、本書において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意義を有する。

口座開設書式	受益証券の取得申込みのために投資家口座を開設するために必要な、管理事務代行会社から入手する書式をいう。
管理事務代行契約	サブ・ファンドに関して受託会社、管理会社および管理事務代行会社の間で締結された2023年10月25日付管理事務代行契約および2025年3月頃付添付契約（随時修正される。）をいう。
管理事務代行会社	エイベックス・ファンド・サービズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドまたはサブ・ファンドの管理事務代行会社として受託会社によって選任されるその他の者をいう。
代行協会員	受益証券の募集に関して管理会社の日本における代行協会員としてのシティグループ証券株式会社または随時選任されるその他の団体をいう。
代行協会員契約	管理会社および代行協会員の間で締結された2025年3月頃付代行協会員契約（随時修正される。）をいう。
ベース指数	米国マーケット・ストラテジー米ドル指数をいう。
債券月末ポジション戦略	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、米国マーケット・ストラテジー」の項において定める意味を有する。
営業日	ロンドン、ニューヨーク、香港および東京の各地において商業銀行が営業を行っており、シカゴ・マーカントイル取引所がその通常の立会を行っているそれぞれの日（土曜日、日曜日祝日または12月24日を除く。）ならびに／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。ただし、いずれかの日において、香港の銀行の営業時間が短縮された場合、当該日は営業日とはならない（ただし、管理会社が別途決定する場合はこの限りではない。）。
クラス基準通貨	（a）米ドル建て受益証券について、米ドルをいう。 （b）円建て受益証券について、日本円をいう。
払込日	2025年5月2日または管理会社が受益証券のクラスについて決定するその他の日をいう。
本制約	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、米国マーケット・ストラテジー」の項において定める意味を有する。

保管会社	香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイまたはサブ・ファンドの保管会社として受託会社によって選任されるその他の者をいう。
保管契約	受託会社および保管会社の間で締結された2025年2月頃付保管契約（随時修正される。）をいう。
取引期限	当初申込期間中に行われる取得申込みに関しては、当初申込期間の最終日の東京時間18時、取得日もしくは買戻日に関して行われる取得申込みもしくは買戻しに関しては、該当する場合、関連する取得日もしくは買戻日の直前の2営業日前の東京時間17時、またはいずれの場合も管理会社が一般的もしくはは特定の場合について決定するその他の日時をいう。
本要約	指数スポンサーによって作成および公表される関連する本指数の平易な言葉で書かれた要約をいい、一または複数の文書で構成される場合がある。疑義を避けるために付言すると、関連する本指数の本要約を構成する文書には、「Description」を含むがこれに限られない様々な表題が付される可能性がある。
販売会社	株式会社S M B C 信託銀行または受益証券の販売会社として随時選任されるその他の団体をいう。
適格投資家	（ i ）米国の居住者、米国において設立されもしくは存続するパートナーシップ、または米国の法律に基づき設立されもしくは米国において存続する法人、信託もしくはその他の団体、（ ）ケイマン諸島に所在または居住する者または団体（慈善信託もしくは慈善権限授与の対象者またはケイマン諸島の免除会社もしくは非居住会社を除く。）、（ ）適用ある法律に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者、法人または団体、または（ ）上記（ i ）から（ ）に記載される者、法人もしくは団体の保管会社、名義人もしくは受託会社、のいずれにも該当しない者、法人または団体または管理会社がサブ・ファンドに関して随時決定し、受託会社に通知するその他の者、法人もしくは団体をいう。
金融商品取引法	日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）をいう。
確定利付商品	買付けの時点において満期までの残存期間が12か月以下である米ドル建て受益証券に関しては米国財務省短期証券、円建て受益証券に関しては日本短期国債をいう。
機能通貨	米ドルをいう。
本指数	（文脈により）ベース指数、円指数、金利ダイナミックカーブ戦略および／または債券月末ポジション戦略をいう。

インデックス・アロケーター	三井住友DSアセットマネジメント株式会社または各マネージド指数に係るインデックス・アロケーターとして指名されるその他の者をいう。
インデックス・アロケーション契約	各マネージド指数に関して、指数管理事務代行会社および（副管理会社として行動する）インデックス・アロケーターとの間で締結されたインデックス・アロケーション契約をいう。
指数営業日	（a）ベース指数および円指数に関しては、ロンドンおよびニューヨークにおいて、商業銀行および外国為替市場が決済を行い、通常の営業時間中に一般業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）のために営業を行い、かつ、シカゴ・マーカントイル取引所がその通常の立会を行うことが予定されている各日をいい、 （b）その他の本指数に関しては、関連する本指数の指数要項において定義される意味を有する。
指数計算代理人	シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドまたはいかなる時点においても指数スポンサーが指数計算代理人として選任するその他の者をいう。
指数要項	指数スポンサーによって作成および公表される関連する本指数の計算の基準となる指数の要項の最新版をいい、一または複数の文書で構成される。疑義を避けるために付言すると、関連する本指数の指数要項を構成する文書には、「Key Terms」、「General Terms」、「Module」および/または「Basket Calculation Module」を含むがこれに限られない様々な表題が付される可能性がある。
指数通貨	ベース指数に関しては米ドル、円指数に関しては日本円をいう。
指数報酬	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、米国マーケット・ストラテジー」の項において定める意味を有する。
指数水準	（文脈により）ベース指数または関連する本指数の指数水準をいう。
指数スポンサー	シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドをいう（ただし、指数要項の各編において、「指数管理事務代行会社（Index Administrator）」という用語が、その立場においてシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドを指すために用いられる場合があることを、投資者は、留意すべきである。）。
当初申込期間	2025年4月8日から2025年4月30日までの期間、または管理会社が受益証券のクラスについて決定する場合があるその他の期間をいう。
投資可能手取金	受益証券のクラスについて、経費、費用を控除し、および他の実際のまたは偶発的負債を考慮した後の投資可能な申込代金の純額をいう。

投資対象	人、団体（法人格の有無を問わない。）、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関によって発行されたあらゆる種類の株、株式、パートナーシップ持分、債券、負債、優先株、ワラント、転換社債、貸株、投資信託の受益証券もしくは副受益証券、株式もしくはストック・オプションもしくは先物取引、通貨スワップ、金利スワップ、レポ取引、譲渡性預金証書、約束手形、為替手形、もしくはあらゆる種類の有価証券、もしくは上記の者に対してなされるローン（もしくはローン・パーティシペーション）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームへの参加、および、全額もしくは一部払込済または未払いであるかを問わず、不動産または管理会社が随時書面により指定するその他の投資対象もしくはその派生商品をいう。
投資運用契約	受託会社および管理会社の間で締結された投資運用契約（随時修正または追補される。）をいい、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産の運用に関する投資運用サービスを管理会社に委託する。
投資運用サービス	投資運用契約に基づき管理会社に委託された各サブ・ファンドに関する業務ならびに／または管理会社および受託会社が書面にて随時合意するその他の業務をいう。
発行価格	米ドル建て受益証券について受益証券1口当たり10米ドル、および円建て受益証券について受益証券1口当たり1,000円をいう。
円指数	ベース指数から派生した指数であって、日本円で表示される米国マーケット・ストラテジー日本円指数をいう。
円建て受益証券	「円建て受益証券」として指定される日本円建ての受益証券をいう。
マネージド指数	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、米国マーケット・ストラテジー」の項において定める意味を有する。
管理会社	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドをいう。
マーケット・トラッカー指数	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、米国マーケット・ストラテジー、債券月末ポジション戦略」の項において定める意味を有する。
純資産価額	機能通貨建てで表示されるサブ・ファンドの純資産価額をいう。

受益証券1口当たり 純資産価格	受益証券のあるクラスの受益証券に関して、当該クラスに帰属すべき純資産価額を計算時における当該クラスの発行済受益証券口数で除してクラス基準通貨で表示されるものをいう。受益証券1口当たり純資産価格は、米ドル建て受益証券については(0.0005を切り上げる通常の下捨五入の方法に従い)小数第3位未満を四捨五入し、円建て受益証券については(通常の下捨五入の方法に従い)1円単位まで四捨五入し、またはいずれの場合も管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位未満を四捨五入して当該位まで算出する。
英文目論見書	2015年5月付のトラストに関する英文目論見書(随時修正または補足される。)をいう。
本パラメータ	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針、米国マーケット・ストラテジー」の項において定める意味を有する。
金利ダイナミックカーブ戦略	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針、米国マーケット・ストラテジー」の項において定める意味を有する。
買戻日	各営業日および/または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
買戻通知	管理会社または管理事務代行会社より入手可能な様式による、受益者がその保有する受益証券に関して提出する買戻通知をいう。
買戻価格	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの受益証券1口当たりの買戻価格をいい、信託証書に基づき、当該サブ・ファンドに関する関連する英文目論見書補遺に要約される方法で計算される。
サブ・ファンド	信託証書および追補信託証書に基づき設定および設立されたトラストのサブ・ファンドである米国マーケット・ストラテジーをいう。
米国マーケット・ストラテジー	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針」の項において定める意味を有する。
副管理会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社または随時サブ・ファンドの副管理会社として指名されるその他の者をいう。
取得日	各営業日および/または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。

申込書式	前記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込(販売)手続等、(1) 海外における販売、手続き」の項で詳述されるとおり電子メールまたは管理事務代行会社が承認するその他の形式で、受益者により提出される受益証券の取得申込みをいう。
追補信託証書	受託会社および管理会社の間で締結され、サブ・ファンドを設立する2025年1月23日付追補信託証書をいう。
スワップ・カウンター パーティー	シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドまたはその関連会社および/もしくは管理会社が決定するその他のカウンターパーティーをいう。
スワップ取引手数料	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、スワップ取引」の項において定める意味を有する。
スワップ取引	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、スワップ取引」の項において定める意味を有する。
スイッチング請求書	管理会社または管理事務代行会社から入手可能なスイッチング請求書をいう。
償還日	2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。
トラスト	ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラストをいう。
信託証書	受託会社および管理会社の間で締結された2008年10月21日付トラストの設立に関する信託証書(2015年3月10日付修正・再録信託証書により修正および再録済。)(随時修正および追補される。)をいう。
受託会社	C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドをいう。
信託財産	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する100米ドルの当初資産および以下の金額の合計をいう。 (a) 当該サブ・ファンドの受益証券の発行手取金 (b) 信託証書に定められるとおり、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社またはその代理人が保有し、または保有しているとみなされる一切の現金およびその他の資産 また、かかる用語が一般的に用いられる場合、「信託財産」とは、すべてのサブ・ファンドに総じて適用する信託財産をいうものとする。

受益証券	サブ・ファンドの受益証券をいい、「受益証券」との用語は、受益証券のすべてのクラスを含むものとする。ただし、文脈により別意に解すべき場合はこの限りではない。
受益者	受益証券に関してある期間において登録された保有者をいい、受益証券の保有者として共同して登録されるすべての者を含む。
受益者決議	（ a ）すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議（当該決議により、各受益者は、すべてのサブ・ファンドの純資産価額の総額に対して当該受益者が保有するすべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の総額の比率に基づき比例按分して計算される議決権を受領するものとする。）、または（ b ）受益者集会において、当該集会に関する基準日に、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者により可決された決議をいう。
米国	アメリカ合衆国、その属領および領土をいう。
米ドル建て受益証券	「米ドル建て受益証券」として指定される米ドル建ての受益証券をいう。
米ドル	米国の法定通貨である米ドルをいう。
評価日	各営業日および/または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
ボルカー・ルール	一定の適用除外に従い、特定の銀行事業体が自己勘定取引に従事することまたは特定のプライベート・ファンドの所有持分の取得もしくは保持を行うこと、もしくは特定のプライベート・ファンドのスポンサーとなることもしくは特定の関係を持つことを一般的に禁止する、「ボルカー・ルール」として一般に知られる2010年ドッド=フランク・ウォール街改革・消費者保護法の規定をいう。
日本円、円	日本の法定通貨である日本円をいう。

別紙B サブ・ファンド・プライバシー通知

はじめに

本通知の目的は、貴殿に対し、データ保護法（改正済）（以下「DPA」という。）に従った貴殿の個人データの使用に関する情報を提供することである。

本文書において、「当社」とは、受託会社ならびにその関連会社および/または委託先をいう。

投資者データ

サブ・ファンドへの投資、ならびにそれに関連して貴殿と当社との間でやりとり（（該当する場合）電子通信または電話の記録を含み、何らかの申込み（過去、現在または未来のものかを問わない。）を含む。）を行うことにより、または貴殿が別途、投資者である貴殿と関係のある個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、クライアント、実質的所有者または代理人）に関する個人情報を当社に提供することにより、貴殿は、DPAに定める意味の範囲内における個人データに該当する一定の個人情報（以下「投資者データ」という。）を当社に提供することとなる。当社は、その他の公的な情報源からも投資者データを取得することができる。投資者データには、貴殿および/または投資者である貴殿と関係する個人に関連する以下の情報が含まれるが、これらに限られない。

氏名、居住地住所、電子メールアドレス、連絡先詳細、会社連絡先情報、署名、国籍、出生地、生年月日、納税者番号、信用履歴、通信記録、パスポート番号、銀行口座詳細、資金源の詳細および貴殿の投資活動に関連する詳細。当社が投資者データを使用する場合、受託会社は、DPAの目的上、「データ管理者」として特徴付けられる。受託会社の関連会社および委託先は、DPAの目的のために「データ処理者」として行為することができる。

影響を受ける対象

貴殿が自然人である場合、当該データの使用により貴殿が直接影響を受けることとなる。貴殿が、当社との投資に関連して理由の如何を問わず貴殿に關係する個人に関する投資者データを当社に対して提供する法人の投資者（これらの目的において、信託または免除リミテッド・パートナーシップ等の法律上の組織体を含む。）である場合、当該データの使用は当該個人に関連するものとなり、貴殿は、本文書を当該個人に送信するか、またはその他当該個人に対してその内容を助言すべきである。

貴殿の個人データの使用方法

データ管理者である受託会社は、特に、以下を含む適法な目的のために、投資者データを収集、保管および使用することができる。

- (i) 口座開設書式および各申込書式ならびに/またはサブ・ファンドの設立文書および運用文書に基づく当社の権利および義務の履行のために必要である場合、
- () サブ・ファンドが適用を受ける法律上および規制上の義務を遵守するために必要である場合（マネー・ロンダリング防止およびFATCA / CRSの要件の遵守等）、および/または
- () 当社の正当な利益のために必要であり、貴殿の利益、基本的権利または自由が当該利益に優先しないで、投資者データがダイレクト・マーケティングまたは他の同様の目的のために使用されない場合。

さらに、エイベックス・ファンド・サービスズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）は、例えば、受託会社に自己のサービスを提供するため、または自己に直接適用される、若しくは受託会社が管理事務代行会社に依頼することに関して適用される法律上若しくは規制上の要件を履行するために投資者データを使用することができるが、管理事務代行会社によるかかる投資者データの使用は、少なくとも当社が投資者データを処理する上述の目的のいずれかと常に適合する。

投資者データを他の特定の目的（該当する場合、貴殿の同意を必要とする何らかの目的を含む。）に使用することを希望する場合、当社は、貴殿に連絡する。

貴殿の個人データの移転理由

一定の状況において、当社および/または当社の授權された関連会社もしくは委託先は、ケイマン諸島金融当局または税務情報庁等の関連規制当局と、投資者データおよびサブ・ファンドにおける貴殿利益に関するその他の情

報を共有することを法的に義務付けられる場合がある。また、これらの当局は、その後、税務当局を含む海外当局と本情報を交換することができる。

当社は、受託会社およびその各関連会社(ケイマン諸島外または欧州経済領域外に所在する一定の事業体を含む場合がある。)にサービスを提供する当事者に対して投資者データを開示することを予期している。かかる当事者には以下の者が含まれ、以下の者は、当社を代理して、または受託会社に提供するサービスに関連する自らの適法な目的のために、個人データを処理することができる。

- (i) 保管会社
- () 管理事務代行会社
- () 販売会社
- () 代行協会員
- (v) 管理会社
- () 副管理会社
- () 監査人、および
- () 英文目論見書およびサブ・ファンドに関するその補遺に列挙される他のアドバイザーまたはサービス提供者

当社が講じるデータ保護措置

当社または当社の適式に授権された関連会社および/もしくは委託先によるケイマン諸島外への投資者データの移転は、DPAの要件に従うものとする。

当社ならびに当社の適式に授権された関連会社および/または委託先は、投資者データの不正なまたは違法な処理、および投資者データの偶発的な紛失もしくは破壊または損害に対する保護を意図された適切な技術的および組織的情報セキュリティ措置を適用するものとする。

当社は、貴殿または該当する投資者データに関連するデータ主体のいずれかの利益、基本的権利または自由に対するリスクをもたらす合理的な可能性のある何らかの投資者データ違反について、貴殿に通知するものとする。

お問い合わせ

不明点がある場合、またはデータ保護権について当社と協議されたい場合、管理会社

(citifirst.im@citi.com) まで問い合わせられたい。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

監査意見

私どもは、5ページから33ページ（訳注：原文のページ）に記載されたレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストのサブ・ファンドである米国マーケット・ストラテジー・ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2025年12月31日現在の財政状態計算書、2025年5月2日（運用開始日）から2025年12月31日までの期間の包括利益計算書、受益者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要性がある会計方針の情報およびその他の説明情報により構成される注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」という。）が発行したHKFRS会計基準に準拠して、サブ・ファンドの2025年12月31日現在の財政状態、ならびに2025年5月2日（運用開始日）から2025年12月31日までの期間の経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HKICPAが発行した香港監査基準（以下「HKSA」という。）に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、ケイマン諸島における財務書類の監査に関連のある倫理上の要求とともに、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（以下「IESBA規程」という。）に基づきサブ・ファンドに対して独立性を保持しており、また、これらの要求およびIESBA規程で定められるその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

サブ・ファンドは、これらの財務書類を英語から日本語に翻訳することができる。私どもは、当該翻訳に関するいかなる手続も行っていない。財務書類および監査報告書の英語版と日本語版との間に矛盾がある場合は、英語版が優先するものとする。

財務書類および監査報告書以外の情報

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書を除いたすべての情報である。

私どもの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。

私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対するサブ・ファンドの管理会社および受託会社の責任

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、HKICPAが発行したHKFRS会計基準に準拠して、当該財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するためにサブ・ファンドの管理会社および受託会社が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、サブ・ファンドの管理会社および受託会社がサブ・ファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。本報告書は、合意された契約条件に従い、機関としての受託会社に対してのみ作成されたものであり、他の目的では作成されていない。私どもは、本報告書の内容について、他の何人に対しても責任を負わない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HKSAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証（guarantee）するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私どもは、HKSAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、または内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、サブ・ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ サブ・ファンドの管理会社および受託会社が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびにサブ・ファンドの管理会社および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ サブ・ファンドの管理会社および受託会社が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私どもの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、サブ・ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私どもは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、サブ・ファンドの管理会社および受託会社に対して報告を行っている。

ケーピーエムジー エルエルピー

2026年6月24日

[次へ](#)

Independent auditors' report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of US Market Strategy Fund (the “Series Trust”), a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust, set out on pages 5 to 33, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2025, the statement of comprehensive income, the statement of changes in net assets attributable to unitholders and the statement of cash flows for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025 and notes, comprising material accounting policy information and other explanatory information.

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 31 December 2025, and of its financial performance and its cash flows for the period from 2 May 2025 (date of commencement of operations) to 31 December 2025 in accordance with HKFRS Accounting Standards as issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (“HKICPA”).

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (“HKSA”) as issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) (“IESBA code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other matter

The Series Trust may translate these financial statements from English to Japanese. We were not engaged to perform any procedures over the translations. In the event of any inconsistencies between the English and the Japanese versions of the financial statements and our auditors' report, the English version shall prevail.

Information other than the financial statements and auditors' report thereon

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Manager and the Trustee of the Series Trust for the financial statements

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with HKFRS Accounting Standards as issued by the HKICPA and for such internal control as the Manager and the Trustee of the Series Trust determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Manager and the Trustee of the Series Trust either intend to liquidate the Series Trust or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with HKSA's, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Manager and the Trustee of the Series Trust.
- Conclude on the appropriateness of the Manager's and Trustee's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Manager and the Trustee of the Series Trust regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG LLP

24 June 2026

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

（訳文）

独立監査人の監査報告書

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
（香港で設立された有限責任会社）
の株主各位

財務書類監査に関する報告**監査意見**

私どもは、7ページから27ページ（訳注：原文のページ）に記載されたシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類、すなわち、2025年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した事業年度における純損益およびその他の包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要性がある会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」という。）が発行したHKFRS会計基準に準拠して、2025年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローに対して真実かつ公正な概観を与えており、香港会社法に従って適正に作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HKICPAが発行した香港会計基準（以下「HKSA」という。）に準拠し、実務指針第820号（改訂）「登録会社および仲介業者の関連会社の監査」を参照して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、HKICPAの「職業的監査人の倫理規定」（以下「当規定」という。）に準拠して会社から独立しており、さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務書類およびそれに対する監査報告書以外の情報

取締役は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、年次報告書に含まれるすべての情報から成るが、財務書類およびそれに対する監査報告書は含まれない。

財務書類に対する私どもの監査意見は、その他の情報を対象としていないため、私どもは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務書類もしくは私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾していないか、またはそれ以外に重要な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。

私どもは、実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、かかる事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

財務書類に対する取締役の責任

取締役は、HKICPAが発行したHKFRS会計基準および香港会社法に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任がある。

財務書類の作成において、取締役は、会社の継続企業の前提の評価、継続企業に関連する開示（該当する場合）および継続企業の前提に基づく財務書類の作成に責任を有する。ただし、取締役が会社を清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

さらに、取締役は、当該財務書類が、証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ証券先物（会計および監査）規則の要件を充足していることを確保する必要がある。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体として財務書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を発行することにある。当報告書は香港会社法の第405条に準拠し、集団としての株主に対してのみ作成され、前項に記載されたその他の記載内容について報告するものであり、その他の目的で使用してはならない。私どもは当報告書の内容に関して他のいかなる人物に対する責任も負わず、かつ責務も引き受けない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HKSAに準拠して実施された監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを確認するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。また私どもは、当該財務書類が証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているかどうかについての合理的な保証を得る必要がある。

HKSAに準拠した監査の一環として、私どもは、監査を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する他、以下を行う。

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明、または内部統制の無効化が伴うためである。

- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明することが目的ではない。
- 取締役が採用した会計方針の適切性、ならびに取締役によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- 取締役が継続企業的前提により会計処理を実施したことの適切性について結論付ける。また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不適切な場合は、財務書類に対する私どもの監査意見を修正する必要がある。私どもの結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、会社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）、ならびに、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかを評価する。

私どもは、取締役と、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して、協議する。

証券先物法の証券先物（記録の保存）規則および証券先物（会計および監査）規則に基づいた法定事項に関する報告

私どもは、当該財務書類が、証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているものと認める。

独立監査人の監査報告書の作成に係る監査責任者は、ポール・ケビン・マクシェフリー（登録番号：P05040）である。

ケーピーエムジー

公認会計士
香港、セントラル
チャターロード10
プリンスビル8階
2026年4月23日

() 上記は、英語で作成された監査報告書の訳文として記載されたものです。訳文においては原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

[次へ](#)

Independent auditor's report to the member of
Citigroup First Investment Management Limited
(*Incorporated in Hong Kong with limited liability*)

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Citigroup First Investment Management Limited (" the Company ") set out on pages 7 to 27, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2025, the statement of profit of loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended and notes to the financial statements, including a summary of material accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2025 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with HKFRS Accounting Standards as issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (" HKICPA ") and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (" HKSAs ") and with reference to Practice Note 820 (Revised), *The audit of licensed corporations and associated entities of intermediaries*, issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* (" the Code ") and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRS Accounting Standards as issued by the HKICPA and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

In addition, the directors are required to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance, and to report to you on the other matters set out in the preceding paragraph, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. In addition, we are required to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules

As part of an audit in accordance with HKSAAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on matters under the Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Securities and Futures Ordinance

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

The engagement partner on the audit resulting in this independent auditor's report is McSheaffrey, Paul Kevin (practising certificate number: P05040).

KPMG

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building

10 Chater Road

Central, Hong Kong

23 APR 2026

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書代理人が別途保管している。